京京神学大学 自己点檢 評価報告書

2023年度

東京神学大学

目 次

序	章		1
本	章		2
	1	理念・目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
:	2	内部質保証 ······	5
;	3	教育研究組織 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
.2	4	教育課程・学習成果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	5	学生の受け入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(6	教員・教育組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
,	7	学生支援 ·····	54
;	8	教育研究等環境 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	62
,	9	社会連携・社会貢献 ····································	74
1 (О	大学運営・財務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
A	L	大学運営 ·····	80
E	3	財務	91
終	章		9 9

99

序章

1 本学の自己点検・評価の基本姿勢:「絶えず改革される大学教育」をめざして

本学はキリスト教神学を専門に研究・教育する 1 学部・1 研究科大学院からなる小規模の単科大学である。本学が神学教育上大切にするプロテスタント・キリスト教の標語的理念のなかに「神の言葉により絶えず改革される教会」というのがある。それゆえに、本学の基本理念には「絶えず改革される大学」であろうとすることがある。自己点検・評価作業を行うことは、この理念を実現していくための具体的な方策として位置づけられる。

それゆえ、本学における自己点検・評価は、本学を構成する一人一人が神の前に立ち、神の言葉によって自らを吟味し、日々悔い改め、神の恵みによって新しくされることを土台とする。神の呼びかけに応答し、もっと神の意志にかなうこと、もっと隣人の益になることを追い求めていくことによって、自己点検・評価が営まれていくことになる。

教授会、職員会、理事会ともに少人数であるため、それぞれの場においてお互いの活動の内容はよく見えており、日常的につねに緊密な連絡、点検、意見交換、評価を行ってきた。とくに年3回開催(内1回は2日間)の特別教授会においては、巨視的には大学理念の実現のための全学的な見直しと将来的展望について、また微視的には在学生の単位取得状況から生活問題に至るまで、各職務担当の教員およびクラス担任が現状報告と課題の指摘、解決策の提示を行い、長時間徹底して話し合いがなされている。自己点検・評価活動は、この日常的な営為を土台にし、責任の所在や改善の方法を明確化し、大学の活動の全領域に及ぶように制度化することによって、さらなる充実を図るものである。

2 前回の大学評価を受けてからの取り組み

本学は2019(令和元)年度に「2018年度自己点検・評価報告書」によって大学評価の申請を行い、大学基準協会から送付された「東京神学大学に対する大学評価(認証評価)結果」において、2020(令和2)年4月1日から2027(令和92)年3月31日までの七年間にわたる大学基準の適合評価を受けた。

「東京神学大学に対する大学評価(認証評価)結果」においては、「是正勧告」及び「改善課題」が与えられた。二つの是正勧告のうち、一点目は、博士課程前期課程と後期課程において学生受け入れ方針が同一であったため、是正を求めるものであった。この点はすでに2019年度のうちに対応して学生受け入れ方針を改定し、前期課程と後期課程のそれぞれについての学生受け入れ方針が定められた。

是正勧告の二点目は、学生受け入れにおいて入学者数、在籍学生数が低いことの是正を求めるものである。この点は本学において常に課題として自覚し、定員充足率の向上を目指して毎年新しい計画を立て、実行し、その内容を点検し、改善を試み続けている点である。2020年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、募集に関する多くの活動が止まっていたが、2023年度においては募集活動にとって重要な後援会活動もかなり回復し、積み残されていた課題への取り組みが再開される年度となった。

改善課題のうち最も重要なのは、内部質保証システムを整備し、機能させることである。この点については2020年度以来、内部質保証向上委員会が実質的な機能を果たし始めているが、今後益々内部質保証システムを整備していく必要がある。改善課題のうち、教育課程の編成に関する基本方針を定めること、研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行うことについてはすでに改善している。また、大学院固有のFDを2022年度には実施できた。このような努力を積み重ねつつ、2023年度には改善報告書を提出した。

評定:S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的 を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

<評価の視点>

・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

学校法人東京神学大学(以下、本学と記す。)は、1学部・1学科・1研究科(神学部神学科および神学研究科)より構成された、キリスト教神学の教育研究を目的とする、日本国内唯一の単科大学である。理念・目的は「学校法人東京神学大学寄附行為」の前文にある通り、「日本基督教団の教職養成の責を担うものであるが、それとともに……世界教会的理想に従い、より広く日本の諸教会、アジアの諸教会の教職養成に貢献し、かくして日本の宣教と世界の宣教とに奉仕しようとするものである」[根拠資料 1-1]。

これを踏まえ、学部については「東京神学大学学則」第3条で「本大学は、学校教育法第83条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者〔きょうえきしゃ――牧師・伝道者〕を養成することを目的とする」と、本学の理念・目的を明確に提示している [根拠資料1-2]。また大学院に関しては「東京神学大学大学院学則」第1章総則第1条において「本大学院は、学校教育法第99条に基づき、キリスト教神学の理論および応用を教授研究する神学研究科を置く」と明確に規定している [根拠資料1-3]。

本学は基本的に学部 4 年間、大学院修士(博士課程前期課程)2 年間の一貫教育を目指しており、学部の理念・目的も研究科の理念・目的もその一貫性を重視している。それが教役者養成の世界標準だからである。しかし、一方で学部の上に更に大学院を設置している以上、学部と大学院とは異なる教育目的を持つ。

・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

周知・公表について述べれば、大学の理念・目的は「寄附行為」に明示されており、また年度始めに全学生に配布する「大学の沿革と組織」に掲載し [根拠資料 1-4]、一般にはホームページ [根拠資料 1-5]、大学案内 [根拠資料 1-6]、入試要項 [資料 1-7] などを通して広く社会に公表されている。また年 5 回発行され全国諸教会・後援会会員に送付される「学報」を通しても一般への周知が図られている [根拠資料 1-8]。

評価項目2

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の 資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容である か。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

<評価の視点>

・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。 2019 年度に内部質保証向上委員会を通して 5 カ年にわたる「東京神学大学中期計画 (2020-2024 年度)」を立案し、教授会・定期理事会・評議員会を経て将来を見据えた中期計画が策定された [根拠資料 1-9]。策定にあたっては、いずれの段階においても本学の組織・財政等の資源を確認しながら、従って、実現可能性を意識しながら、作業が進められた。

もっとも、内容に関し、その具体性や実現可能性については物足りなさを残している。 これは、具体的な目標のレヴェルを挙げることなく、「さらに強化する」・「努める」などの 文言で終わっている箇所が散見されることによる。

・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

諸施策の進捗及び達成状況の検証については、「東京神学大学教授会規程」[資料 1-10]の中で、3 月に開かれる特別教授会での取り扱い事項の一つに「ウ 中期計画進捗状況の検討」と定め(第8条の2、(3))、この規程に沿って検討を重ねている。2023年度の特別教授会(3 月)においても、内部質保証向上委員会からの報告・提言の一環として検討が行われた[根拠資料 1-11:同日教授会記録]。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

理念・目的は適切に設定されている。また、学部及び研究科の目的も適切に設定され、公表されている。本学の状況を踏まえ、これに適合した規模の中期計画が策定されている。 これらの点は長所としてよい。

問題点としては、中期計画をさらに具体的なものにする必要があることが挙げられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2を踏まえるならば、改善・発展の努力は時期的な問題も踏まえ、2025 年度からの中期 計画の策定に傾注されるのがよい。具体的に、実行できたか否か、あるいは、達成できた か・否かを判断できる計画の策定が課題である。

この点を除けば、現状に特に問題はないと思われる。

「根拠資料]

資料 1-1 学校法人東京神学大学寄附行為

資料 1-2 東京神学大学学則

資料 1-3 東京神学大学大学院学則

- 資料 1-4 大学の沿革と組織
- 資料 1-5 東京神学大学ホームページ (https://www.tuts.ac.jp)
- 資料 1-6 東京神学大学大学案内 2023 年度版
- 資料 1-7 東京神学大学入試要項
- 資料 1-8 東京神学大学学報 2023 年
- 資料 1-9 東京神学大学中期計画 (2020-2024 年度)
- 資料 1-10 東京神学大学教授会規程
- 資料 1-11 2023 年度第 3 回特別教授会記録、第 2 セッションの 2

2 内部質保証

[1. 現状の説明]

- (1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか
- a. 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 i. 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
 - ii. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部 質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
 - iii. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針

本学の現在の内部質保証システムは、2013 年度に全学的な内部質保証に責任を持つ「内部質保証向上委員会」が設置され、また、内部質保証の体系図が作成されたことに始まる。2018 年度には、「内部質保証の方針」を策定し、内部質保証システムの体系図を見直す共に、「内部質保証向上委員会規程」を策定して、内部質保証向上委員会を中心とした内部質保証体制を活性化させていくことになった。

こういった規程は、2019年度以降の規則集に掲載されている。

「内部質保証の方針」には以下のように定められている「資料 2-1]。

東京神学大学は、基本理念・目的の実現に向けて、PDCA サイクルに基づく大学の質の保証及び向上に取り組むため、内部質保証の方針を次の通り定める

- 1. 内部質保証システムの適切性について責任を担う組織は、内部質保証向上委員会とし、内部質保証システムが適切に機能するよう定期的に検証する。
- 2. 自己点検評価を毎年実施し、その結果について報告書を作成するとともに、大学の諸活動の改善に活用する。
- 3. 認証評価機関その他第三者による評価を積極的に受けることにより、大学の質の保証及び向上を図るとともに、内部質保証システム、自己点検評価の適切性を確保する。
- 4. 自己点検評価の結果を含む、本学の諸活動の現況を積極的に公開する。

また、内部質保証向上委員会で審議される具体的内容については、「内部質保証向上委員会規程」において以下のように定められている「資料 2-2]。

- (1) 内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方法の立案
- (2) 大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定
- (3) 自己点検・評価活動の結果(外部評価等における指摘事項を含む)に基づく全学に関わる改善を要する事項の改善方法の検討
- (4) その他大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準の向上に関わる事項

この内部質保証向上委員会は、教授会および全学生、そして理事会・評議員会に対し、

各構成員レベルの自己点検・評価活動を統括すると共に、外部評価者と面談する際には全学の代表として対応し、自己点検評価や外部評価の結果を受け止めて改善策の立案を各委員会や教授会に求める役割を持つ。その位置づけは、「内部質保証システムの体系図」に明示されている[資料 2-3]。

- (2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか
- a. 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- b. 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

2018 (平成 30) 年度に整備された「内部質保証の方針」において、内部質保証向上委員会が、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として規定された。そのメンバー構成は、「内部質保証向上委員会規程」において、以下のように定められている[資料 2-2]。

- (1) 学長
- (2) 教授会書記
- (3) 教務課主任
- (4) 学生課主任
- (5) 自己点検評価委員長

このうち学長が内部質保証向上委員会の委員長となり、会議を招集することになっている。

- (3) 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか
- a. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のため の全学としての基本的な考え方の設定
- b. 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- c. 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDC Aサイクルを機能させる取り組み
- d. 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- e. 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的 な実施
- f. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応
- g. 点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学においては、寄附行為及び学則に規定された理念・目的に基づいて、学位授与方針、教育課程の編成方針、学生の受け入れ方針が定められているが、この3つのポリシーを一体的に策定するための、それぞれのポリシーの記述方針を明記した基本方針はこれまで定められていなかった。しかし、2022(令和4)年度に、2020(令和2)年度自己点検評価で挙げられた上記の問題点を内部質保証向上委員会で受けとめ、2回の特別教授会での協議を経て、「東京神学大学三つのポリシー策定の基本方針」が制定された。

なお、3つのポリシーの整合性は、2018 年度以降、教務委員会及び内部質保証向上委員会で定期的に検証されている。2020 (令和 2) 年度には、教務委員会において、学部の学生の受け入れ方針について、高校卒業時までにどのような学力を身に付けるべきか、学力の三技能を踏まえた記述が必要であることが指摘され、内部質保証向上委員会で検討の上、教務委員会に改善を指示した。その結果、改善案が特別教授会に諮られ、2021 (令和3) 年度より改訂されることになった。また、2022 (令和4) 年度には、大学院の学生受け入れ方針についても、具体的な記述になるよう改定した。

「内部質保証の方針」が制定された 2018(平成 30)年度以降、内部質保証の方針に基づ いて、内部質保証向上委員会の指揮の下、内部質保証活動が実施されてきた。内部質保証 活動のうち最も重要であるのは、毎年実施される自己点検評価である。本学は、1995(平 成 7)年度に「東京神学大学自己点検評価規程」及び「東京神学大学自己点検評価実施要 領」を定め、それに則って、定期的に自己点検評価作業を実施してきた[資料 2-4, 2-5]。 具体的に言えば、毎年 3 月に開催される特別教授会において自己点検・評価委員の選任と 引き継ぎが行われ、8月に開催される第1回の特別教授会において、当該年度の自己点検・ 評価に関して自己点検評価委員長より方針が示されると共に、自己点検・評価委員会から 各担当者に、調査と草稿執筆の依頼がなされる。基本的には、毎年大学基準協会によって 提示される自己点検・評価の方法に従って報告書作成の作業を行っている。本学が単科の 小規模大学である特性を活かし、教授陣および職員がほぼ全員参加でさまざまな分野・レ ベルで自己点検・評価作業に加わっている。従来、それを 9~10 月に取りまとめ、委員全 員が目を通して意見を出し合い、訂正を施して最終案を12月から翌年3月までの特別ない し定例教授会に諮って承認を求め、さらに毎年度末の大学会計報告も合わせて、3 月末の 理事会、評議員会で報告され、新年度にまたがるが、4~5 月にホームページに掲載するこ とにしてきた。

しかし、2020 (令和 2) 年度以降、新型コロナウィルスの感染拡大への対応のために、一部の教職員の負担が過大となり、自己点検評価の一部について執筆が間に合わず、遅れがちになっている。そのため、2020 年度以降は、作成開始翌年7月の内部質保証向上委員会までに取りまとめ、内部質保証向上委員会で取り扱ってきた。

この「自己点検・評価報告書」の内容は翌年度の内部質保証向上委員会で査読され、自己点検評価において指摘された課題が検討され、各委員会等に改善策の策定が依頼される。その結果、2018(平成30)年度には、自己点検評価で課題として挙げられた、入試における客観的な採点基準の策定が、教務委員会に付託された。その結果、2019(令和元)年度に学部の入試について、信仰経歴、小論文、面接、教会推薦についての評価基準(ルーブリック)が作成され、同年度中に行われた入試より使用されるようになった。また、2021(令和3)年度に、内部質保証向上委員会において、自己点検評価の課題として挙げられた、様々な基本方針の策定が速やかに改善すべき課題として認識され、そのうち、学生支援に関する方針、教員組織の編成に関する基本方針の策定に取りかかり、後者については2021年度中に制定された。2022(令和4)年度も同様に、特任教員のあり方について、三つのポリシー制定の基本方針の策定について、また教員任用・昇進基準の策定等について検討が開始され、そこから、特任教員任用に係る内規の改定や、三つのポリシー制定の基本方針策定が年度内に行われた。

また、本学で長年にわたり培われてきた学生自身の自発的なカリキュラム評価活動として、学生会が自主的に行ってきた「神学校生活アンケート」集計調査とそれにもとづく「神学校生活懇談会」がある。これはもともと、「カリキュラム・アンケート」「専攻別懇談会」として行われていたものであり、毎年後期の秋に全学生と教授が集まって、授業や学習生活上の課題について学生会が集計したアンケート結果を公表し、教授と学生とが意見交換をしながら、問題を共有し解決の方向を見出そうとする[資料 2-6]。この懇談会で挙げられた課題は内部質保証向上委員会でまとめられ、改善の必要があるものについては、各委員会等に改善策の検討を依頼することになる。

さらに、教員個人の自己点検評価及び授業改善に資するために、FD 委員会による FD アンケート (授業効果調査) が毎学期実施され、結果は各教員に開示されている。このアンケート結果については、教務課主任がサンプル調査を行い、問題が見出される場合には、FD 委員会を経て内部質保証向上委員会に報告されることになっており、2019 (令和 1) 年度のアンケートから行われている。

いわゆる「外部評価」、つまり外部者による本学の教育活動に対する評価は、二つの柱で行われている。第一には、大学基準協会によるそれである。第二には、本学の神学教育と関係が深い日本基督教団の「教師委員会」〔注:教団所属の牧師養成・教育に広く責任をもつ〕あるいは「教師養成制度検討委員会」のメンバーにより、牧師養成の観点から評価を聞き、本学の教育の質向上に資することである。これに加えて、2017(平成 29)年度から 2019(令和元)年度の報告については、外部の大学関係者にも評価を依頼した。

第一の大学基準協会による外部評価については、2007(平成19)年度に2012(平成24) 年度までの適合評価を受け、さらに 2012 年(平成 24)年度には 2019 年(平成 31)年度ま での適合評価、2019(令和元)年度には 2026(令和 8)年度までの適合評価を受けてい る。2007 (平成19) 年度に指摘を受けた事項、助言3項目、勧告3項目については、2011 (平成23)年7月16日にそれぞれの改善報告書および根拠資料集を送付し、基準協会か らは報告承認の通知を受けた [資料 2-7]。また 2012 (平成 24) 年度の認証評価の際に改 善報告を求められた事項については、「五人委員会」(内部質保証向上委員会)を中心に検 討を行い、教授会を通じて改善に取り組み、3 点の改善勧告及び 9 点の努力課題について 報告した [資料 2-8]。その結果、2017(平成 29)年 4 月 6 日付けの「改善報告書検討結 果」において、概ね改善の努力が認められたものの、学生受け入れについて、即ち入学者 定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率の改善勧告について、次回 認証時の再度の報告が求められ、4 点の努力課題についてなお一層の改善が求められた [資料 2-9]。内部質保証向上委員会はこれを受け止め、努力課題については、教務委員会 及び特別教授会でこれを検討し、学則における学部と研究科の理念・目的の峻別、博士課 程後期課程の学位授与方針の改善、合同授業の成績評価方法の差別化の徹底、学位論文審 査基準の策定(共通評価指標の設定)に取り組んだ。学生受け入れの問題については、主 に特別教授会で検討し、全学的に取り組んできた。募集活動の活性化、定員の更なる削 減、神学研修志望者の積極的受け入れの表明等、取り組みは多岐に亘り、現在も更なる検 討を続けている。

2019(令和元)年度は、大学基準協会による認証評価を受け、2026(令和 8)年度までの適合評価を受けた[資料 2-10]。内部質保証体制が有効に機能するよう、組織間の連携や役割

分担を明確にすることや、大学院博士課程前期課程及び後期課程の教育課程編成・実施方 針並びに学生の受け入れ方針の改善、学生の受け入れの改善、大学院固有の FD の実施、研 究倫理遵守の取り組みの改善等の課題が指摘された。これらについては内部質保証向上委 員会で受け止められた上で、大学院博士課程前期課程及び後期課程の教育編成・実施方針 並びに学生の受け入れ方針については直ちに教務委員会に改善策の検討を指示した。その 結果、従来の大学院の学生受け入れ方針が博士課程前期課程と後期課程とで同一であった ところ、教務委員会での検討を経て、2020(令和 2)年 3 月の特別教授会に、それぞれの 理念・目的を踏まえたものとする改定案が提案され、議論の上、承認された。また、大学 院の教育編成・実施方針についても、従来の方針には教育課程の編成に関する基本的な考 え方が示されていなかったところ、教務委員会での検討を経て、同じく 2020 (令和 2) 年 3月の特別教授会に改定案が提示され、議論の上で承認された。また、2020(令和2)年7 月の内部質保証向上委員会において、それ以外の指摘事項について検討され、内部質保証 体制については内部質保証向上委員会の主導性を意識し、全学の課題を同委員会で把握す ることを確認すると共に、まずはこの内部質保証体制を定着させることが確認された。但 し、内部質保証向上委員会規程と自己点検評価規程及び自己点検評価実施要領の間に齟齬 があり、また自己点検評価規程が現状に即していないことについては、2022(令和 4)年 度中に特別教授会での議論を経て改善が図られた。学生の受け入れの改善については、常 時特別教授会等教員全員が集まる場で全学的に検討すべき課題であるとして、教授会に改 善策の常時検討を委ねることとした。大学院固有の FD 実施については、例えば修士論文指 導についての FD 等を行うことを FD 委員会に指示、研究倫理遵守の取り組み改善について は、研究倫理についての研修を行うよう FD 委員会に指示した。大学院固有の FD について は、新型コロナウィルスの感染拡大により、2020(令和2)年度、2021(令和3)年度中に 行うことはできなかったが、2022(令和 4)年度に芦名定道教授(関西学院大学)を講師 に行った。また、研究倫理の研修については、2020(令和 2)年度以降、毎年 8 月の特別 教授会で、東京神学大学研究倫理規程の読み合わせと注意の喚起が行われ、さらに 2021 (令和3) 年度には4月の神学校全学集会において、教員及び全学生に対して研究・学習 倫理についての学びがなされた。

外部評価者の評価導入については、2013(平成25)12月3日に本学を訪問した日本基督教団教師委員2名から、予め送付していた「2012年度東京神学大学自己点検・評価報告書」に基づきインタビューを受け、本学の内部質保証向上委員5名が面談して、質疑応答の機会をもった。後日2名の委員から送付された評価書が、教授会全員に配布され、その結果が共有された[資料2-11]。2016(平成28)年度の報告は、同じく1名の外部評価者からの評価を受け、さらに2017(平成29)年度及び2018(平成30)年度、2019(令和1)年度の報告については、それぞれ外部の大学関係者1名からの評価を受けた[資料2-12,2-13]。

このうち、2018 (平成 30) 年度の自己点検評価報告書に基づく外部評価については、2019 (令和元) 年度の内部質保証向上委員会において、外部評価者と面談の時を持ち、特別教授会の位置づけの再検討、自己点検評価の公表範囲と評価者の範囲について、またPDCA サイクルにおける内部質保証向上委員会の役割について、さらに大学院担当資格・研究指導教員資格の明確化について、それぞれ改善の助言を受けた。これを受けて、特に第

三者評価の充実と活性化のために、毎年11月の理事会・評議員会懇談会で発題・意見交換を行ってそれを記録として残し、内部質保証向上委員会で検討、必要があれば教授会に報告するという評価プロセスを加えることとした。その結果、2019(令和元)年11月の理事会・評議員会において実施された懇談会で出された提言が、2020(令和 2)年度の内部質保証向上委員会に報告され、対応が協議された。その結果は、2020(令和 2)年度の特別教授会に報告され、特に神学生の召命の明確化、学生の出席教会での様子の把握等についての課題が共有された。2021(令和 3)年度、2022(令和 4)年度についても、主に学生募集や広報のあり方等について、懇談会で出された事柄が内部質保証向上委員会に報告され、受けとめられている。また、2020(令和 2)年度の内部質保証向上委員会では、前年度に理事会によって設けられたハラスメント特設委員会による調査結果において指摘された「ガバナンス上の問題点及び提言」についても検討され、学内の状況が点検されると共に、更なる改善策について協議された。さらに、中期計画の実施状況についても確認され、中期計画実現のための課題について、特別教授会に報告され、協議された。

- (4) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切 に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか
- a. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- b. 公表する情報の正確性、信頼性
- c. 公表する情報の適切な更新

本学の情報公開活動については、改正された「学校教育法施行規則」(平成 22 年 6 月)で開示が求められた 9 項目を念頭におき、大学学報およびホームページに最新情報を掲載してきた。加えて、毎年発行される大学案内は、入試情報のみならず本学の諸活動を紹介する広報の役割をも果たすよう心掛けている。2018 (平成 30) 年秋には、必要な情報にアクセスしやすくすることを目指して、ホームページを全面的に刷新した。

自己点検・評価報告書については、全頁がホームページ上に公表されている。また、財務状況の公開とその内容・方法の適切性に関しては、毎年、公認会計士監査および監事監査を経て、理事会に報告された決算書について、直ちに閲覧に供するとともに、毎年7月初旬発刊の学報およびホームページに最新情報を掲載している。

本学の諸活動と現状についての情報は、年 5 回発行の学報とホームページで公開されている。従来、学報が広報活動の中心であったが、学報に掲載される学校行事などをそのつどホームページにも掲載し、ホームページ上での情報公開が進んでいる。自己点検評価報告書の他に、在籍学生数等や事業報告書もホームページで公開し、閲覧できるようにされている。さらに、大学評価の認証結果についても 2008(平成 20)年度よりホームページで公表している。大学案内は毎年刷新されたものを 4000 部発行し、最新のキャンパス・ライフの紹介など本学を知る情報誌として好評を得ている。こうして、学内外への発信は適切に実施されており、閲覧の体制は整備されていると考える。

- (5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか
- a. 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
- b. 点検・評価における適切な根拠の使用
- c. 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学においては、内部質保証システムの適切性の検証は、内部質保証向上委員会が行うことになっている。2019 (令和元) 年度に実施された大学基準協会の認証評価において、内部質保証体制の確立と実行に課題があると指摘された。それを受けて、2020 (令和 2) 年度内部質保証向上委員会では、内部質保証システムにおける内部質保証向上委員会の主導性を確認し、各種評価や各委員会等で挙げられた課題については内部質保証向上委員会に報告を求めることで、内部質保証向上委員会が一元的に把握した上で、各委員会等に改善策の検討を求めることを徹底することになった。

2021 (令和 3) 年度も、2020 (令和 2) 年度に引き続き、内部質保証向上委員会で自己 点検評価結果や外部評価結果等において指摘された事項が把握された上で、各委員会や 特別教授会に改善策の検討が指示された。内部質保証システムの改善の効果が出始めて いると言える。

[2. 特色·長所]

2018 (平成 29) 年度以降、内部質保証の方針が掲げられ、内部質保証向上委員会の活動が活性化し、PDCAサイクルが軌道に乗り始めている。また、自己点検評価に基づく外部評価者への評価依頼や、理事会・評議員会における評価など、多様な評価を取り入れることで、学内の課題が明確になり、様々な改善が進み始めている。

また、学内の様々な情報や自己点検評価の結果等が、ホームページや学報等によって公表されている。

[3. 問題点]

2019 (令和元) 年度に実施された大学基準協会による認証評価で指摘されたように、内部質保証向上委員会を中心とした内部質保証体制について、組織間の連携や役割分担が明確になっていないなどの課題を抱えていた。2020 (令和 2) 年度より、内部質保証向上委員会の主導性を確認して、内部質保証向上委員会で諸課題を把握するよう努めるなどの改善が見られるが、今後、この内部質保証体制を確実に機能させていく必要がある。さらに、この内部質保証システムが適切であるかどうか、内部質保証向上委員会において定期的に検証する必要があるが、その検証の客観性をどのように確保するかは課題である。

また、2020 (令和 2) 年度以降、新型コロナウィルス感染拡大への対応のために、教職員の負担が増し、自己点検評価報告書の執筆と取りまとめが遅れがちになっている。新型コロナウィルスの影響が徐々に収束することで、本来のスケジュールでの点検サイクルが

取り戻されることが期待される。

さらに、適切に自己点検・評価を行うために、大学基準協会の示す評価のポイントや基準等について、学ぶ機会を持つなどにより、十分に理解しておく必要があるであろう。同時に、様々な外部評価の可能性についても、引き続き模索すべきであろう。

[4. 根拠資料]

- 資料 2-1 東京神学大学内部質保証の方針
- 資料 2-2 東京神学大学内部質保証向上委員会規程
- 資料 2-3 東京神学大学内部質保証の体系図
- 資料 2-4 東京神学大学自己点検評価規程
- 資料 2-5 東京神学大学自己点検評価実施要領
- 資料 2-6 2022 年度神学校生活アンケート結果
- 資料 2-7 提言に対する改善報告書
- 資料 2-8 改善報告書 (2016年)
- 資料 2-9 改善報告書検討結果
- 資料 2-10 東京神学大学に対する大学評価(認証評価) 結果
- 資料 2-11 日本基督教団教師委員二名の評価書(複写)
- 資料 2-12 2016 年度学校法人東京神学大学 学外(外部)検証者 報告
- 資料 2-13 2017 年度東京神学大学 外部評価

評定:S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)を構成しているか。

<評価の視点>

・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)を構成しているか。

本学は、キリスト教神学の教育研究を目的とし、その理念・目的は寄附行為にあるように「日本基督教団の教職養成の責を担うものであるが、それとともに……世界教会的理想に従い、より広く日本の諸教会、アジアの諸教会の教職養成に貢献し、かくして日本の宣教と世界の宣教とに奉仕しようとするものである」[根拠資料 1-1]。

キリスト教神学の専門領域は旧約聖書神学、新約聖書神学、歴史神学、組織神学、実践神学の5分野に分かれる。世界の神学教育を見渡してみても、現在、この区分が概ね採用されている。ただし、これらの領域は相互の関連を重視して総合的に教授されなければならない。旧約聖書神学、新約聖書神学、歴史神学が組織神学を経由して実践神学に至って統合され、教役者を形成することが必要だからである。

研究科では5分野を「聖書神学専攻」(旧約、新約)と「組織神学専攻」(歴史、組織、 実践)の2専攻に区分している。博士課程後期課程もこの2専攻に分かれている[根拠資料1-2および1-3]。

附属研究所は「総合研究所」と称し、その中に「日本伝道研究所」と「アジア伝道研究所」を併設させている [根拠資料 3-1 及び 3-2]。これは、理念・目的に挙げられている「日本の諸教会、アジアの諸教会の教職養成に貢献し、かくして日本の宣教と世界の宣教とに奉仕しようとする」ことに対応している。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果 的な取り組みへとつなげているか。
- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上が っている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

「東京神学大学教授会規程」(第8条の2の(1)のウ)において、8月に開かれる特別教授会を教育研究組織に関わる将来構想について話し合う場とし、教育研究組織の適切性等について検証するよう規則に定めている [根拠資料1-10]。2023年度も、規則通りに行われ、特に旧約聖書部門の教員の補充という課題を取り扱った [根拠資料3-3]。こうした課題の取り扱いはまた、「東京神学大学教員組織の編制に関する基本方針」を踏まえて行わ

れている [根拠資料 3-4]。

・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的 な取り組みへとつなげているか。

点検・評価において常に指摘されるのは、教員組織の人員確保の問題である。各部門(分野)で、この課題はよく認識されており、現在は重大な問題を招来することなく教員組織 を維持出来ている。

2. 分析を踏まえた長所

本学の理念・目的に合致し、世界的に見ても適切な教育研究組織の配置が行われていること、教員の確保に関して、その課題が専任教員の間で広く認識されていることを長所とすることが出来る。

3. 全体のまとめ

伝統的な学問として、神学において教育研究組織にかかわるような世界的な変化は起こりにくいと思われる。当面は、現状を堅実に維持していくことが重要であろう。

[根拠資料]

- 資料 1-1 学校法人東京神学大学寄附行為
- 資料 1-2 東京神学大学学則
- 資料 1-3 東京神学大学大学院学則
- 資料 1-10 東京神学大学教授会規程
- 資料 3-1 東京神学大学総合研究所規則
- 資料 3-2 東京神学大学総合研究所内規
- 資料 3-3 2023 年度第1回特別教授会記録、第1セッションの3
- 資料 3-4 東京神学大学教員組織の編制に関する基本方針

4 教育課程・学習成果

- [1. 現状の説明]
- (1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか
 - a. 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

●神学部・神学科

「東京神学大学学則」第1章総則第3条に、以下のように、神学部・神学科の教育課程が目指す理念・目的について明記されている「資料1-2]。

- 第3条 本大学は、学校教育法第83条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者〔きょうえきしゃ:牧師・伝道者〕を養成することを目的とする。
 - 2 本大学は、前項の通り、福音の宣教に従事する教役者を養成するために、その基礎となる、幅広い知識と専門知識を教授することを目指す。同時に、キリスト教会のみならず、キリスト教学校やキリスト教施設等に専門的知識をもって仕えることができる信徒を養成することをも目指す。

本学の教育課程は、学校教育法第83条に基づき、大学設置基準第19条に沿った仕方で編成されている。さらに、「キリスト教神学」の研究および「福音の宣教に従事する教役者 [牧師・伝道者]」の養成という本大学の目的に沿って、原則的には神学部神学科4年に大学院神学研究科博士課程前期(修士)課程2年を加えて合計6年の修業年限を積む神学教育および信仰・実践的訓練を学生に提供する。ただし、このように学部と大学院前期課程の一貫教育を志すことは、学部生全員を大学院に受け入れることを決して意味していない。学部と大学院とはあくまでも別個のものであり、大学院への進学に際しては慎重かつ厳正な考査が行なわれている(本報告書の「5.学生の受け入れ」中の1の(1)を参照)。

また、2017 (平成 29) 年度より、狭義の教役者とされる志を持たなくとも、キリスト教学校やキリスト教施設等に専門的知識をもって仕えることを目指す「神学研修志望」の学生を若干名受け入れることとし、「東京神学大学学則」第3条2にもそれを明記した。しかし、これも広義における伝道者の養成であり、原則として狭義の教役者養成と同一の神学部神学科4年の修業年限を積む神学教育および信仰的訓練を学生に提供することで、その目的を達成することができる。

この教育目標に基づいて学部の学位授与方針が定められ、ホームページ上に示されていると共に、教務課の発行する『履修の手引き』にも掲載されている[資料 1-6]。

本学部では、所定の単位を修得し、以下のような基準を満たしている学生に学士(神学)の学位を授与します。

- 1. 伝道者となる最終的な学びと訓練の場としての修士課程(博士前期課程)に進 学しうる確固とした召命感を身に付けている。
- 2. 神学の学びの意義を主体的に把握している。
- 伝道者となる上での最低限の神学の知識および語学力を身に付けている。
- 4. 諸学問分野における最新の知識を、キリスト教信仰の視点から理解し、身に付

けている。

5. 教会実習の経験を通し、伝道者が現実に直面する諸課題・諸要求を理解している。

授業科目は、大きく、学際基礎科目・神学基礎科目・現代語科目・体育科目・専門教育科目(必修)・専門教育科目(選択)に分類されている(分類の詳細については「東京神学大学学則」を参照[資料 1-2])。1~2 年次では、学際基礎科目 26 単位、神学基礎科目 12 単位、現代語科目 16 単位、保健体育科目 4 単位、以上 58 単位の取得を課す。3~4 年次では、神学専門教育科目 76 単位(内必修 66 単位、選択 10 単位)を課し、徹底した教育指導を行う。従って、卒業要件総単位数は 134 単位であり、この単位数を満たした者に神学士の学位を授与する。

キリスト教神学の歴史はキリスト教それ自体の歴史と共に古い。従って、神学という学問の修得には過去二千年の学問的蓄積を学ぶことから始めなくてはならない。それゆえ、「福音の宣教に従事する教役者を養成する」ために組まれた学士課程のプログラムはキリスト教神学の基礎的分野を網羅する必要がある。同時に、基礎を徹底的に身に着けなければならない。学士課程は、伝道者となるために必要な神学的素養を学習者に十分身につけさせることを目指したプログラムであって、教育目標との整合性は明確に保たれている。また、学士課程における修得すべき学習成果は、上記の通りに神学各分野における基礎知識の獲得にあると言える。

●大学院・神学研究科

本大学院・神学研究科の教育目標は「東京神学大学大学院学則」第 1 章総則第 2 条に、以下のように明示されている「資料 1-3]。

第2条 本大学院神学研究科に、博士課程を設ける。……

- 2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 博士課程前期課程は、本大学あるいは他の大学神学部等における一般的、専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力とともに、キリスト教神学に関する高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。それによって、福音主義教会やキリスト教学校等に、専ら教職として、高度の神学的知識をもって仕え、主体的に神学的考察と判断をすることのできる伝道者を養成することを目指す。
- 5 博士課程後期課程は、神学における国内外の学界へ学問的貢献ができる専門 的学識を有し、高等教育機関において研究者また教育者として貢献し、教会 や社会のあり方についての諸課題に深く取り組むことのできる人材を育成す ることを目指す。

この教育目標に基づいて大学院の学位授与方針が定められ、ホームページ上で公開されていると共に、『履修の手引き』にも掲載されている[資料 1-6]。

[博士前期課程]

本課程では、強いリーダーシップを持った伝道者に欠かせない「主体的に神学する」 能力を十分に身に付けること、その上で、伝道者が現実に直面する諸課題・諸要求に、 多様な協力関係の中で的確に対応する能力を養うこと、教会やキリスト教学校等への 赴任に向けた召命感が一層確立することが求められます。

そのために、本課程に2年(4学期)以上にわたって在学して、所定の単位(原則として44単位)を優れた成績(全科目の成績評価点平均(GPA)及び専攻科目のGPAがいずれも2.0以上)で修得し、修士論文についても合格を認められた学生は、上記の能力を身に付けたと見做され、修士(神学)の学位が授与されます。

[博士後期課程]

本課程では、自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得すること、また、高等教育機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付けることが求められます。

そのために、本課程に3年(6学期)以上にわたって在学して①所定の単位(16単位)を修得し、②外国語学力認定試験に合格し(85点以上)、③学術小論文1本を学術誌に発表し、④3科目にわたる論文提出資格認定試験に合格した(85点以上)とき、博士論文の提出資格が与えられます。さらに指導教授の指導の下で論文を完成・提出し、審査委員会による審査(口述試験を含む)に合格(80点以上)すると、博士(神学)の学位が授与されます。

詳しく述べれば、2年間の前期課程(修士課程)においては、「広い視野に立って精深な 学識を授ける」ために、専攻分野別に必修単位の履修を求め(専攻20単位)、修士論文の 提出・合格を課している。さらに専攻外からも10単位の履修を求めている。その上で、「高 度の専門性を要する」現代の牧師職、ならびに中学・高等学校聖書科教師、あるいはキリ スト教主義大学でのチャプレン等の育成のため「実践神学研修課程」を必須として要求し ている。

また3年間の後期課程(博士課程)においても、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い」、「神学における国内外の学界へ学問的貢献ができる専門的学識を有し、高等教育機関において研究者また教育者として貢献し、教会や社会のあり方についての諸課題に深く取り組むことのできる人材を育成することを目指す」との目的に適合すべき教育・指導体制を採っている。最終的には博士論文の提出・合格をもって博士号の授与に到る。本大学院の教育目標は学位授与方針と整合的である。

- (2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか
 - a. 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表
 - i. 教育課程の体系、教育内容
 - ii. 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

b. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

●神学部・神学科

本大学の教育課程編成方針はホームページ上で以下のように明示されていると共に、 『履修の手引き』にも掲載されている[資料 1-6]。

本学部のカリキュラムは、キリスト教信仰および聖書についての初歩的な知識の修 得、並びに諸学問分野の最新の知識および現代語(英語およびドイツ語)の修得から 始まります。

この基礎を踏まえて旧約聖書神学・新約聖書神学・組織神学・歴史神学・実践神学の各分野における基礎的な知識を徹底的に学びます。最終学年において希望の専門分野についての卒業論文を作成し、主体的な学習態度を身に付けます。

これらの学習と教会実習の経験を通じて、本学が目標とする修士課程(博士前期課程)に進学するための十分な準備をします。

上記の方針をさらに詳しく説明すると、本大学の場合、カリキュラム編成は、学生たちが将来キリスト教の「福音の宣教に従事する教役者」となることを願う本大学の理念・目的に基づいている。具体的には、1年次からすでに専門教育科目へと入っていく準備として、神学基礎科目を必修として履修させている。これによって、「諸学問分野における最新の知識をキリスト教信仰の視点から理解し、身に付ける」(学位授与方針)ことが期待されている。同時に、1年次においてすでに「神学の学びの意義を主体的に把握」(学位授与方針)して、専門教育への準備を始めていることになる。2年次からはさらに積極的に神学の専門教育科目を履修し始めることができる。そして4年次の終わりまでに最低76単位の神学専門教育科目をとることになる。しかも多くの専門科目は、「伝道者となる上での最低限の神学の知識」(学位授与方針)を身に付けるため、必修となっている(76単位中、必修科目66単位)。

しかし、1~2年次に履修される学際基礎科目や現代語科目が、専門教育科目に対して非本質的であるわけでは決してない。キリスト教の伝道者はまた一社会人でもある。従って、学生に社会人としての広い視野と深い知識を身に着けてもらうために、学際基礎科目のクラスが提供され、多分野(人文科学系、社会科学系、自然科学系、情報科学系)の学際基礎科目の習得を可能にしている。

現代語科目は、学位授与方針においても語学力を身に付けることが求められているように、「キリスト教神学の研究」という本大学の教育目標の実現のため、また国際人としての役割を担っていく人々の育成という目的のため、欠かせないものである。特に神学研究に欠かせない英語とドイツ語を中心にクラスを開設している。そのうち英語については、入学時の英語の学力差が激しいため、従来、神学を学ぶための英語の学力に不足の認められる者について補講を行ってきたが、2018(平成30)年度より、それに代わって英語基礎のクラスを開設した。同時に、日本での伝道を考える上では、日本語での神学の学びや教会実習が欠かせないため、留学生のうち日本語の語学力が十分でない者を対象に、日本語基礎のクラスを開設している。

上述のような教育課程における、科目区分、必修・選択の別、単位数等は、以下の表のように整理される。

	ı			1		
卒業要件総単位	学際基礎科目	人文科学系	8 単位			
		自然科学系	8 単位			
		社会科学系	8 単位			
		情報科学系	2 単位	26 単位		
	神学基礎科目	A	10 単位	10 単位		
	神学基礎科目	В	2 単位	2 単位		
単位	現代語科目	必修	10 単位			
13/-		選択	6 単位	16 単位		
	保健体育科目		4 単位	4 単位	58 単位	
	専門教育科目:	1 (必修)		66 単位		
	専門教育科目2	2 (選択)		10 単位	76 単位	134 単位

この表は「履修の手引き」に、さらに詳細な形では学則(第 12 条別表)に記載されており、明示されている [資料 4-1-2 および 1-2]。

●大学院・神学研究科

本学大学院の教育課程編成方針はホームページ上で以下のように明示されていると共 に、『履修の手引き』にも掲載されている[資料 1-6]。

[博士前期課程]

本課程においては、学生は聖書神学専攻または組織神学専攻のどちらかに所属します。

まず、主体的に神学する能力を養成するために開講される授業を履修します。授業は、専門的な知識を深めるために講義形式で行われるものと、主体的に神学する能力を身に付けるために演習形式で行われるもの、及びその両者を組み合わせたものとが開講されます。神学における主体性を確立するためには、専門分野を深めると同時に、その全分野を広く学ぶことを必要とすることから、その中から、より高度で専門的な知識を身に付けるために専攻科目 20 単位を、さらに広い視野に立つことを目指して、幅広い知識を身に付けるために専攻外科目 10 単位を履修します。

主体的に神学する能力の成果として、修士論文を作成します。修士論文の作成は、 希望の指導教授による指導の下で1年次の後期から本格的に開始され、2年次の前期 末に提出します。

修士論文を提出した者は、身に付けた主体的に神学する能力を踏まえて、伝道者が 現実に直面する諸課題・諸要求に対応する能力を養うことが求められます。そのため に、2年次後期に集中的に実践神学研修課程の学びをし、実践に関わる極めて具体的 な諸課題・諸問題についての取り組み方を学びます。

「博士後期課程]

本課程においては、学生は聖書神学専攻または組織神学専攻のどちらかに所属します。

両専攻とも、教育課程は授業の履修と博士論文作成の二つの柱からなります。

まず、神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を身に付けるために、授業を履修します。授業は、専門的な学識を深めるために講義形式で行われるものと、自立した研究能力を身に付けるために演習形式で行われるもの、及びその両者を組み合わせたものとが開講されます。その中から、専門分野の後期課程レベルの神学的知識を身に付けるために専攻科目12単位を、さらに、幅広く深い神学の理解を身に付けるために専攻外科目4単位を履修します。

それを踏まえつつ、自立した研究活動によって継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付けるために、また学問的成果の一つとして、博士論文を作成します。論文提出に備え、指導教授による指導計画書(年度初め)と学生による研究報告(年度末)、さらに研究発表を踏まえながら、指導教授によって個別に論文指導がなされます。同時に、神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得したかどうかを確認するため課される外国語学力認定試験や論文提出資格認定試験等、論文提出資格取得のための諸条件を満たすことを目指しつつ、論文を作成していきます。

上述の方針をさらに説明すると、本学大学院は、学校教育法第99条にある(「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」)ことを「神学」という学問分野において追究している。本学大学院は、1研究科(神学)による博士課程前期・後期課程の大学院であるが、神学の学問領域は1学科にしてすでに広大である。

そこで修士課程の目的「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」を実現するために、まず、「組織神学専攻」と「聖書神学専攻」の二つの専攻領域に分けた指導体制をとっている。これに加えて、「広い視野に立つ」ために、専攻分野での必修単位(20単位)の他に、専攻外からも10単位の履修を求めている。これにより、高度で専門的な、そして幅広い神学的知識を身につけつつ、それに裏打ちされた「主体的に神学する能力」(学位授与方針)を十分に身につけることを目指している。さらに、授業の履修を踏まえて、それによって養われた主体的に神学する能力の成果として、修士論文作成を求め、これを2年次前期末に提出させている。その上で、「伝道者が現実に直面する諸課題・諸要求に、多様な協力関係の中で的確に対応する能力を養う」(学位授与方針)ことを目指し、「実践神学研修課程」を設け、特に修士修了直前の学期には広い分野での具体的な必要事項を扱う「総合講義」を設け、特に修士修了直前の学期には広い分野での具体的な必要事項を扱う「総合講義」を設け、その履修を義務づけている。このように、専攻領域の区別に従い、院生の研究意志に応じた履修ならびに研究・教育の指導が行われると同時に、専門職の訓練のための必要にも応じている。

また後期課程においても「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、 又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる 豊かな学識を養う」との目的に適合すべき教育・指導体制を採っている。具体的には他専 攻の履修 4 単位を含めた合計 16 単位の履修を求め、それによって「神学における国内外 の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得」(学位授与方針)することを目 指している。それを踏まえつつ、その成果として、特に「自立した研究活動」によって「継 続的に研究業績を出すことのできる能力」(学位授与方針)を身につけさせることに留意し ながら、指導教授によって個別に論文指導がなされて行く。その際に、一つの現代語についての語学試験、博士論文にいたるための小論文の提出が義務化されており、特に小論文の提出は、指導教授の指導の下、博士論文執筆に向けて、院生の自立的研究の姿勢と能力を高めることを目指している。このような論文提出資格取得の諸条件を満たすことを目指しつつ、指導教授の個別指導の下で、論文が作成されて行くことになる。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については前期課程および後期課程それぞれの「履 修の手引き・学科目概要(シラバス)」に明示されている。例えば、前期課程に関しては、

前期課程修了に必要な単位数は以下の通りです。

 専攻科目
 20 単位以上

 専攻外科目
 10 単位以上

実践神学研修課程 14 単位 計 44 単位

と明瞭に記されている「資料 4-1-3]。

後期課程に関しては以下のように記されている「資料 4-1-4]。

後期課程修了に必要な単位数は以下の通りです。

専攻科目 12 単位以上

専攻外科目 4 単位以上 計 16 単位

●学部・大学院共通

上述のように、教育課程編成方針は学位授与方針を意識し、その達成のために必要な教育課程を示すものとなっており、教育課程編成方針と学位授与方針は整合的である。

- (3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか
 - a. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
 - i. 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
 - ii. 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
 - iii. 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - iv. 個々の授業科目の内容及び方法
 - v. 授業科目の位置づけ(必修、選択等)
 - vi. 各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - vii. 初年次教育、高大接続への配慮 [学士課程]
 - viii. 教養教育と専門教育の適切な配置 [学士課程]
- ix. コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 [修士・博士課程]
 - x. 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
 - b. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な 実施

◎神学部・神学科

既出の通り、現代社会において「福音の宣教に従事する教役者(きょうえきしゃ・牧師のこと)を養成する」ために組まれた学士課程のプログラムは、キリスト教神学の基礎的分野を網羅する必要がある。同時に、基礎を徹底的に身に着けなければならない。学士課程は、伝道者となるために必要な神学的素養を学習者に十分身に着けさせることを目指したプログラムである。学士課程の授業科目は、全てこの目標に適合するものとして開設されている。開設されている科目の具体名と内容については、学則およびシラバスを参照されたい「資料 1-2 および 4-1-1」。

学部の教育課程における授業科目は、教育課程の編成・実施方針に基づき、以下のような意図をもって体系的に構想・配置されている。すなわち、学部 1~2 年では、神学専門教育科目の履修に入る前に、幅広い人文、社会、自然科学、情報科学の教養を身に着けることを目指す。そこで、神学基礎科目の履修のほかに、学際基礎科目、保健体育科目、現代語科目の履修を求め、合計 58 単位以上の履修を課している。現代語科目は、英語 I とドイツ語 I の 10 単位を必修、英語基礎・英語 II・英語実践・ドイツ語 II・日本語基礎のうち 6 単位(英語基礎及び日本語基礎は指定された者のみが履修できる)を選択必修として課している。

学部 3~4 年では、神学専門教育科目の履修を精力的に行いつつ(全体で 76 単位以上)、なるべく早い段階に自分の専攻を選択するように指導している。専門教育科目のうち、聖書神学関係科目 26 単位、組織神学関係科目 12 単位、歴史神学関係科目 12 単位、実践神学関係科目 8 単位、以上 58 単位はすべて必修である。また神学書講読 5 科目のうち 4 単位、学部演習 4 科目のうち 4 単位はそれぞれ必修である。その他、卒業に必要な最低単位が 10 単位あり、選択科目の中から選ばれる。

以上のような教育課程の編成の中で、特に学部 4 年次には各学生に大学院進学後の自分の専攻部門を主体的に決定させ、学部卒業論文の作成のために、二つの専攻内の四つの演習(聖書神学専攻:旧約聖書、新約聖書、組織神学専攻:組織神学、歴史神学)のいずれか一つを自分の専攻する「学部演習」として必修選択させている。また、このような学部段階での専攻の決定にともない、関連外国語の履修や関連専門科目の履修も履修要項で定めて、指導している。このように本大学の授業科目は順次性を意識した体系的配置となっている。このような教育課程の体系について、2019(令和元)年度より、シラバスの最初に体系図を掲載することで、視覚的に理解しやすいようにした[資料 4-1-1]。

但し、各授業が学位授与方針に示されたどの能力の修得を目指したものであるのか、シ ラバスに明示まではされていない。

なお、単位の設定について言えば、講義については、教室内の1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義を以て1単位としている。現代語科目については、教室内における2時間の学習に対して教室外における1時間の準備の学習を必要とするものとし、毎週2時間15週の学習を以て1単位としている。また、実験、実習及び実技については、教室内における2時間の学習に対して教室外における1時間の準備のための学習を必要とするものとして、毎週2時間15週の授業30時間をもって1単位としている。これらはいずれも学則で定められている[資料1-2]。

初年次教育・高大連携への配慮について述べれば、単科大学(神学部神学科)である本大学は、入学定員5名という小規模大学であるだけでなく、1年次入学学生数よりも3年次編入学生数の方が多い(編入学定員20名)という、他大学と極めて異なった特徴を有する。従って、高校から大学への教育上の問題点はこれまでそれほど深刻なものとしては浮かび上がって来なかった。しかし、2022(令和4)年度の教務委員会で協議し、2023(令和5)年度より、指定校推薦型入学者選抜による入学者に対し、入学前教育として、入学後の学修への準備にふさわしい本を読みレポートを提出することを求めることにした。

本大学では、基礎的学力や知識が不足している者に対しては、入学前に数冊の指定図書を読むことによる準備学習を勧めている[資料 4-2]。入学後は、少人数クラスであるゆえに、学生同士の緊密な協力関係などによって理解不足を十分に補える態勢が整っている。また、カリキュラム上の配慮もされている。学際基礎科目のほとんどは1年次に取得すべき科目として指定され、各分野の基礎的な学習に集中している。キリスト教通論、聖書通論、神学通論も初学者対象の科目であり、平易な内容の神学入門として設定されている。

語学力や文献の読解力の不足する学生が存在するが、これは、入試において、小論文と面接のみによる判定で合格が決まることとも無縁ではない。英語の読解力は本学の専門教育に不可欠であるので、入学後に英語実力試験を実施して、英語力の不足が認められる入学者・編入学者には「英語基礎」の履修を課したり、英語の単位を一部認定せずにその部分の履修を卒業要件として義務づけたりして、高校卒業レベルから大学教養レベルの基礎的英語力を確実に身に付けることができるようにしている。また、留学生のうち日本語能力に不安のある者には「日本語基礎」の受講を課し、レポートや論文を書くための日本語の基礎力を確実に身に付けてもらうようにし、留学生の適応を助けている。この「日本語基礎」は「日本語補講」を兼ねており、留学生や日本語を母語としない者のうち「日本語基礎」の受講を課されていない者でも、希望があれば補講として受講できるようにしている。

次に、教養教育と専門教育との関係について述べれば、現代社会において「福音の宣教に従事する教役者を養成する」ことを目指す本大学において、専門教育の占める位置は全てに勝って高い。しかし、教養教育(本大学における学際基礎科目)や現代語科目も重要である。というのも、キリスト教の伝道者が、福音の宣教がなされる現代社会における一般的な知識を修得しておくことは、宣教の営みそれ自体を適切なものにする上で重要だからである。この意味で、学際基礎科目のクラスは不可欠である。どの科目においても、キリスト教信仰との関連が意識されることで、本大学の理念・目的との対応関係が実現されている。他方、現代語科目は「キリスト教神学の研究」という本大学の教育目標の実現のため、また国際人としての役割を担っていく人々の育成という目的のために欠かせない。

「福音の宣教に従事する教役者を養成する」との目標の下、以上のような教育課程を編成しているが、現代人の問いに答える福音を語る伝道者とされることを目指す伝道献身志望の学生については、さらに博士課程前期課程に進学して学びを続けることが期待されている。

●大学院·神学研究科

既出の通り、本学大学院の修士課程の目的は「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」ことにある。そこで「組織神学専攻」と「聖書神学専攻」の二つの専攻領域に分けながらも、専攻分野における必修単位に加え、専攻外からも 10 単位の履修を求めている。その上で、「高度の専門性を要する業務」に耐えうる人材の育成のために、「実践神学研修課程」を設け、その中で「説教学演習」の履修を必修とし、さらに修士課程修了直前の学期には広い分野での具体的な必要事項を扱う「総合講義」を設け、その履修を義務づけている。前期課程の授業科目は、全てこの目標に適合するものとして開設されている。開設されている科目の具体名と内容については、学則およびシラバスを参照されたい「資料 1-3 および 4-1-3]。神学の各専門分野においても、それぞれに高度化・細分化が進んでいるということが出来るが、それに対する本大学院における教育内容の対応は、基本的に各部門及び各教員に委ねられているのが現状である。また、各授業が学位授与方針に示されたどの能力の習得を目指したものであるのか、シラバスに明示まではされていない。

単位の設定について言えば、講義・演習科目については、毎週1時間15週の授業を以て1単位としており、大学院学則に定められている[資料1-3]。

前期課程におけるコースワークとリサーチワークのバランスということで言えば、リサーチワークは主に修士論文の作成に対応していると言えるであろう。1 年次は科目の履修、すなわち、コースワークがほとんどの部分を占める。1 年次に専攻科目および専攻外科目の合計 30 単位の修得が期待されている。この時期、リサーチワークに関しては、修士論文計画書の提出を夏期休暇明けに要求することで、学生の意識を喚起している。また、後期からは修士論文指導演習の履修が始められるようになっており、論文作成に必要な基本文献の読解などを課している。2 年次の前期はリサーチワーク、すなわち、修士論文の作成に集中すべき時期とされている。この時期には、基本的に修士論文指導演習にのみ出席することが期待されている。このようにして、コースワークとリサーチワークのバランスは維持されてきた。このバランスが健全であることは、ほぼ全員が毎年、期日までに修士論文の提出を終え、学位を授与されている事実から明らかである。

以上のような教育課程によって、「福音主義教会やキリスト教学校等に、専ら教職として、 高度の神学的知識をもって仕え、主体的に神学的考察と判断をすることのできる伝道者を 養成すること」(理念・目的)を目指している。

後期課程の場合、開設されている科目はほぼ全て前期課程との並行授業の形をとっている。しかし、それでは「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」との目的に適合しているとは言えないので、履修にあたっては、授業内での議論を牽引したり高度な内容の発表などが期待されたり、より高度な課題を課すなどしている。後期課程における開設科目の具体名と内容については、学則およびシラバスを参照されたい[資料 1-3 および 4-1-4]。

後期課程におけるコースワークとリサーチワークのバランスということで言えば、既出の通り、課せられている単位数自体が少ないという事実から明らかなように、リサーチワークの比重が高くなっている。博士論文にいたるための小論文の提出を義務化している点に、このことは明らかである。この小論文の提出は、後期課程の学生の自立的研究の姿勢と能力を高めるためであり、その機会に博士論文に向かって指導教授による指導がなされる。また、後期課程在籍者による研究発表会を全学行事として開催している[資料 4-3]。

これによって、本人のみならず、他の在籍者たちもリサーチへの刺激や具体的な短期的目標が与えられる。

この教育課程を通して、「神学における国内外の学界へ学問的貢献ができる専門的学識を有し、高等教育機関において研究者また教育者として貢献し、教会や社会のあり方についての諸課題に深く取り組むことのできる人材を育成すること」(理念・目的)を目指している。

●学部・大学院共通

このような教育課程の編成については、毎年、年度当初の教務委員会で検討され、問題があれば、内部質保証向上委員会に報告されることになっている。また、自己点検評価や外部評価によって課題とされることがあれば、内部質保証向上委員会が受け止めた上で、教務委員会や各委員会に改善策の提案を依頼することになる。その場合、教育課程の編成については、内部質保証向上委員会が教務委員会に検討を委託し、それが教授会に諮られることになる。

- (4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか a. 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うた めの措置
 - i. 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置 (1年間又は学期 ごとの履修登録単位数の上限設定等)
 - ii. シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施 (授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
 - iii. 授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への 周知
 - iv. 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法(教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等)
 - v. 学習の進捗と学生の理解度の確認
 - vi. 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
 - vii. 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
 - ix. 授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数 [学士課程]
 - x. 研究指導計画 (研究指導の内容及び方法、年間スケジュール) の明示とそれに基づく研究指導の実施 [修士課程・博士課程]
 - xi. 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり(教育の実施内容・状況の把握等)

◎神学部・神学科

学士課程においては、単位の要件に定められた学習時間を確保し、単位の実質化を図る 観点から、卒業要件科目に関して履修科目登録上の上限は 50 単位未満と定められている [資料 1-2]。但し、教職課程科目の履修については、この上限設定の対象外としている[資 料 4-1-2]。

本学では、教員全員に対して、それぞれの担当クラスに関して詳しいシラバスの作成を要求している。各教授・講師に、毎回の授業の内容まで表記し、学期中の講義の道筋がわかるように執筆を依頼しており、それによって、講義形式によって行われるクラスに関しては、概ね大項目(単元)・中項目程度までの詳しさで統一されている。また、演習形式のクラスの場合も、各回に取り扱うテキストの箇所が明示されたものが用意されている。さらに、全てのシラバスについて、授業の目的、到達目標、学習成果の指標を明示すると共に、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等についても記載するように依頼している。

シラバスは、各年度の初めに、当該年度に開講される全てのクラスのものが冊子の形で 学生に配付されている「資料 4-1-1、4-1-3 および 4-1-4]。

授業内容・方法について、シラバスとの整合性がどのように保たれているかは、2015 (平成 27) 年度までは FD アンケート (授業効果調査) において問われている事柄でもあったが、概ね整合性は維持されているとの結果であったため、現在は各教員に委ねられている。もちろん、諸般の事情により、内容の変更などが行われる場合には、最終版のシラバスを授業初回に配付するなどして、変更の周知を行っている。

学士課程における教育の目標が神学の基礎知識の修得にある以上、その大部分の授業の基本形態は講義である。しかし、担当教員によっては、講義とテキストの講読・発表などの演習形式との混合によって行っている場合もある。その中にあって、外国語の講読や臨床のクラスが実際的であるのは言うまでもない。演習形式は、主に、より高度かつ専門的なレベル、すなわち、卒業論文を作成する学部演習などにおいて採用されている。学生の主体的参加を促すことは、講義主体の学士課程においては、それほど行われてはいないが、質問を求めること、既出のように、テキストの講読部分を演習形式にして、学生自身によるリサーチや発表を求めるなどの工夫もなされている。

授業の実施方法について、2020年度は新型コロナウィルスの感染拡大により、Cisco社 WebexMeetingsを使用したハイブリッド授業(オンラインと対面の併用)として授業を実施し、主に寮生や近隣在住の学生は教室に集まり、教室で行う授業をオンラインで同時配信した。しかし、神学教育、とりわけ教役者の養成にあたっては、単なる知識の伝達ではなく、伝道者としての人格形成が重大であり、そのためには、召命共同体として一つ所に集まることが不可欠であって、オンライン授業は望ましいものではない。そのため、2021年度は可能な限り対面授業に戻すこととし、一部の授業、特に非常勤講師が本務校の要請等によって来校することを控えざるを得ない授業はオンラインで、それ以外の大多数の授業は対面で実施した。但し、対面で実施する授業でも、授業によっては、例えば新型コロナウィルス感染に感染したり濃厚接触者となったりした学生についてはハイブリッド授業としてオンラインでの受講を認めるなど、柔軟に対応したものもある。2022年度は、なお新型コロナウィルスの影響が大きく見られたが、2021年度の授業方法を踏襲し、大多数の授業は対面で行われた。

履修指導については、本大学では、学生に対する学習指導の方法は当初から二つの公的制度の結合、協力によりなされている。第一は、言うまでもなく教務課によるもので、新入生に対しては、毎年入学式直後の新入生オリエンテーション時に教務課主任と副主任が本大学の履修方法についてガイダンスを行っている。それに付随して、教職課程履修のガ

イダンスも担当教職員が行っている。また、在学生に対しては、毎年年度初めのオリエンテーション期間中に、学年毎に教務課主任と副主任による履修オリエンテーションがなされ、また必要に応じて個別相談が行われている。さらに、教務課の日常業務の中で、主任及び副主任と教務事務職員がきめ細かに学生の履修上の問題に対応している。第二は、本大学独自のクラス担任制度によりクラス担任が新入生及び在学生の履修上の相談に応じている。この制度は、本大学の下に卒業時まで、さらに卒業後も親密な関係を培っていく制度である。従って、新入生の場合も、オリエンテーション後、編入生の場合は在学生と共に、クラス会を持ち、そこで担任から履修上の原則的な補足説明を受ける。さらに、クラス担任との面接を通し個人的アドバイスをも受け履修科目を確定し、その上で登録をさせている。在学生は、クラス担任との個人面接で履修上の相談をし、登録させている。クラス担任との面接は、各学期の初めにはオフィスアワーを定めて行われるが、小規模の大学なので学期中必要な時はいつでもクラス担任にアポイントメントを取って面接することができる。

以上の二つの制度の結合による学習指導は、概ねこれまで円滑に機能してきた。とはいえ、毎年散見される登録ミスや履修漏れを防ぐために、学生自身による自己点検指導を強化する必要がある。その意味で、登録期間後に短期の登録確認期間を設け、学生にチェックさせている。

授業外学習については、各授業のシラバスに明示するよう各教員に依頼している。それに必要な時間の目安を提示することまではしてこなかったが、内部質保証向上委員会の指示により、教務委員会で 2022 年度に検討し、2023 年度より、シラバスに授業外学習に必要な時間を明記することとした。授業外学習へのフィードバックは各教員に委ねられており、シラバスで明示するなどはしていない。

1授業当たりの学生数については、そもそも本学は小規模大学であり、学生総数が少ないこと、また、授業の多くは、体系的に編成された教育課程に基づいて、受講する学年が決まっていることなどから、教員と学生のコミュニケーションを十分にとりながら授業を進めることができる規模が確保されている。学士課程の専門科目の必修授業については、概ね10から20名程度、演習や大学院の授業については概ね数名から10名程度の受講であり、いずれもきめ細やかな指導が可能である。

大学院・神学研究科

大学院においては、履修登録科目数に上限はない。前期課程においては、1 年次にコースワークをほとんど修了していなくてはならない。これは自動的に年間 30 単位程度の修得を課することになるので、多い者であっても、この数字を若干上回る程度となっている。

シラバスについては学士課程と同様であるので、そちらを参照されたい。

大学院における授業形態は、講義および演習であるが、学部に比べると演習の占める比重が高くなっている。学問が高度なレベルに達すれば、それだけ個々の学生が主体的に学ぶ必要が出てくるのは自明のことであり、また、「主体的に神学する」(学位授与方針)能力を養うためでもある。それゆえ、学生により重い責任を課すことになる演習形式が適切と見做される。演習形式が主であるので、それだけ学生は主体的にクラスに参加することが期待され、かつ、促されている。講義形式の授業も、学部レベルの基礎知識を前提とし

て、さらに「専門的な知識を深める」ために、高度なレベルの内容が扱われている。また、 講義と演習を組み合わせた特研の授業も設定されている。

学習指導について述べると、本学大学院では、学生は入学時に教務課主任及び副主任から履修の概要を指導され、その上でクラス担任から詳細な学習指導を受ける。本学大学院の長所は、日本における神学研究の特別な位置や目的の理解について、教授と院生との間に(関心細部の多様性を否定することなく)基本的な一致があり、しかも学生の数に比して教授の数が多く、質疑応答の時間を採り入れやすく、演習形式を取る上でも、独特な利点を持っている。大学院の教授が学部の基礎部分をも担当しているので、学生をかなり長期にわたって知ることができ、配慮を持った指導を行うことが可能である。実際、演習外での個人指導にも多大の時間が割かれている。

前期課程においては、1年次の学生に、夏期休暇明けの時期に修士論文計画書の提出が義務づけられている。これを土台として指導教授・主題などが決定され、指導教授は修士論文指導計画書を提示することとしている。他方、「履修の手引き」所収の「修士論文作成の手引き」には入学時から修士論文提出に到るまでの道筋が示されている。そこに示されている日程を参考に、各指導教授は学生の指導にあたっている「資料 4-1-3」。

後期課程に関しては、各年度当初に、学生との十分な面談の上で各指導教授が一年間の研究指導計画書を学生に提示し、学生には各年度末に1年間の研究の報告を出させている。また、博士課程後期課程入学時から博士論文提出に至るまでの道筋が『履修の手引き』の「学位取得へのスケジュール概要」に示されている[資料 4-1-4]。

◎学部・大学院共通

各学部・研究科における教育の実施にあたっての課題は、内部質保証向上委員会で把握し、教務委員会等に改善策の検討が委託され、教授会に諮られることになる。FD 委員会によって行われる、授業受講者へのFD アンケート(授業効果調査)の結果は、各担当講師に開示されると共に、教務課主任がサンプル調査を行って、課題を発見すればFD 委員会及び内部質保証向上委員会に報告することになっている。また、学生会の神学校生活委員会主催の神学校生活アンケートにおいて浮かび上がった課題や、自己点検評価及び外部評価で指摘された課題も、内部質保証向上委員会で検討され、教務委員会等の各委員会に改善策の策定を求めることになる。

(5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか

- a. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置
 - i. 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ii. 既修単位等の適切な認定
- iii. 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- iv. 卒業・修了要件の明示
- v. 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証 推進組織等の関わり
- b. 学位授与を適切に行うための措置
 - i. 学位論文審査基準の明示・公表
 - ii. 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

- iii. 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- iv. 適切な学位授与
- v. 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の 関わり

●神学部・神学科

本大学では、成績評価については6段階で評価をしている。A (100~90)、A- (89~85)、B (84~75)、C (74~60)、D (59以下)、E (試験以外の理由で不合格)であり、授業科目及び卒業論文の合格はC以上としている。合格の場合に、当該科目の単位が付与される。また、従来、各授業は出席が重視され、教師は必ず学生の出欠を取ることになっている。もし学生が何らかの理由で授業に出席できない場合には担当教師に欠席届を提出するルールがある。これは本大学の特徴的習慣である。従って、学生が定期試験を受け、また優れた評価を得るためには、何よりも平常の学習態度が問われる。

従来の成績評価の仕組みは適正に機能していると認識している。シラバスにおいても、 出席重視の習慣を成績評価の前提としてシラバスに明記するようにしている。また、成績 評価の客観性・厳格性・公正性・公平性の確保のために、各科目毎の成績評価の客観的基 準として、講義用と卒業論文用の共通評価指標を作成して、『履修の手引き』に掲載すると 共に、シラバスにおいても、この共通評価指標に基づいて成績評価を行うことを明示して いる[資料 4-1-2]。また、各学期初め、学生はクラス担任と面接することになっており、 その際成績について学生はクラス担任に相談することができる。これは学生の資質をのば す良いチャンスでもある。

上記以外の単位認定について述べると、本大学においては、隣接する学校法人「ルーテル学院大学」との間の単位互換制度によるものと、他大学などで修得された単位を認定する単位認定とがある。単位互換について言えば、2022(令和 4)年度は、「ラテン語 I」「ラテン語 II」が単位互換科目として開講されている。

他大学などで修得された単位を認定する場合について、単位認定上の原則を述べると、まず、本学3年次に編転入学を許可された者は、学際基礎科目、神学基礎科目A、現代語科目、保健体育科目の総計56単位を原則として認定し、またキリスト教学、宗教学、ギリシャ語などの単位を認定することもある。次に、2年次に編入学を許可された者は、学際基礎科目、神学基礎科目A、現代語科目、保健体育科目の総計56単位のうち30単位を原則として認定する。しかし、学際基礎科目について総計26単位に達するまで、また外国語(現代語)科目は16単位まで、保健体育科目については4単位に達するまで本学で履修しなければならない。第三に、高等専門学校、または4年制大学、短期大学、高等専門学校の中途退学者の単位認定も、2年次編入生について述べた方法に準じて扱う。しかし、この場合、既修得単位数等を考慮し、入学、編入学年次を決定するものとする。さらに、4年次への転入学を許可された者については、既に他大学で学士(神学)あるいは同等の学位を取得している者であることから、3年次編転入学の場合に加えて、専門教育科目を含めさらに46単位まで認定することができるとしている。(他大学等からの編入学生の単位認定のあらましについては、入試要項を参照されたい[資料4-4-1および4-4-2]。)

単位認定について、3年次編入生のケースはほとんど問題ない。他の二つのケースでは、 入学志願者の学歴上の多様化、及び国内の4年制大学、短期大学、高等専門学校間の履修 内容の相違、さらには外国人留学生の志願、外国の教育機関の卒業生の志願の問題から、 単位認定上の問題が生じている。そして、現行の単位認定の内規では十分対処しきれないケースも見られるようになってきた。このような現状の中で、さらに各学生の既修得単位の変化に応じて認定原理の内容の継続的検討を要する。しかし本学は小規模大学であることから、これに関しては教務課主任を中心にきめ細かい対応を行うことで対応出来ている。

専門教育科目に属する単位の認定に関しては、シラバスの提出を要求し、科目の内容の対応関係について検討した上で、可能なものについては認定している。本大学では、原則的に、1 科目週 1 回の場合、1 学期(前期あるいは後期)で 2 単位が与えられる。週 2 回なら 4 単位、また通年で履修すれば 4 単位を与えているが(例外は現代語科目で、週に 1 回の場合 1 学期で 1 単位 [週 2 回なら 2 単位]を与える)、単位認定においても、この点を考慮しつつ認定作業にあたっている。

卒業要件については、4年以上の在学と所定の単位の修得をもって卒業が認められるが、この要件については『履修の手引き』に明示されると共に、入学時及び毎年4月の履修オリエンテーションにて説明され、さらにホームページでも公開されている「資料4-1-2」。

学位授与に関して言えば、学部論文については、学部4年次に履修を求める学部演習の期末課題として提出を求めているが、その評価基準については、共通評価指標が作成され、『履修の手引き』に掲載されている[資料4-1-2]。また、学士課程の修了認定については、事前に教務課が単位の取得状況を確認した上で、4年次に在籍する全学生の、必要単位の修得結果が2月下旬あるいは3月初めの教授会で配布され、それに基づいて学位授与が決定されている。学士の授与は、4年以上の在学と所定の単位の修得をもって認められるが、基本的に数字化されるものであるだけに、客観性が高いと言える。さらに、学位の取得は、教授会の議決(意見集約)によらねばならないので、個人的な判断によって左右されることはない。この意味において、学位授与の基準・手続き、その審査の客観性・厳格性において問題はない。

大学院・神学研究科

なお、大学院においても、従来の出席重視の習慣を成績評価の前提としてシラバスに明 記している。

また、各科目の成績評価の客観的基準として、学部と同様、前期課程・後期課程それぞれについて、講義・演習用と論文用の共通評価指標が定められている[資料 4-1-3 および 4-1-4]。

現在までのところ、大学院において単位認定は原則として実施されていないが、前期課

程入学者の中で既に教会の教職(牧師)となっている者については実践神学研修課程(全14単位)の履修を免除している(大学院学則第12条[資料1-3]を参照)。また、学部4年次に転入学して内部進学により博士課程前期課程に入学した者については、学部4年次に履修した大学院博士課程前期課程の科目の単位について、8単位まで入学時に認定することが可能になっている。

博士課程前期課程の修了要件については、前期課程に2年以上在籍し、必要単位数を修得し、その修得単位の全科目及び専門科目の成績評価点平均がB(GPA 2.0)以上であり、かつ修士論文の審査に合格することであるが、これは『履修の手引き』に明示されると共に、入学時及び毎年4月の履修オリエンテーションにて説明され、さらにホームページでも公開されている[資料 4-1-3]。また、博士課程後期課程の修了要件は、後期課程に3年以上在籍し、指導教授の下に所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受けた上で、専門外国語学力の認定、論文提出資格認定試験の合格、学術小論文の学術誌への発表を経て、博士論文の審査に合格することであるが、これも『履修の手引き』に明示されると共に、ホームページでも公開されている[資料 4-1-4]。

学位授与に関して言えば、博士課程の学位論文(修士論文・博士論文)の評価については、共通評価指標が作成されており、『履修の手引き』に掲載されている[資料 4-1-3, 4-1-4]。

修士学位については、指導教授の指導の下で作成され毎年9月に提出された修士論文について、教授会(研究科委員会)でその受理を承認した後、審査担当者各3名が研究科委員会にて選任される。11月に当該学生と審査担当教員3名による、面談形式の論文審査が実施され、その上で審査結果が研究科委員会で承認される。さらに、教務課が単位の取得状況等の学位授与要件を確認した上で、毎年2月下旬あるいは3月初めの教授会(研究科委員会)に判定資料を提出し、研究科委員会にて修士号授与が決定される。

博士学位については、博士論文の受理にあたって、教務課によって博士学位論文提出要件の充足状況がチェックされ、教授会(研究科委員会)に報告された上で、論文の受理が承認、同時に論文審査委員会の設置がその構成員を含めて承認される。論文の教授会内回覧と、論文審査実施を経て、その審査結果が教授会(研究科委員会)に報告されて承認され、さらに配付資料によって学位授与要件が満たされていることを確認の上で、学位授与が承認されている。なお、審査結果は学位授与当日に冊子化されて配布され、さらにホームページ上でも公表されている[資料 1-6]。

修士および博士の授与については、いずれも基本的に数字化されるものであるだけに、客観性が高いと言える。さらに全ての学位の取得は、教授会(研究科委員会)の議決(意見集約)によらねばならないので、個人的な判断によって左右されることはない。この意味において、学位授与の基準・手続き、その審査の客観性・厳格性において問題はない。

◎学部・大学院共通

学部・研究科における成績評価、単位認定、学位授与についての課題は、内部質保証向上委員会で把握し、教務委員会等に改善策の検討が委託され、教授会に諮られることになる。自己点検評価及び外部評価で指摘された課題も、内部質保証向上委員会で検討され、教務委員会等の各委員会に改善策の策定を求めることになる。

- (6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか
 - a. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
 - b. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
 - c. 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

●学部・大学院共通

学部のカリキュラム、配当学年の設定は、学修の段階を踏まえたものになっており、従って、単位の修得状況とその成績とが学位授与方針に基づく学習成果を把握する重要な指標となる。学部については、定期試験やレポート、卒業論文によって、その到達度が測られ、これを A(100-90), A-(89-85), B(84-75), C(74-60), D(59 以下), E(試験以外の理由で不合格)の 6 段階で評価している。大学院については、定期試験やレポート、修士論文によってその学習成果が測られ、その成績評価は学部と共通であるが、修士論文については、主査(指導教授)及び 2 名の副査が 100 点満点の点数で評価し、その加重平均(主査、副査1、副査2を2:2:1 の比率とする)が 75 点以上である場合に合格としている。

これらの成績評価については、その客観性を持たせるために、2016(平成28)年度より学部の講義用と卒業論文用の共通評価指標を、また2018(平成30)年度より大学院の修士論文と博士論文の共通評価指標を、さらに2019(平成31)年度より大学院博士課程前期課程・後期課程それぞれについて、講義・演習用の共通評価指標を導入した。これらは『履修の手引き』に明記されている[資料4-1-2,4-1-3,4-1-4]。

さらに、学部・大学院とも、A, A-, B, C, D, Eの6段階評価を数字に換算する GPA を導入している。すなわち、A(3点), A-(2.5点), B(2点), C(1点)とし、全取得単位の点数ポイントの総和を修得単位数で割って得られる値を GPA 値として、成績表に明記するなどして、学習成果を測定する指標の一つとしている。学部においては、これが 2.0以上である時に、学位授与方針に定められた、大学院博士課程前期課程に進学し得る学習成果を十分に身に付けたとして、内部入試の受験資格が与えられることになる。また、大学院博士課程前期課程においては、やはり全科目の GPA 及び専攻科目の GPA が 2.0以上であり、かつ修士論文に合格した時に、学位授与方針に明示されている、「強いリーダーシップを持った伝道者に欠かせない「主体的に神学する」能力」を身に付けたと判断し、これを修士課程修了要件として求めている。

こういった各学生の学習成果については、毎年度末に教授会で卒業判定、修了判定を行い、学位授与が決定される。しかし、それ以前にも、教授会全体として各学生の学習成果を日常的に把握するよう、努めている。各学期終了時点での全学生の GPA や、各学生の 6 段階評価の分布、単位の取得状況は、教授会で配布され、確認されている。また、その成績を基に、各学期の初めに、学生はクラス担任と面談することになっており、そこで必要に応じてきめ細やかな学修・履修指導がなされている。さらに、毎年3月の特別教授会では、教育問題として、全学生の成績だけでなく、授業での様子や、将来伝道者とされることについての、適性や課題などの所見も共有され、学生の学修状況が全教員に共有され、指導に生かされている。2016年度からは、学部の学生について、年度末における GPA が1.90未満、あるいは単位修得において2割程度の遅れのある者を学修困難者として確認し、毎年3月の特別教授会の教育問題のセッションでの議を経て、担任が個別に学修指導

をしている。

また、本学は、教役者を養成することを目的としていることから、学位授与基準には、 召命感や教会実習についても挙げられている。召命感については、担任や各教員との日常 的な関わりの中で確かめられていき、特に、学部から大学院に進学する内部入試の際に、 その適性と共に再度確認される。また、日常的な、出席教会での実習について、学部から 大学院に進学する内部入試の際に出席教会牧師からの推薦状を求めることで確認すると共 に、毎年9月に「出席教会牧師と教授会との懇談会」が行われ、その場で課題の共有が図 られており、必要のある時には、担任や教会実習委員会が出席教会牧師と協議し、協力体 制をとるようになっている。また、学部4年と大学院博士前期1年の学生は、原則として 全員、夏期伝道実習に派遣されるが、終了後に本人と受け入れ先教会牧師双方から報告書 の提出を求め、さらにそれを基に、教会実習委員会が本人と面接を行って、その成果や課 題を把握するように努めている。

学士課程には、いわゆる狭義の伝道献身者ではなく、卒業後に信徒として各教会の伝道やキリスト教学校・施設等でより深く奉仕することを志す者を受け入れる神学研修志望枠が存在する。本学ではこのような、大学院に進学しない学生についても、広義の伝道者の養成としてとらえており、従って、学部レベルにおいてはいわゆる伝道献身志望枠の学生と同等の学習成果を要求している。その点において区別をしないことにむしろ積極的な意義を見出している。但し、夏期伝道実習については、出席教会での信徒としての奉仕を求め、終了後に出席教会牧師からその報告書を提出していただいている。

こういった指標による学習成果の測定と学位授与方針との関係について述べれば、学 士課程の学位授与方針のうち、特に2「神学の学びの意義を主体的に把握している」3 「伝道者となる上での最低限の神学の知識および語学力を身に付けている」4「諸学問分 野における最新の知識をキリスト教信仰の視点から理解し、身に付けている」に挙げた項 目については、必要単位の修得を以て達成されたと判断している。(そのうち、特に GPA2.0 以上の場合に、単に学士の学位取得に必要な神学の知識を身に付けただけでな く、大学院博士課程前期課程での更なる学びに必要なレベルの神学知識を身に付けたと判 断し、大学院内部進学希望者には GPA2.0 以上を要求している。) 1 「伝道者となる最終 的な学びと訓練の場としての博士課程前期課程(修士課程)に進学しうる確固とした召命 感を身に付けている」5「教会実習の経験を通し、伝道者が現実に直面する諸課題・諸要 求を理解している」については、特に担任が定期的に面接をしており、また教授会全体で 各学生の課題等の共有を図っており、その中で、必要な事柄については指導をすること で、概ね達成されている。これらは、学部を卒業して、大学院に進学せずに、神学的知識 を持って各教会をより深く支えようとする広義の伝道者にも必要なものと理解しており、 問題があれば個別の指導をすることで、その達成を目指している。学部4年生の中で、大 学院への内部進学を希望する学生については、内部入試において学業成績・夏期伝道実 習・教会生活・適性・志望動機の5項目について評価をしている。これによって、成果が 上がっているか、さらに大学院(前期課程)への進学を通して、さらに成果を上げられる かどうかの検証がなされている。

大学院博士課程前期課程については、ほとんどの開講授業が、学部の神学の学びを踏まえて、さらに高度な内容を講義する講義と、自ら深く考えさせる演習、あるいはその組み合わせになっており、いずれの授業も、「主体的に神学する能力」を身に付けさせるものとなっている。そして、その成果として修士論文の執筆を求めている。授業を全科目の GPA

及び専攻科目の GPA がいずれも 2.0 以上で修得することで、さらに修士論文を 75 点以上で合格することで、この能力を身に付けたと判定される。さらに、「伝道者が現実に直面する諸課題・諸要求に、多様な協力関係の中で的確に対応する能力を養う」ために、こういった学びを踏まえて、主に 2 年次後期に実践神学研修課程の学びを課しており、その単位修得を以て、その能力が獲得されたと判断している。また、「教会やキリスト教学校等への赴任に向けた召命感」の一層の確立については、担任との定期的な面接をしており、また教授会全体で各学生の課題等の共有を図っており、その中で、必要な事柄については指導することで、概ね達成されている。

学生の自己評価を把握するため、FDアンケート(授業効果調査)に加えて、2019(令和元)年度より卒業時アンケート、さらに2020(令和2)年度より入学時アンケートを実施している。特に卒業時アンケートでは、学位授与方針に示されている事柄について、どの程度身についたかを自己評価してもらっている。これについては内部質保証向上委員会で検討すると共に、アセスメントポリシーの検証項目にも挙げられており、2022年度は3月の特別教授会で、他の項目と共に、教育課程が有効に機能しているかどうかの検証に用いた。

また、本学の教育目標が、教役者の育成にある以上、学習の成果は最終的には、卒業生が各教会において教師として認められるかどうかに的確に表れることになる。そこで、日本基督教団の教職となることを目指す学生については、日本基督教団の常議員会に陪席する資格を持つ学長が、日本基督教団の教師検定試験における本学卒業生の結果を把握し、問題があれば内部質保証向上委員会に報告することになっている。卒業後の評価(本人および赴任先〔就職先〕)について、それを集約する方法・特定の窓口などを本学は現在のところ持っていない。本大学院の修士課程修了者はほぼ100パーセント専門職(牧師、聖書科教師、チャプレン)に赴任し、キリスト教大学の教育職員に就任する者もかなりの人数に及んではいるものの、大多数は牧師として各教会に赴任している。赴任後は本学後援会、その他本学主催の「教職セミナー」「日本伝道フォーラム」「キリスト教学校伝道協議会」等に参加することによって、交流が維持されている。そうした交流の機会は、本学の教育・研究指導についての学外意見を聞く機会となっている。こうした機会を通じ、学長や他の教授会メンバーに折々に寄せられる評価を教授会において共有する程度が現状である。

これらを踏まえて、2020 (令和 2) 年度の教務委員会、そして特別教授会において、アセスメントポリシーの策定が議論され、素案が完成したが、2022 (令和 4) 年度にさらに議論され、学部、博士課程前期課程、博士課程後期課程それぞれのアセスメントポリシーが制定された。今後、毎年 3 月の特別教授会において、このアセスメントポリシーに基づいた教育課程の適切性の検証が行われる予定である。

また、こういった学習成果を教員が把握して、学生と適宜面談して確認・指導するだけでなく、学生と教員とが常にそれを共有できるようにすることは、今後の課題である。具体的には、ポートフォリオの作成などが考えられるかもしれない。なお、学部において、それぞれの授業科目が、教育課程編成方針のどの段階に当たるものであるかを学生が意識して取り組むことができるようにするために、教務委員会での議を経て、授業科目の系統図を作成しており、2019(平成31)年度から『履修の手引き』に掲載されている[資料4-1-2]。

大学院博士課程後期課程については、まず、専攻内・専攻外両方の科目の履修を求める

ことで、幅広く深い神学の理解を身につけさせ、「神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得」することを目指すが、所定の単位を修得することで、それが身に付いたと判定している。それを踏まえつつ、その成果として、特に「自立した研究活動」によって「継続的に研究業績を出すことのできる能力」を身につけさせることに留意しながら、指導教授によって個別に論文作成指導がなされている。そのために、外国語学力認定試験に85点以上で合格し、学術小論文1本を学術誌に発表し、3科目にわたる論文提出資格認定試験に85点以上で合格することを以て、「学問的貢献ができるレベルの専門的学識」を持って「自立的な研究活動」を行うことができることを確認した上で、博士論文の提出資格を与えている。その博士論文の80点以上での合格を以て、その自立的な研究活動により「高等教育機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付ける」ことができたと判断している。

ただし、課程博士は、2018 (平成30)年度に、2012 (平成24)年度以来久しぶりに1名を生み出した程度であり、その生産性は高いとは言えない。

学習成果の把握及び評価の取り組みに関しては、内部質保証委員会でアセスメントポリシーの必要性が提起され、教務委員会にその策定を委託し、特別教授会で検討され、制定された。今後は、学位授与率や卒業時アンケート、卒業後の動向などから、その測定指標の適切性が内部質保証向上委員会で検討され、問題があれば教務委員会に改善を依頼することになる。

- (7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか
 - a. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
 - i. 学習成果の測定結果の適切な活用
 - b. 点検・評価結果に基づく改善・向上

●学部・大学院共通

教育課程及びその内容、方法の適切性については、教務委員会で随時検討し、そこで挙 げられた課題については、年3回開かれる特別教授会で議論されてきた。

学生会の「神学校生活委員会」は全学生を対象に、各授業およびカリキュラムに関する 綿密な意見や評価を求める包括的なアンケートを毎年、実施しており、これが各教員にと って、教育改善のための重要な情報源となってきた。また、早急な対策が可能な課題に関 しては、従来は教務課主任(および教務委員会)を通して教授会が順次、検討し、改善し てきた。

こうした手続きの具体的成果として、2013 (平成 25) 年度よりIV限とV限の間の休み時間の延長、2014 (平成 26) 年度からの改訂カリキュラムの実施、2016 (平成 28) 年度から学際基礎科目を2科目新規に開講する計画を立てるなどといった事柄が定められた。さらに、従来、7月後半から8月末までを夏期伝道実習期間として、その期間を挟んで9月にも前期授業・前期試験が行われていたところ、2018 (平成 30) 年度から前期授業・前期試験が7月末で終わるよう、学年暦を変更したことも、神学校生活懇談会で出された学生の要望を受けて検討した結果である。

2016 (平成 28) 年度からは、教授会や特別教授会への問題提起を行うための検討機関として教務委員会が設置され、学期中、原則として月1回開かれて、上記神学校生活委員会のアンケートや日常的に発生する諸問題等から、教育課程の改善の必要性やその方策について議論されてきた。2018 (平成 30) 年度カリキュラムのため、現代語教育の一層の充実を図ることができたのは、教務委員会での検討に基づく教授会への提案による。また、共通評価指標の整備、博士課程後期課程の学位授与方針改定、さらには大学基準協会から指摘を受け内部質向上委員会が受け止めた課題である、学部と大学院それぞれの目的・理念を明確にするための学則の文言の改訂や、大学院における共通評価指標の整備等が、教務委員会を経て特別教授会で議論された。2018 (平成 30) 年度からは、内部質保証向上委員会の活動が活性化され、神学校生活委員会によるアンケート結果や諸問題については、まず内部質保証向上委員会で把握され、改善すべき課題がある場合には、教務委員会等各委員会に改善策の検討が指示されることになった。

2018 (平成30) 年度以降、4月の教務委員会では、まず、理念・目的に基づいた学位授与方針となっているか、そしてその学位授与方針に基づいた教育課程の編成・実施方針となっているか、さらにそれにふさわしい学生の受け入れ方針となっているかを検討し、2019 (平成31) 年度以降は、さらに実際の教育課程が、「教育課程の編成方針」に従ったものとなっているかどうかも検証するようになった。これまで大きな問題が指摘されたことはないが、問題が見つかった場合には、内部質向上委員会に報告し、内部質向上委員会がそれを集約した上で教授会に報告すると共に、改善策の策定を各委員会や教授会に指示、各部署で練ることになる。

従来、本学では教育上の効果の測定のための方法、制度上の工夫は、各々の教授、講師に委ねてきた。しかし、年3回開催される特別教授会において、教育効果をはじめ様々な教育問題を共有しあい、議論をする機会を設けている。また、2009(平成21)年度よりFDアンケート(授業効果調査)が実施されており、その結果は担当講師に開示され、授業の改善等に役立てられている。教育改善への取り組みは、本学では、従来、教授会等を通じての情報交換をしつつも、最終的には各教員に一任する仕方で行われてきた。但し、2019(令和元)年度より、教務課主任がFDアンケートのサンプル調査を行い、授業に大きな問題が見出される場合にはFD委員会を経て内部質保証向上委員会に報告することになっている。

また、様々な測定指標によって多面的に把握された学修成果を全学的に検証することで、教育課程の適切性が常時検証されることが、今後、求められるであろう。2022 (令和 4) 年度にアセスメントポリシーが制定されたことを受け、今後は、そのアセスメントポリシーに基づいた教育課程の検証と改善とが望まれる。2022 年度は、2023 年 3 月開催の特別教授会において、アセスメントポリシーに基づく教育課程の検証が行われ、教育活動が概ね適切になされていることが確認されたものの、留学生の成績がやや低い傾向にあることが指摘され、今後さらなるサポート体制が必要かどうか検討することになった。

[2. 長所·特色]

点検評価項目(1)について

① 教育目標に沿った学位授与方針が定められ、修得すべき学習成果が明示されている。

点検評価項目(2)について

① 教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針が明示・周知されている。

点検評価項目(3)について

- ① 教育目標に沿って、博士課程前期課程までの体系的なカリキュラムが組まれている。
- ② 学部のシラバスに授業の体系図が掲載され、学部の学びの全体の流れが把握できるようにされている。
- ③ 4 系統の幅広い学問分野に対応した学際基礎科目が教えられ、その結果、総合的な視野をもって思考・判断出来る人材の育成が可能である。
- ④ 学士課程教育への円滑な移行に配慮した英語基礎クラスの実施。

点検評価項目(4)について

- ① 年度初めに教務課および担任による履修オリエンテーションが行われている。
- ② 統一書式による詳細なシラバスが年度初めに配付されている。これによって、1 年間の授業についての情報が明示されている。

点検評価項目(5)について

- ① 客観性・厳格性のある学位授与の基準・手続きを持っている。
- ② 成績評価の客観的基準として、共通評価指標が示されている。

点検評価項目(6)について

① 学位授与方針に明示された学習成果を測定するための多面的な指標が開発されている。

点検評価項目(7)について

① 教務委員会で教育課程の適切性が定期的に検証され、内部質保証向上委員会に報告されている。

[3. 問題点]

① 入学者全般の語学力の低下への対応

今後、さまざまなレベルの学生に対応できるよう、語学プログラムを柔軟で、効果的なものにしていく必要がある。2018 (平成30) 年度より、外国語科目を、留学生対象の「日本語基礎」を含む現代語科目と改称し、より一層の充実を図ることにしたが、まずはこの効果を見極めたい。

② 課程博士修了者の生産性が低いこと

これは中・長期的課題である。従来、本学の博士の学位は論文博士として提出されたものが多く、課程博士の博士号取得者が少ない。その原因には、これまで海外留学や海外での学位取得を督励してきたこと、ならびに課程期間中に論文提出に至らず、結果として論文博士になったケースがあることとがある。従って、既に繰り返し議論されている課程博士における論文提出資格に関する規定を引き続き検討していくことになる。既に、外国語学力認定試験の受験時期や受験回数について、より柔軟な対応

が可能になるように規則を改定したことに加え、課程博士に課せられている論文提出 資格認定試験について、やや軽減する検討がなされ、2018(平成30)年度からは、学 術小論文で扱った分野1科目を免除することを可能としている。

課程博士の取得者数の改善が進んでいないことの理由にはまた、修士課程修了によって教会やキリスト教主義学校に赴任し、仕事を続けながら後期課程の研究をするため、課程期間中に論文提出に至らないケースが全てであるということもある。従って、研究に集中できる環境を整備することが必要であり、諸規定に関する検討に併せて、このことも議題としていくことになる。2012 (平成24) 年度より本格的に導入された長期履修学生制度の効果が期待されている(東京神学大学大学院学則第6条[資料1-3]を参照)。

後期課程の学生の研究意欲を向上させることも重要である。2010(平成22)年度より、年に2名の割合で、学内で公の研究発表をする機会を設けた。また、同じく2010(平成22)年度より、1年間の研究報告の提出の義務づけもなされている[資料4-5]。研究指導計画は、この報告と学生との面談によって定められるので、より肌理の細かい指導が可能になると同時に、生産性の向上への契機となることを期待している。

これらの改善の成果を見守りつつ、さらなる改善方策を考えることになろう。なお、 この課題については中期計画に組み込まれており、毎年、内部質保証向上委員会で、 その教務委員会等における検討の進捗状況が確認されることになっている。

③ 共通評価指標の有効性の検証

学部・大学院共、講義・演習授業及び論文の共通評価指標を策定しているが、この 共通評価指標が成績評価の客観性・公平性、また授業の改善等にどの程度寄与してい るのか、検証されていない。もっとも、学生数が少なく、統計的な有意性を得られな いため、検証は困難である。

④ 授業外学習の把握と指導

シラバスに授業の準備についての指示を明示するよう、授業担当教員に依頼しているが、毎回の授業について具体的にどのような準備が必要であるかを明示することまではしていない。但し、2022(令和 4)年度の議論を経て、2023(令和 5)年度のシラバスより、必要な授業外学習時間の目安を明記することにした。また、学生が実際にどの程度の時間をかけて授業の準備をしているのかについては、従来把握されてこなかった。そのため、2020(令和 2)年度より、FDアンケート(授業効果調査)の項目の中に、授業の準備に費やした時間についての項目を入れている。

⑤ 様々な評価指標の明示

学習成果の把握のために様々な指標が用いられているが、それを体系化するアセスメントポリシーが 2022 (令和 4) 年度に制定され、年度末にアセスメントポリシーに基づく教育課程の適切性の検証が行われた。今後、定期的に検証が行われて行くべきであろう。

⑥ シラバスの課題

各授業が学位授与方針に定められたどのような能力の修得を目指したものであるの

か、また、授業外学習や課題に対するフィードバックの方法などがシラバスに明示されることが望まれる。

⑦ 留学生のサポート

2022 年度に行われた、アセスメントポリシーに基づく教育課程の検証において、留学生の成績がやや低い傾向にあることが指摘された。もっとも、多くの留学生が学位取得に至っており、それは支援体制によるところも大きいと考えられるが、さらなるサポートが必要かどうか、今後検討が望まれる。

[4. 全体のまとめ]

本学においては、理念・目標に合致した学位授与方針が制定されており、さらにその学位授与方針に適合する教育課程の編成・実施方針が制定されている。さらに、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程が編成され、授業科目が体系的に配置されている。

成績評価の客観性を確保するために共通評価指標が策定され、学位授与も適切に行われている。

教育課程の編成の改善のために、内部質保証向上委員会の役割が規定され、その活動が 開始されているが、今後、その活動が確実に継続的に行われて行く必要がある。

[5. 根拠資料]

- 資料 1-2 東京神学大学学則
- 資料 1-3 東京神学大学大学院学則
- 資料 1-6 東京神学大学ホームページ (https://www.tuts.ac.jp/)
- 資料 4-1-1 学科目概要(シラバス)神学部神学科
- 資料 4-1-2 履修の手引 神学部神学科
- 資料 4-1-3 履修の手引 学科目概要(シラバス)大学院神学研究科 博士課程前期課程
- 資料 4-1-4 履修の手引 学科目概要 (シラバス) 大学院神学研究科 博士課程後期課程
- 資料 4-2 読書のすすめ
- 資料 4-3 東京神学大学報(2019年10月***号)大学院博士課程後期課程・学生研究発表会(2019.6.25)の報告
- 資料 4-4-1 東京神学大学神学部神学科学生募集要項 指定校推薦編入学試験
- 資料 4-4-2 東京神学大学神学部神学科学生募集要項(11月、2月、3月試験)
- 資料 4-5 2020 年度博士課程後期課程研究状況報告

評定:S·A·B·C

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、 入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門 職学位課程)に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望 者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実 施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

評価の視点

・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職 学位課程)に設定しているか。

本学では 2022 (令和 4) 年度にアドミッション・ポリシーの改訂を行い、この改訂を反映させる形で、2024 (令和 6) 年度学生募集要項、及び大学ホームページにおいて、本学の全ての課程 (神学部神学科・大学院神学研究科博士課程前期課程・大学院神学研究科博士課程後期課程) についての最新の学生の受け入れ方針を明示することができている。また、アドミッション・ポリシーの内容を、『遣わされる日のために(東京神学大学入学者選抜の手引き)』と題するリーフレットによって、より嚙み砕いた形で広く周知している「根拠資料 5-7]。

評価の視点 2: 「学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。」

本学学則第3条に定める通り、「本学は、学校教育法第83条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教の従事する教役者〔きょうえきしゃ: 牧師・伝道者のこと〕を養成することを目的とする」大学である [根拠資料 1-2]。この本学の目的に基づき、求める学生像を「アドミッション・ポリシー」(学生の受け入れ方針)として、学生募集要項、大学ホームページに公表している。以上の大学の目的から明らかなように、本学は入学志願者には知識だけでなく、適性(「召命感」と呼ばれる)を重視して、アドミッション・ポリシーを策定している。

アドミッション・ポリシーの具体的内容は、それぞれの学位課程ごとの特色を踏まえたものとなっている。まず神学部神学科に関しては、牧師・伝道者としての召命が確かであること、基本的な信仰生活を身につけていること、高校卒業程度の基礎学力を有し、論理的思考ができることなどを求めている。大学院神学研究科博士課程前期課程に関しては、より深められた召命を基礎として、既に身に着けた神学の基礎知識を用いてより深く神学を探究する意欲があること、同時に伝道者とされていくうえで必要な信仰の姿勢・コミュニケーション能力を保持していることなどを求めている。最後に、大学院神学研究科博士課程後期課程に関しては、既に修士レベルの神学知識を身に着けた伝道者であること、国内外の高等教育機関等において学問的に貢献することを志す者であること、より多様な仕方で教会や社会に奉仕する意欲を持っていることなどを求めている。

以上のアドミッション・ポリシーに基づいて、それぞれの学位課程の学生募集要項にお

いては、分かり易く、かつ具体的に、入学者選抜で求める学力水準や判定方法を明示していることも、補足的に言い添えておきたい。例えば、神学部神学科の入学者選抜において課される筆記試験(小論文)に関する記述においては、評価の基準が一律の解答を求めることにあるのではなく、どのようなテーマに対しても、自らの考えを日本語で論理的に説明できるかどうかを見極めるところにあることが明示され、その他にも、日本語が正しく使われているか、解答内容に相応しい基礎学力が反映されているかどうか、といった点も評価の基準であることが明示されている。

・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に 実施しているか。|

以上の評価の視点自体は、主に入学者選抜のことについてであるが、入学者選抜と直結している学生募集の取り組みを踏まえることは重要である。そこで、この項目では、まず学生募集の取り組みについて述べ、その上で、入学者選抜の実施状況について述べることとする。

a. 学生募集

学生募集は募集委員会が企画・立案、運営を担当している。募集委員会は毎年の学生募集要項や上記の『遣わされる日のために』を作成し、日本基督教団を中心とした全国の諸教会およびキリスト教学校教育同盟加盟校に送付する。また、主にキリスト教関係雑誌に募集のための広告掲載を行っている。キリスト教の伝道者・牧師・教師の養成という本学の使命から、広く一般に学生募集を行うよりもキリスト教関係諸団体、諸教会に集中的に呼びかけている。これがアドミッション・ポリシーに掲げられた内容を適切に実行する手段として有効であると考えられるからである。

学生募集を行う場として、「日本伝道を担う青年の集い」「オープン・キャンパス」「入試説明会」がある。まず、毎年7月に「入試説明会」を行っている。入試に特化したイベントとして位置づけていることもあり、参加者数は多くはないが、特に11月の入学者選抜の出願に直結している。また、毎年9月に本学を会場として開催される「日本伝道を担う青年の集い」において募集の働きかけをしている。毎年数十名の参加者があり、本学の存在と、その独特な理念と存在意義とを広く知らしめる機会となっている。さらに、毎年12月には「オープン・キャンパス」を行っている。2022(令和4)年度は、新型コロナウィルスの懸念が拭えない状況だったため、対面だけでなくオンラインでも実施し、本学に関心を持つ人たちに本学の礼拝や授業を経験してもらうことができた。従来のように学生と交流する機会を設けることが難しい状況であったため、学生の協力を得て、学校紹介をすることで、本学での学びや生活をイメージしてもらえるようにした。「根拠資料5-6]。

キリスト教学校で学ぶ生徒・学生は本学への入学が期待される潜在的な入学者なので、本学ではキリスト教学校への働きかけを重視している。キリスト教学校に対する指定校推薦制度を実施し、そのための広報活動を行っている。また、本学を会場に毎年 5 月に開かれる「キリスト教学校伝道協議会」において、諸学校との積極的な接触と志願者の掘り起こしに努めている。ここに集う主としてキリスト教学校教育同盟加盟の諸学校の校長・理事長・宗教主任等に指定校推薦制度を周知し、また本学の使命と求める学生像を繰り返し伝えて、学生募集を行っている。さらに「派遣プログラム」として、全国のキリスト教学校に学生を派遣し、教役者として生きる道について生徒・学生に語る機会を設けていただいている [根拠資料 5-8]。キリスト教学校からの指定校推薦入学・編入学は、入学定員の関係で、募集人員は決して多くはないが、例年 1~3 名の学生が入学・編入学しており、貴重な募集枠となっている。

また、直接、学生募集や入学者選抜の働きに携わっているわけではないが、広報委員会の働きは本学の学生募集と入学者選抜の営みにとって欠かせないものとなっている。広報

委員会は『学校案内』の製作、『学報』の編集発行、大学ホームページの管理を行っている。これらはいずれも、学生募集のための重要なツールである。『学校案内』には在学生へのインタビューや卒業生からのコメントなどを掲載し、在学生や卒業生の「姿が見える」学校案内にするよう努めている [根拠資料 1-5]。これも求める学生像を提示する試みといえる。ホームページには「東神大で学びたい皆様」のタブを設け、受験志願者が求める情報を確実に得られるようにしている。また従来どおり日本各地で働いている現役の牧師たちが仕事の喜びを語るページも設けている。なお、2023(令和 5)年度現在、ホームページをリニューアルする計画が進行中であり、これに伴って、入学者選抜関連のページをより分かりやすく、またアピールする内容に改訂することが検討されている。

その他にも、教務課は入学志願者の枠を広げるための制度的な工夫に取り組んでいる。キリスト教会の牧師、キリスト教学校の宗教科教師を育成するという本学の基本的姿勢を変更することなく、すでに牧師になっている者(とくに学位取得を目指す者)の再教育、牧師の配偶者や教会役員の教育もまた本学の使命と理解し、そのような人たちから志願者を募ることには2007(平成19)年度から着手していた。このことを制度的に明確にするため、2017(平成29)年度入学者からは、教役者となるのではなく、信徒として教会に貢献する志を持ち、神学の学びを希望する者を「神学研修志望者」と呼んで、その積極的な受け入れを表明するようにした。2017(平成29)年度には3名(1名が1年次に、2名が3年次に)、2019(令和元)年度には5名(全員が3年次に)、2020(令和2)年度には2名(1名が1年次に、1名が3年次に)、2021(令和3)年度には2名(全員が3年次に)、2022(令和4)年度には6名(3名が1年次に、3名が3年次に)、2023年度には3名(1名が2年次に、2名が3年次に)をこの形で迎え入れることができた。なお、2022(令和4)年度には、この制度をアピールする目的で、『神学事始』というパンフレットを作成して、各教会・キリスト教学校に適宜配布している[根拠資料5-9]。

入学志願者の枠を広げるためのもう一つの制度的な工夫として、博士課程後期課程に長期履修学生制度を設けている。キリスト教学校ですでに教鞭をとっている教務教師や教会の牧師などが、自身の仕事を継続しながら、博士課程後期課程で研究し、論文を執筆することができるよう、学習環境を整備している [根拠資料 5-1]。

b. 入学者選抜

以上において述べた学生募集の取り組みと連動する形で、入学者選抜の取り組みを以下 のように行っている。

入学者選抜は教務課が担当し、教務課副主任が責任者となって実行している。11 月、2 月および3月の3回、学部の入学者選抜を行っている。また大学院の入学者選抜は2月に 実施される。

入学者選抜の方法は、先の本学が求める学生像に従って、学力の考査、教会からの推薦、本人の信仰経歴と面接による召命感の確認に基づいて判定する。2017(平成 29)年度入試から「神学研修志望者」として、信徒のまま教会に責任的に仕えることを願う者(もちろん、本人のその志は明確に表明されなければならない)をも受け入れることとなったが、選抜方法に違いはない。

入学者選抜の準備および実施は、次のような体制で進められる。まず、入学者選抜にかかわる諸日程(出願期間、試験日、合格者発表日など)、選抜の種類などが年度初めに教務課副主任より教授会に提案され、承認を受ける。これに基づいて学生募集要項が編まれる。入試問題は教授会メンバーによって用意される。用意された入試問題案は、教務課副主任の招集により、教授会から選抜された数名の委員からなる入試問題検討委員会によって複数回の検討を経る。この検討によって入試問題の量・内容・難易度などが検討され、必要に応じて修正を求めた上で、最終的に教授会の承認を得て、入試問題として確定される。他方、入学志願者から提出された願書は、教務課事務職員および教務課副主任によって、その適切性がチェックされる。その上で、志願状況を踏まえた入試当日のプログラム

が編まれ、教授会の承認を得る。試験を終えた後には、教授会の全員が参加して合格判定 会議を行い、出願書類・筆記試験の成績・推薦書の内容・面接の成績をもとに合否を決定 する。

入学者選抜における「調査書」の位置づけに関して言えば、本学が面接を重視していることは、既に述べた通りである。従って、「調査書」は面接に際しての資料の一つと見做される。しかし、これもまた既に述べたように、本学は学力偏重を避け、教会の教役者たるにふさわしい人材を選抜することを第一にしているので、「調査書」の内容も、それを点数化したりするような仕方では用いない。重要ではあるが、あくまで参考資料と位置づけられており、合否を決定するほどの材料とは見做されていない。

以下、学位課程ごとに、それぞれの入試の状況について説明する。

・神学部

11 月の入学者選抜において実施されるのは、指定校推薦型入学者選抜、指定校推薦型編入学者選抜、そして編入学者選抜の三つである。2 月と 3 月の入学者選抜においては、一般選抜、編入学者選抜の二つである。

試験科目は、以下の通りである。

- ① 指定校推薦型入学者選抜および指定校推薦型編入学者選抜:面接
- ② 一般選抜および編入学者選抜:小論文、面接

どの種別の受験者に対しても、一人につき約15分の教授会全員による丁寧な面接が行われる。面接では、志望の動機、召命感、学力、勉学の意欲などを直接確かめるとともに、コミュニケーションの能力も判定している。教会の教役者としての適性は全人的に見られなくてはならない。従って、教授会メンバー全員による面接という従来からのやり方はなお重要である。また、学部では、一般選抜と編入学者選抜において小論文が導入されているが、これは論理的思考能力、国語(日本語)能力、表現力など、いずれも教会の牧師として不可欠の能力を総合的に把握、評価する方法として行われている。これらの選抜方法によって、入学者選抜は、学生受け入れ方針に基づき、適切に行われている。

入学者選抜においては外国語の試験を行っていないが、英語に関しては、入学後ただちに実力試験を行い、英語能力が不十分と判定された者には「英語基礎」など、英語関連科目の受講を義務付けている [根拠資料 5-4]。

なお、留学生に特化した入学者選抜は実施していない。

・神学研究科

神学研究科の学生募集に関しては、博士課程前期課程と同後期課程について分けて記さなければならない。まず、博士課程前期課程の入学者選抜は、内部入学者と外部受験者とに分けて、別々に行われている [根拠資料 5-3 および 5-2]。

博士課程前期課程への内部入学者に関しては、学部での成績の審査と教授会の面接によって選抜が行われている。学部における成績、適性、夏期伝道実習の評価、さらに出席教会の牧師の推薦状などを考慮し、慎重に内部入学の選抜を実施している。

外部受験者に対しては、論文審査(大学卒業論文、または、それに準ずるものを出願時に提出)、および外国語(英語、独語より 1 科目を選択)、さらに、聖書神学専攻希望者には、専門語学(旧約聖書神学専攻者はヒブル語、新約聖書神学専攻者は新約聖書ギリシャ語)の筆記試験が行われる。この他に、学部と同様、一人につき 15 分程度の丁寧な面接が行われる。入学者選抜については、学問性を維持するための最低の条件が要求されている。また、牧師をめざす志を問う面接もまた十分に機能している。

外部受験者に対しては、外国語に関して本学学部修了レベルの専門書読解力を身に付けているかどうかが見られる。また、論文の審査を通して、神学的な素養と論理的思考力を見ている。聖書神学専攻希望者には、専攻に関係のある語学の試験も課しているが、これは、本学学部では新約聖書ギリシャ語を必修科目としており、また博士課程前期課程入学

後の旧約聖書神学専攻希望者にはヒブル語の単位修得を課しているからである。これらの 試験によって、文献を原語で読んだり、聖書を原典で読んだりするために必要な基礎学力 を有しているかどうかを判定している。

入学者選抜の方法は健全に機能しており、大学院レベルの教育に耐え得る学生が確保されている。また、ここでも単なる学力優秀者の受け入れを目指しているのではないことは、時間をかけての面接が行われていることから明らかである。

博士課程後期課程であるが、本学における後期課程は主に既にキリスト教会の牧師となっている者が、より深い神学研究を行う場と見做されている。これまで入学者のほとんどは内部入学者であることが多かったが、昨今は外部入学者も増えてきている。論文審査と前期課程での成績の評価、また、教授会メンバー全員による面接によって入学が許可されている。

留学生に関して言えば、大学院でも留学生に特化した試験は行っていない。本国において、学校法人として認可された大学神学部を卒業した学士取得者については、博士課程前期課程に受け入れている。ただしキリスト教神学の学問は、他の学問領域と同様に、高度な概念化された専門用語が多く使用され、それらを入学前に日本語で学べなかった留学生には困難が伴う。そのため、大学院からの入学者の場合も、必要に応じて「日本語基礎」の授業を日本語能力向上のための補講として受講することを勧めている「根拠資料 5-5]。

評価の視点 4: 「入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。」

障がいのある学生については、従前より個別の状況に応じた配慮をしてきたが、2021 (令和 3) 年度末の特別教授会にて、「学生支援関する方針」を策定した。これを受けて、2021 (令和 3) 年度の学生募集要項から新たに「受験および入学後に配慮が必要な場合」という項目を設けて、手順などを説明している [根拠資料 4-3-2 および 5-2]。なお、障がいによって出願を制限することはしていない。

評価の視点 5: 「すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。」

入学者選抜に関する情報は、先述の『遣わされる日のために』というパンフレット、ホームページ、学報などの媒体を通して広く周知することに努めている。また、キリスト教関係の媒体(新聞、雑誌)にも、本学の入学者選抜に関する情報を適宜広告として掲載している。

本学では、ホームページの問い合わせフォームや電話を通して受け付けた入試相談に適 宜個別的に対応しており、必要に応じて、教務課副主任(場合によっては教務課主任) が、入学志願者との面談等を行っている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

- <評価の視点>
- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。
- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持 し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。」
- 大学全体

本学では、特に学部 1 年生と 2 年生の定員充足率が低くなっている。また神学研究科の 定員充足率も低い。本学の学生受け入れの方針の特殊性に起因するところがあるが、学部 定員充足の努力を継続している。今後も収容定員に対する在籍学生数比率の適切性を保つ 努力を継続していく必要がある。

• 神学部

2023 (令和 5) 年 5 月 1 日現在での学部在籍者数と充足率は以下の通りである。

学部 1 年 1 名(定員 5 名に対して、充足率 20%) 学部 2 年 7 名(定員 5 名に対して、充足率 140%) 学部 3 年 11 名(定員 25 名に対して、充足率 44%) 学部 4 年 15 名(定員 25 名に対して、充足率 60%)

学部全体としてみれば、2023(令和 5)年度は定員 60 名に対して 34 名(充足率 57%)であった。2023(令和 5)年度から定員を削減することにしたとはいえ、充足率はなお十分とは言えない。充足率向上のために不断の努力が必要である。以下その問題への方策として実施されてきたものについて、簡潔に記す。

定員充足率を上げるために、学生募集のための活動を活性化してきた。具体的には、推薦入学制度の導入、教会とキリスト教主義学校との連携の強化、広報活動の充実、「日本伝道を担う青年の集い」である。

他方、定員の削減も行っている。2020(令和2)年度より、入学定員を7名から5名に、編入学定員を23名から20名に削減した。移行期を経て、2023(令和5)年度より、本学の定員は60名となった。

学部 1 年次への入学者の少ないことは大いに問題ではあるが、他大学などの卒業者が多く学部 3 年次(場合によっては学部 2 年)に編入学する者が多いことは、本学の特色でもある。キリスト教の教会、キリスト教学校で教役者として働くことを志すに至るには、人間的な成熟が必要である。社会人としての経験は教役者としての働きに大きく資することにもなる。本学はセカンドキャリアとして教役者となることを目指す人を積極的に受け入れてきた。そもそも、教会や学校において広い世代にわたる人々を教え導くという牧師職には、知的にも、人格的にも成熟した人材が求められる。それゆえ、例えば、米国では神学教育が大学院修士課程のレベルで行われることが多い。事情は本学でも同様であり、他大学とは違い、すでに大学教育を受けた者、さらに社会人経験を有する者が、学部 3 年次に編入学して神学の専門教育を受けることは、本学での学び方の基本的な形を成しているのである。

• 神学研究科

2023 (令和 5) 年 5 月 1 日現在での大学院の在籍者数と充足率は以下の通りである。(前期課程 1 年の定員は 25 名、2 年の定員は 30 名、後期課程の定員は 1~3 学年は各 4 名)

前期課程1年 14名(56%) 前期課程2年 12名(40%) 後期課程1年 0名(0%) 後期課程2年 2名(50%) 後期課程3年 10名(250%)

前期課程の充足率は、学部からの内部入学者の多寡に対応する。2023(令和 5)年度は 定員 55 名に対して学生数は 26 名で、充足率は 47%であった。学部からの一貫教育を強調 しているだけに、学部での充足率の低さが後になって大学院の充足率に反映される傾向に ある。このことについての対策は、しかし、まさに一貫教育のゆえに、学部レベルでの対策に依存することになる。従って、大学院レベルで取り得る対策は限定的で、これまで特に検討してこなかった。

後期課程に関しては、2023(令和 5)年度は定員 12 名に対して学生数は 12 名であった [根拠資料 5-1]。3 年次の学生が多いのは、仕事をしながら論文執筆をするのに時間を要し、標準修業年限を超えて在籍する学生がいるのとともに、長期履修学生制度を利用して学んでいる学生がいることにもよる。

評価項目3

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる こと。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

評価の視点 1: 「学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における 現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。」

学生の受け入れが適切に行われているかどうかを検証する最も重要な担い手は、教務委員会である。教務委員会は月一度のペースで開催され、そこにおいて常に、学生募集の動向や入学者選抜に関係する事柄が話し合われ、課題の把握とそれを踏まえた今後の対応などが話し合われている。

同時に、募集委員会もまた、この点について重要な役割を果たしている。募集委員会では主に、現状の学生募集の取り組みが効果を挙げているかを定期的に確認し、今後の学生募集の在り方について、より具体的な方策を検討している。

評価の視点 2: 「点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。」

先述の教務委員会においては、入学者選抜における公平性確保ならびに不正やミスを防止するための方策について検討し、2021(令和 3)年度入学者選抜からは、教務課副主任が小論文の採点結果の点検をすることとした。更に 2022(令和 4)年度入学者選抜からは、小論文だけでなく、推薦書などの採点結果についても教務課副主任による点検を行っている。採点者による採点結果を、教務課副主任が客観的な立場から点検することで、採点者の主観だけに頼らない判定が可能となっている。また、入学者選抜後の教授会においても検証がなされている。さらに入試問題検討委員会にて、入試問題が毎年検討され、適切な出題となっているかを反省し、次年度の入学者選抜に反映させている。

特に本学では、面接のウエイトが高いために、面接内容の検討等を定期的に検証することが、今後の課題となっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

・長所

→学生の受け入れに関係する本学の長所として特記すべきことは、入学者選抜における面接の重視であると言える。小規模大学である本学は、学部においても研究科においても、教授会全体が受験者全員の面接にあたり、さらには合否判定に関しても教授会全員の了解を求めている。受験者の一人一人について、諸要素が丁寧に検討されているので、教授会全員が合否に責任を持てる体制となっている。このことによって、入学者選抜における透明性・公正性・妥当性が確保されている。また、教授会のメンバー全員が日本基督教団の教師であり、大学の理念・目的を体現しようとする召命共同体であるため、その召命共同体の新しい成員となるべき入学者の選抜に際して、相当高い次元での理念の一致をもって吟味を行い得ている。

このように、入学者選抜において丁寧な面接を行うことは本学の入学者選抜の長所であるが、その際の基準の透明性を確保する措置に関しては、これまで十分に検討されてこなかった。そこで、これまでは、事前に提出される書類についてのみ点数化をしていた現状を見直し、2021(令和 3)年度の入学者選抜から、面接についても、アドミッション・ポリシーに基づいて幾つかの採点項目を設け、点数化することを試みている。このことによって、試験全体の客観的な結果を残し、透明化することが可能となった。

また、補足的に述べれば、個々の入学志願者のニーズに柔軟に対応することができるという点も、本学の学生受け入れの長所と言えよう。2021 (令和 3) 年度の入学者選抜では、新型コロナウィルスの蔓延によって、海外からの志願者が日本に入国して試験を受けられないという事態が発生したが、本学ではこの状況に対応するため、オンラインで、2名の海外からの志願者に対する試験を行った。勿論、これは緊急時の対応として行ったものであるが、しかし今後似たような状況で来校できない志願者がいた場合に、入試に際して種々の困難を抱える志願者に対して適切な配慮を示すことができるという意味で、一つの雛形となりうる受験形式である。

問題点

現状では、学外関係者などから入学者選抜について意見を聞くことは行われていない。この点は、学生の受け入れに関する短所と言えるだろう。本学の教育の特殊性のゆえに、他大学と入学者選抜の趣旨が異なっているので、学外者の意見が必ずしも有益であるとは思われないからである。しかし、まさに趣旨を活かすための意見を聞くことはありうる。本学をよく理解する人々からの入学者選抜に関する意見聴取の制度化は今後の課題である。

また、大学院への外部からの入学者選抜を行っているが、神学という学問の性質上、長期の積み重ねを要することから、学部において基本からの丁寧な学習のカリキュラムを組む本学と他大学・神学校との学問水準に、近年、かなりのギャップが見られることがある。また、外部から入学する者が本学大学院での学びに適応するための配慮を、より丁寧に行う必要がある。これは、学生受け入れそのものの課題であるよりも、学生支援における課題である。

最後に、定員管理の問題を指摘しておきたい。既に現状分析の項目において指摘したように、学部の定員充足率は現在 6 割前後にとどまっており、大学院博士課程前期課程については 4 割前後である。言うまでもなく、定員充足率を上げ、同時に適切な定員管理を行うことが、引き続き本学の改善すべき課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

以上において指摘した通り、本学は今後の学生受け入れの取り組みにおいては、主に入 学者選抜の更なる透明化・改善と、定員充足を達成するための具体的方策が焦眉の課題で あると言える。前者に関しては、本学の入学者選抜の特殊性を踏まえると、外部の意見を 取り入れることには難しさも伴うが、今後そうした意見聴取の機会を何らかの形で設ける ことは考えられる。

後者に関しては、キリスト教学校との連携をより強化し、特に高校卒業者に対する働きかけを強化する方策を立案する必要がある。勿論、これまでも、例えば 2020 (令和 2) 年度に4年次転入学制度を設け、また 2017 (平成 29) 年度に神学研修志望という枠組みを設けて、より幅広い意味での「献身」者の獲得に努めるなど、様々な取り組みをしてきている。今後もこうした取り組みを更に発展・進化させ、場合によっては全く新たな取り組みにもチャレンジしていく必要がある。例えば、新たな学校宣伝用パンフレットの作成、ホームページや SNS の積極的な活用などが考えられる。こうした具体策を進めていくためには、広報委員会との密接な連携が不可欠である。また、言うまでもなく、必要に応じて、定員を適切に管理することも必要となる。

最後に、全体のまとめを簡潔に述べておこう。現状の本学における学生の受け入れの取り組みは入学者選抜・学生募集の取り組み共に概ね適切に行われてきていると言える。前者に関しては、教務委員会や教授会を中心に、現状に即した入学者選抜のための制度・仕組みの改善が様々な形で行われてきている。後者に関しては、同じく教務委員会・募集委員会・広報委員会・教授会を中心に、学校行事や様々なパンフレット、広報活動などによって、広く学生募集の呼びかけを行っている。一方で、入学者選抜・学生募集共に課題を抱えており、それぞれ、入学者選抜の内容改善、そして定員充足のための具体的方策の検討は焦眉の課題である。今後は、こうした課題に対して、より柔軟な意識をもって対処することが必要となる。

評定:S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果 につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
 ※具体的な例
 - ・教員が担う責任の明確性。
 - ・法令で必要とされる数の充足。
 - ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員 構成。
 - ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
 - ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切 性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する 場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織 的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係 や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。 本学は「東京神学大学教員組織の編制に関する基本方針」を定めており、その中で「専 任教員の要件」として求められる教員像も提示している。
- ・教員が担う責任の明確性。

教員が担う責任については、「東京神学大学学則」の第 26 条と第 27 条に概要が示されている。研究科に関しては、明確な規定は存在しない。教育職員が担う役職が存在するが、それについては「東京神学大学教育職員役職規程」及び「東京神学大学委員会規程」が定めている「根拠資料 6-1 および 6-2]。

・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 科目適合性等、本学の教育・研究にふさわしい教員を得るために「東京神学大学教育職 員選考基準」が定められている[根拠資料 6-3]。

・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。

各教員の担当授業科目や担当授業時間の適切な把握・管理は、新年度の授業計画の作成にあたり、神学の5部門(分野)の長が「学校法人東京神学大学就業規則」第3条の規定を踏まえて、その作成にあたること、及び各部門から提出された授業計画案について教務課主任が確認をすることによって行われている[根拠資料6-4]。

・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的 かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

教員と職員との役割分担に関しては、それぞれの責任が明確に規定等によって定められ

ているわけではなく、ほぼ慣例によっている。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人 事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多 様性に配慮しているか。

<評価の視点>

・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事 を行っているか。

教員の募集、採用、昇任等に関して述べると、まず教員の任免に関する規程としては、「寄附行為施行細則」第7条第3項[根拠資料6-5]、さらに「教育職員任用に関する規則」及び「教育職員の任用に関する内規」[根拠資料6-6 および根拠資料6-7] がある。業績および経歴に関する基準は「教育職員選考基準」に定められている。これらの規程を遵守することで、公正な人事を行っている。

教員の昇任に係る教育研究活動の評価については、年限以外に点数化のような明確な基準があるわけではない。現在、検討中である。

・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性 に配慮しているか。

年齢構成に著しい偏りが生じないことは、心がけている点ではあるが、適切な人材が乏しい現状では、それ以上のことは出来ていない。教員の多様性という視点から見ると、任用にあたり、その性別は全く問題にしていない。また、特任教員の立場で、日本基督教団以外の教派・教会に属する教員の任用は既に可能となっている。実際、2023(令和 5)年度は、他教派に属する2名が特任教員及び助教として任用されている。

評価項目3

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教 員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組 みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り 組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動 等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が 適切になされるよう図っているか。

<評価の視点>

・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組み を行い、成果を得ているか。

本学には学長を委員長とする FD 委員会が設けられ、この委員会は「東京神学大学 FD 委員会規程」に則って活動している[根拠資料 6-8]。

FD 委員会は、教員の授業改善のために、授業効果調査アンケートを実施している。現在、

各教員が学部1科目、大学院1科目について実施している。

本学では、ほとんどの大学行事に専任教員の全員が出席する。従って、それらの行事が多様な仕方で教員の資質の向上に役立っている。例えば、後期の始業式に専任教員が順番で行う「始業講演」と、その後講演内容を巡って教授会全員が参加する討論会(神学サロン)は、教授会全員が専攻分野をこえて、相互の認識を深め、異なる視点から批判を加える機会となっている(ただし、2023(令和 5)年度はコロナ禍への配慮から実施出来なかった)。さらに、本学が毎年1月に開催する「教職セミナー」は、教会の教役者の研修の場であるが、そこでは、専任教員のほぼ全員が、主題講演、主題を巡るパネルディスカッションのパネリスト等の役割を持ち、参加者からの批評を受けることになる[根拠資料 6-9]。FD委員会主催講演会として出発した「神学校全学集会」は、2023(令和 5)年度も行われた。全学生へのオリエンテーションばかりでなく、教員全体に対しても、伝道者・研究者としての姿勢の確立と向上とを呼びかける時となっている。また各教会で神学生を指導する牧師と指導上の課題を本学教員が共有する「神学生出席教会牧師と教授会との懇談会」も毎年、開催されており、2023(令和 5)年度も行われた [根拠資料 6-10]。

・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組み を行い、成果を得ているか。

夏季の特別教授会においては、毎年「東京神学大学研究倫理規程」[根拠資料 6-11]の内容を確認・検討している。これも FD 活動の重要な一環に位置づけられている [根拠資料 6-12]。

大学院に特化した FD 活動としては、2023 (令和 5) 年度は、大学院における授業のあり 方全般について、専攻に分かれて意見交換・懇談の機会を持つことが出来た。

・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の 活性化を図ることに寄与しているか。

教員の業績の評価は、教授会から、現在のところ学長に委ねられている。各教員から提出される1年間の業績の報告に学長が目を通し、必要な場合には面談・指導の機会を持つ。 2023 (令和5)年度には、指導の必要が認められた者はいなかった。

評価項目4

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。 <評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な 取り組みへとつなげているか。

<評価の視点>

・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がって いる取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教員組織は、教授会(特に特別教授会)の取り扱うべき事柄である。2023(令和5)年度より、8月に開催される特別教授会において、教員編成を必ず取り上げることを定め[資料1-10]、その通りに実施された。特に2023(令和5)年度に関しては、旧約聖書部門の

教員の補充という課題を取り扱い、適切な具体案を定めることが出来た。

・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な 取り組みへとつなげているか。

「東京神学大学中期計画(2020~2024 年度)」に記載の目標に従って、当該期間に「東京神学大学教員組織の編制に関する基本方針」を定めた他、これまでに大学院の授業及び論文指導に関する FD 研修を実施出来ている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

[長所]

- ①教員組織の編制に関し、基本方針が定められていること
- ②求められる教員像が提示されていること
- ③教員の選考基準が定められていること
- ④各教員の担当授業科目や担当授業時間の適切な把握・管理が行われていること
- ⑤FD 委員会によって、FD のための諸活動が継続的に行われていること

[問題点]

- ①教員と職員との役割分担に関し、それぞれの責任が明確になっていないこと
- ②教員の採用、昇任にあたり、年限以外に明確な基準がないこと

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2で指摘した問題点の解決に向けた検討が必要である。特に教員と職員が協働する機会の多い、教務課・学生課・広報委員会等において、それぞれ両者の責任の分担を確認することが求められる。また、教員の採用と昇任の基準についての検討を重ね、規程を定めることが望ましい。

[根拠資料]

- 資料 1-2 東京神学大学学則
- 資料 1-10 東京神学大学教授会規程
- 資料 3-3 2023 年度第1回特別教授会記録、第1セッションの3
- 資料 3-4 東京神学大学教員組織の編制に関する基本方針
- 資料 6-1 東京神学大学教育職員役職規程
- 資料 6-2 東京神学大学委員会規程
- 資料 6-3 東京神学大学教育職員選考基準
- 資料 6-4 学校法人東京神学大学就業規則
- 資料 6-5 学校法人東京神学大学寄附行為施行細則
- 資料 6-6 教育職員任用に関する規則
- 資料 6-7 教育職員の任用に関する内規

- 資料 6-8 東京神学大学 FD 委員会規程
- 資料 6-9 2023 年度教職セミナー・プログラム
- 資料 6-10 2023 年度「神学生出席教会牧師と教授会の懇談会」プログラム
- 資料 6-11 東京神学大学研究倫理規程
- 資料 6-12 2023 年度第1回特別教授会記録、第2セッションの3

第7章 学生支援(本文)

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員 がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

本学の学生支援の方針は、それぞれの学生が経済的にも安定した健康な生活を送り、学修に励む環境にあることである。その方針に従って修学支援、生活支援、進路支援がなされている。そのうち、教会実習のための支援と奨学金による支援については、全学生に配布する『大学の沿革と組織』に記されている。学生支援全体についての方針は、2022(令和4)年度に「学生支援に関する方針」として制定されている。各学年にクラスを置いて教員がクラス担任となり、また教務課、学生課、奨学金委員会、教会実習委員会においては教員と職員が協力して支援にあたっている。

・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを 配置しているか。

「診療室」を設置して医師1名に委嘱し、医務室で学生の健康管理に配慮している(毎週水曜日)。

「パストラル・ケアセンター」を設置し、専門のカウンセラー1名に委託し、学生の心の健康にも配慮している。学生が過度の緊張と恐れから自由になって利用できるように、守秘義務を重んじ、教授会メンバーはその相談事項について特別関与することはない。

専任教員は全員がキリスト教会の牧師であり、宗教者としてきめ細かな支援にあたっている。

・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやす さに配慮しているか。

入学時のオリエンテーションで詳細を説明するとともに、毎日のチャペル礼拝後や全学の集会後のアナウンスで適宜情報を提供している。半期に一度、クラス担任面接があり、学生一人一人の状況を把握し、必要な支援をクラス担任から提供できるように配慮がなされている。また、「パストラル・ケアセンター」は入学時に全員が一度面談を行い、その後の利用をしやすい環境を整えている。

「修学支援(学習面)]

・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか (補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。

毎学期の初めに行うクラス担任面接では、担任が履修登録の支援も含めた履修指導を 行う。各授業は受講生が多くても 20 名程度と小規模なので、個別の質問に応じるな ど、細かな対応をすることができている。

語学力や外国語文献の読解力が不足している学生は、「英語基礎」の受講が可能である。

・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

障がいのある学生のために、本館には身障者用トイレ、エレベーターが、図書館棟に は車椅子用階段昇降機が設置されている。本館、図書館棟、ラウンジへは自動ドアに よって入館することができる。教室の前の廊下には点字ブロックが、ドアの脇の壁に は点字による表示が設置されている。

現在は障がいのある学生はいないが、視覚障がいのある学生がいたときには、資料を すべてテキストファイルで提供し、参考資料の点訳を行った。

留学生のためには留学生委員会が留学生懇談会を行い、留学生の実情の把握に努めている。日本語の力が不足している留学生のためには、「日本語基礎」の授業を設けている。この授業を日本語の補講クラスとして聴講することも可能である。

・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応 しているか。

クラス担任制度があるので、休学、退学の考えを持つ者は必ず担任と面接する。必要 があれば、さらに学長や教務課主任も関与する。

当該学生の状況に応じて、入学時の推薦教会の牧師や現在の出席教会の牧師とも緊密な連絡を取って対応している。

留年者、また留年に至らなくても成績の平均が「B」に達しない学修困難者については、教授会で情報を共有し、指導の方針を立てる。教務課が指導の方針を文書化し、新年度のクラス担任に渡して、年度初めの担任面接の際に指導や助言を行っている。

・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。

キャンパス内および学生寮ではWi-Fiを利用することができる。 遠隔授業を行ってはおらず、機器の貸与等はしていない。

・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

遠隔授業を行っていない。

[修学支援(経済面)]

・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態 等に応じて行っているか。

学内奨学金には、「一般奨学金」「指定奨学金」「補助奨学金」がある。

「一般奨学金」は、授業料の一部に充当するもので、給付を希望する学生に、経済状況を説明する申請書を提出させ、奨学金委員会において審査し、給付者を決定している。2023(令和5)年度には、学部生、院生あわせて前期21名(学部7名、大学院14名)に合計2,740,000円を、後期は24名(学部11名、大学院13名)に合計2,550,000円を支給した。

「指定奨学金」は、経済状態の比較的厳しい学生のために、奨学金を支給してくれる献金者を大学が募り、奨学金を支給する制度である。献金者には学校(財務課)からお礼

状が送られ、本学『学報』の献金者欄でも名前が報告される。それに加え、指定奨学金を給付された学生が割り当てられた献金者にお礼状を出すというシステムも定着している。大学としては、献金者の募集、給付希望学生の募集、寄付金の別枠管理、学生の経済的困難さの程度に合わせた支給額の決定から、お礼状を出す指導に至る煩雑な作業がともなうけれども、献金者が学生を覚え、奨学金により勉学を励ます制度は、奨学金のあり方の良い形としてますます充実させていきたい。2023(令和5)年度には、学部6名、大学院13名、計19名の学生に合計4,700,000円が支給された。

「補助奨学金」として「内部入学補助奨学金」の制度がある。これは、学部から大学院博士課程前期課程に進学する場合の大学院入学金納入に際して経済的困難のある者に、本人の申請に基づき、その一部を補助するものであり、2023 (令和 5) 年度は 7名に対し計 980,000 円を支給した。また、履修科目としては設定されていないオルガン・レッスンについて、大学の指定したオルガニストのレッスンを受けた場合、その謝礼の一部を補助している。2023 (令和 5) 年度は前期 4 名、後期 5 名に対して合計 45,000円を支給した。さらに、前期課程から後期課程に進学した者のうち、前期課程における成績がとくに優秀な後期課程在学者に、各専攻担当教授からの推薦により、1 年分の授業料に当たる「研究助手奨学金」を支給することがあるが、2023 (令和 5) 年度は該当者がいなかった。

これらに加えて入学定員を満たすための努力として「入学時奨学金」がある。これは、申請をした学部新入生に対して、前期授業料分に相当する額を支給する制度である。2023 (令和 5) 年度は、申請者が 7 名で、全員に前期授業労分に相当する額を支給できた。合計は 1,890,000 円である。「入学時奨学金」を維持するためには、この制度に賛同する個人、団体から寄付を募ることが必要である。2023 (令和 5) 年度の入学時奨学金への献金額は、670,000 円であった。充実した支給をさらに続けていくためには、募金を少しでも増やす努力も必要となる。『学報』などを通して、アピールを続けている[資料 7-9]。

本学の学内奨学金の 2023 (令和 5) 年度支給実績は次の通りである。一般奨学金 5,290,000 円、指定奨学金 4,700,000 円、入学時奨学金 1,890,000 円、補助奨学金等、1.025,000 円、合計 12,905,000 円である。

以上の奨学金制度とは別に、留学生に対する経済的支援として、授業料の減免措置を講じてきた。2023(令和5)年度は、学部3名、大学院2名、計5名の留学生に対して、総額810,000円分の授業料の減免措置を講じた。

また急病や経済状態の変化などで、校納金の納入が困難になった学生あるいは経済的 理由で学生生活の継続が困難となった学生について、奨学金委員長およびクラス担任 が相談に応じ、必要額を貸与する「貸与奨学金」を用意している。さらに、本人の申し 出とクラス担任の承認によって、校納金の一部の納入を、当該学期の最終授業日を限度 に猶予する「延納願制度」もある。

また本学の推薦を受けて海外に博士論文執筆のために留学した者で、研究の完結の目途がたったとき、修学の締めくくりの期間の研究生活を支援するために「後継者養成のための奨学金」を用意している。これは公募するものではなく、本人の研究報告に基づいて各専攻担当教授から推薦する。また後継者養成と言っても、本学だけでなく他の大

学・研究機関の後継者として期待されている者も含む。

学外の奨学金では、日本学生支援機構の奨学金受給志願者の推薦を行い、2023 (令和 5) 年度においては、学部 1 名が受給している。さらに文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度については、例年志願者の推薦を行い、数名の学生に受給されてきた。しかし 2023 (令和 5) 年度には推薦枠が与えられず、受給者はいなかった。

[生活支援]

・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。

毎年4月に定期検診日を設け、学外の業者に委託して、身長・体重測定・血圧・尿検査・胸部レントゲン・問診等の基本的な健康診断を実施している。2023 (令和5)年度については、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、集団での検診は行わず、学生たちが個々に健康診断を受け、その費用を大学が負担する形で行った。

学生が生涯にわたって健康の維持管理に基本的な見識をもてるように、学部 1、2 年次に保健体育の授業を設置している。本学の学生は隣接している国際基督教大学のグランドや屋内運動場を使用することができる。

年一度5月に、学生の健康維持のために運動会を開催している。学生の体育委員会がだれでも参加できるように工夫した競技を企画・運営している。クラスを越えた学生の親睦、協力にも寄与している。

・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等) を必要に応じて行っているか。とりわけ I C T を利用した遠隔授業を行う場合において配 慮しているか。

毎週火曜日に行われる「クラス別祈祷会」、年に一度行われる「クラス別懇談会」では同じクラスの学生で交わりを持ち、学生が孤立しないようにクラス担任による配慮がなされている。また、「全学祈祷会」「全学修養会」など、学年の垣根を超えた交流の機会も多く、少人数ゆえに、全学生がほぼお互いを知り合っている環境にあると言える。遠隔授業の環境はコロナ禍に起因して2020年度に整備したが、2023年度はほぼすべてが対面授業であり、遠隔授業のみの学生はいなかった。

[進路支援]

・各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生 の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援 等の進路支援を行っているか。

2023 (令和 5) 年度については、学士課程を終えて、修士課程への内部進学をせず、そのまま本学を離れた者は1名のみであった。この者は編入学時より「神学研修志望」として、従って、教役者となるのではなく、信徒としてとどまり、学部卒業後も信徒として教会に奉仕する意思を表明して入学した者であった。担任を通じ、この意思に変わりがないことが明らかになったので、そのまま卒業となり、教会で信徒として活動している。

修士課程修了者は 12 名あった。同課程 2 年次の年度初めに担任である学長が面接し、進路の希望を確認した。後期開始時の担任面接で改めて希望を確認し、学長が教会等からの依頼を踏まえて任地の斡旋をした。学生に確認する事柄は、キリスト教学校(聖書科教員)と教会とのどちらを(より強く)希望するか、地域に希望はあるか、介護等の事情により、首都圏(ないしは故郷等の特定地域)を離れづらいなどの事情があるかといったことである。その結果、日本基督教団の教会に赴任した者が 9 名、日本基督教団の関係学校の聖書科教員として赴任した者が 2 名となった。残る 1 名は入学時より並行して、日本ルーテル教団の教会の牧師を務めており、卒業後も同じ教

会で働いている。こうして 12 名全員が就職した [資料:「東京神学大学学報」327 号 (2024 年 5 月 10 日)]。また、12 名の内 1 名については学力に見るべきものがあったので、教会への赴任と並行するかたちで後期課程に進学した。

本学は、主として日本基督教団の教会のための教職(牧師)を養成することを任務としているので、本学の全課程がキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援に相当する。特に修士課程2年次の後期に実践神学研修課程の一環として総合特別講義を実施することで、教会の実践的諸問題についての学びの機会を与え、進路支援を行っている[資料:大学院実践神学研修課程総合特別講義要項]。

2023 (令和5) 年度については、博士課程修了者はなかった。

[その他支援]

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

部活動としては、2023 年度はコーラス部、ハンドベル部、カルヴァン研究会、キリスト教教育研究会、組織神学研究会、オルガニストギルド、ゴスペルソング同好会、福音伝道部、ドイツ語で神学書を読む会、フォトクラブ、球技部があり、昼休みや放課後などを利用し、活発に活動が行われている。

学外での活動として、本学と関係の深い諸キリスト教会における三種類の実習の機会を提供している。実習は教会実習委員会が担当し、事前・事後の指導を行うほか、実習中の助言、相談も行う。

三種類の実習の第一として、すべての学生が本学に入学してから卒業するまで、首都圏の教会の一つを出席すべき教会と定め、その教会で日曜日ごとの礼拝やその他の集会に参加し、さまざまな奉仕活動を行い、その教会の責任を負っている牧師の指導・訓練を受ける。その際、毎年度の初めに全学生に対して「教会生活に関する調査」を行い、教会での実習の内容や課題の把握に努めている[資料 7-3]。さらに、教会実習委員やクラス担任が学生の出席している教会の牧師と適宜連絡をとり、学生一人一人に具体的な指導や助言を行い、学内での教育と実習とが有機的に結び付くようにしている。また、毎年後期始業式の日に「学生の出席教会の牧師と教授会との懇談会」を行い、情報交換を行っている[資料 7-4]。

第二に、教会の年間行事の一つである「神学校日」(毎年10月のいずれかの日曜日に設けられる)に合わせて、学部3、4年生および大学院生を、全国各地の諸教会に派遣している[資料7-5]。学生は礼拝やさまざまな行事、活動に参加し、実習を行うだけでなく、卒業後の職場となる教会の実態に触れ、各地の教会の牧師、会員、教会学校の生徒、教会付属幼稚園・保育所の園児や保護者などと広い交流・接触をもつ機会を得ている。

第三に、学部 4 年生と大学院修士課程の 1 年生に、夏期休業中の 30 日間程、夏期伝道実習のプログラムを提供している [資料 7-6]。夏期伝道実習の提供にあたっては、実習の受け入れ側である全国各地の諸教会の実習プログラムを検討し、また参加を希望する学生の適性を十分に考慮して、一人一人の学生が適切な実習先を得ることができるように配慮する。実習前には、実習生全員を集め、オリエンテーションを行っている [資料 7-7]。実習の終了後、実習生受け入れ教会の牧師と、参加学生の双方から、それぞれ実習の報告書の提出を受ける [資料 7-8]。教会実習委員(現在は 4 名)は分担して、それぞれの報告書を読んだ上で、10 月から 11 月半ばまでの一ヵ月月半の間に、一人につき最低 25 分を費やして学生との個人面接を行う。その目的は、学生に実習の意義や評価を整理させ、将来伝道者となるための自己の長所と課題について省察を深めさせる点にある。特別な事情がない限り、学部 4 年生ならびに大学院 1 年生の全員が参加している。

[学生の基本的人権の保障]

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の 保障を図る取り組みを行っているか。 教員(非常勤を含む)、事務職員(臨時職員を含む)、学生(聴講生なども含む)の全てについて、学内のみならず出席教会や夏期伝道実習先等においても、訓練の域を逸脱してハラスメントとなる危険は常に存在すると考え、「人権侵害防止対策規程」[資料7-12]を設けている。相談窓口は、クラス担任、寮監、パストラル・ケアセンター長、教会実習委員長があたることになるが、誰でも相談しやすい教職員に相談してよいことにしている。

事件が生じた場合には、すみやかに事実調査をして適切な処置を行うために「人権にかかわるハラスメント調査委員会」を置く。調査委員会の設置とその調査・処置に関しては「人権にかかわるハラスメント調査委員会内規」を定め、本学の全構成員に周知している [資料 7-13]。毎年、新入生オリエンテーションや全学懇談会その他の機会に、当委員会内規の意義・目的を説明し、学生のみならず全教職員の理解と協力を求めるなどして、全学的なハラスメント防止に努めている。また、教会実習委員長から、学生の出席する教会及び夏期伝道実習先教会の牧師に文書を送って課題を説明し、協力を要請している。

神学生を指導する牧師たちと課題を共有し、共通の姿勢で教育に当たるため、毎年「神学生出席教会牧師と教授会との懇談会」を開催している[資料 6-22]。また、年度初めのできるだけ早い時期に「神学校全学集会」を行い、「説教者の倫理」や「ハラスメント問題」などについて講演を行っている[資料 6-20 および 6-21]。さらに、毎年「生活倫理講座」を開講し、性の問題等について年 2 回、学外の専門家を招いて全学生が聴講することを必須とした[資料 7-14]。これもハラスメント防止に貢献するものと考えられる。

評価項目2

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。 <評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がって いる取り組み及び課題を適切に把握しているか。
 - 3月の特別教授会では、必ずそのプログラムに「教育問題」を盛り込んでいる。ここでは、各クラス担任が一人一人の学生の学習や生活上の課題と現在行われている支援を紹介し、全教員が課題を共有する。その上で、支援の適切性についての点検・評価が行われ、次年度の支援のあり方が検討される。それが、新年度のクラス担任に引き継がれていくことになる。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な 取り組みへとつなげているか。

上記の特別教授会が行われるときには、次の年度のクラス担任はすでに決定している。点検・評価を踏まえて、次年度の学生支援の改善・向上のための取り組みがなされている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

小規模大学であり、また信仰と志を同じくする召命共同体でもあるため、専任教員、職員の全員が、学生全員の名前を知っており、学習状況、経済状態、進路の希望など、学生生活上の課題まである程度把握していて、一人一人の学生の状況に応じたきめ細かな支援を行っている。お互いのために神に祈り、助け合い、配慮し合うことは、本学での生活の当然の

前提となっている。このことは本学の長所である。

本学はキリスト教会の教職者養成を目的としている。教職者になることを志す際に、もっとも重視されるのは、本人の資質・能力ではなく、神の召命である。志願者に資質・能力があり、意欲があっても、神の召命がなければ本学への入学を認めない。反対に、神の召命さえあれば、資質・能力を問わずに入学を認める。そのため、本学学生の学力には学生間で大きな差がある。資質・能力に乏しい学生の学習支援は継続的な課題である。

奨学金制度はたいへん手厚いものとなっており、本学の強みの一つである。ただし、本学の学生は皆が献身してキリスト教会の教職者(牧師)になろうと志す者たちであり、そのことについて、家族(親)の同意を得ているとは限らない。そのために家族からの経済的な支援をまったく受けられない者も多い。そのことを考えると、経済的支援をさらに充実させていくことが課題である。

奨学金の支給のための主たる財源は、奨学金基金の利子(2023[令和 5]年度はおよそ 1,245万円) および奨学金寄付金である。教職者の養成を応援したいと考える団体、個人(主としてキリスト教の教会およびそこに属す信徒たち)から、毎年多額の寄付を得ている。2023年度の総額は、12,148,845円(そのうち、入学時奨学金への指定献金は 670,000円)となった。寄付金を得るための働きかけを継続して行わなければならない。

進路支援に関しては、少人数教育及び担任制度を生かし、卒業予定者の人物を把握し、またその希望を丁寧に聞き、進路の紹介を行っていることが長所である。

ただし、本学への入学と同様、卒業後の教会や学校への赴任に際しても、決定的に重要なのは神の召命であり、召命に応える献身の姿勢である。そのような教職者としての基本的なありかたを持たないと判断された学部卒業予定者ならびに中途退学者に対しては、教務課もしくはクラス担任を通してできる限り早くその旨を本人に伝えるようにしているが、そのプロセスで学生の所属する教会の牧師や保護者とよく話し合い、進路変更を含めてさらにきめ細かな指導を行うことが望まれる。これは今後改善すべき事項というよりは、常に改善すべき事項である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

全体として個別の学生支援はよく行われている。

学修支援について、さらなる支援のためには、心理テストの採用、カウンセラーや医師との協働が必要だと思われるが、小規模大学である本学での実施は難しい。改善・発展の方策についてのさらなる検討が必要である。

奨学金寄付金の募集については、地道な努力を続けていくしかない。

進路支援は十分に行われているが、進路を変更する学生への支援については、これも継続 して少しでも丁寧な支援を地道に続けていくしかない。

[資料]

(進路支援)

資料:「東京神学大学学報」327号(2024年5月10日)

資料:大学院実践神学研修課程総合特別講義要項

8 教育研究等環境

第8章 教育研究等環境(本文)

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な 環境を適切に整備していること。

評定:S・A・B・C

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を 適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

<評価の視点>

・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適 切に整備しているか。

教育研究環境の整備に関する方針は、文章上の規定ではなく、理事会・評議員会、ならびに 教授会において審議を重ね、中・長期的に明確であると言ってよい。それを明文化し、今後の 整備の土台とすることは今後の課題である。

本学は、1966(昭和 41)年に国際基督教大学から隣接地 16,526 ㎡の土地(三鷹市大沢) を校地として購入し、それ以前の三鷹市牟礼から移転して以来変更はなく、また将来に関しても変更の計画はない。現在地は、隣接の大学(国際基督教大学、ルーテル学院大学)や研究施設(中近東文化センター)との関係からしても、また武蔵野の自然を残した自然環境からしても適切な校地である。

この校地の中に、礼拝堂、講義室、演習室、パソコンルーム、会議室、集会室、研究室、事務室、医務室、学長室、名誉教授室、講師室、印刷室等を備えた本館校舎 2 階建て 1 棟、ならびに 1986(昭和 61)年に新設した図書館棟がある。図書館棟には 2 階部分に演習室、総合研究所、研究室、会議室、カウンセリングルーム、ラーニング・コモンズ等が含まれている。その他にキャンパス整備基本計画事業の下に新学生寮(収容定員 64 名、ゲストルーム 4 名)(2021年 4 月完成)ならびに教員住宅(7 世帯分)(2020年 3 月完成)、テニスコートを整備した。

本学の定員数からして、この基本的な校地・校舎・施設の量的規模は中・長期的に格段の増加の必要はない。従って環境整備の基本方針は、量的拡大ではなく、質的向上を主にしたもので、教育環境のための新たな質的整備と施設充実を図ることであり、またキャンパス・アメニティの形成に向けて充実させていくことである。

a. キャンパス整備事業

2018年度に開発道路が完成し、2019年度に教員住宅が、2021年度に学生寮が完成し、供用を開始した。学生寮の建設完了時に資金不足が予測されたが、第3号基本金を事業資金(第1号基本金)へ移行する多くの同意を得られ、借り入れを行うことなく建築が進められた。なお、研修センターの建設については、学生数減少に伴う減収を危惧し、資金計画に目途がつくまで一旦中止としている。

教員住宅

2020年3月に完成した。2021年3月に竣工後1年検査を行い、ドアや階段周りの 修正を行った。2021年度に、201号室・202号室へ向かう階段上の接合部分の目 隠し工事を追加で行うこととした。 2023年度は、4名の教員が入居している。全7住戸

② 学生寮

2021 年 5 月に完成した。12 月に防虫網追加工事、1 月に防火扉の補修工事を行った。2022 年 7 月に 1 年検査を行った。旧学生寮は 2021 年 7 月から 10 月にかけて解体工事を行った。予期せぬ地中埋設物が出てきたが、解体業者を変更したことによって費用を抑えることができた。

2023 年度は、収容定員 64 名のところ 31 名が入居した。

③ 研修センター

基本計画の策定途中であったが、資金計画に目途がつくまで一旦中止としている。

④ その他

旧学生寮の解体に伴い、旧学生寮の敷地にあった給水設備を解体し、新たに本館 給水設備を駐輪場前に設置した。従来は貯水槽から高架水槽へポンプで揚水して いたが、水道管より直接ポンプで揚水したため、貯水槽の清掃・検査費用削減の 効果があった。

・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し 技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

毎年度、教育活動の必要性に応じた事業を行なっているが、2023 年度は以下の更新を実施 した。

東神大ホームページリニューアル

ホームページに利用している CypochiCMS の延長サポート期間が終了し、ウェブサーバーの OS の CentOS 7.x も 2024 年 6 月でサポート終了となるため、新しい OS と CMS (Word-Press) へ移行し、ホームページを 2024 年 3 月にリニューアル公開した。

・C 教室のP C機器リプレース、プロジェクターの取替更新

C 教室に設置しているノート型 PC (2014 年 3 月設置、2016 年に SSD へ換装)の Windows 8.1 のサポートが終了したため、2022 年 4 月に Windows 10 搭載のノート型 PC へのリプレースを行った。すでに C 教室周辺での Wi-Fi 環境が整っているため、ノート PC の持ち込みを可能とし、設置台数を 20 台から 13 台に減らした。また、C 教室に設置のプロジェクターを 2023 年 1 月に交換した。

その他のキャンパス内の安全確保を考慮した修繕としては、消費電力の削減、地球環境保護、また蛍光灯の生産が中止され入手が困難になるため、照明のLED化を検討し、2022年度は、学生ラウンジ、本館1階会議室、事務室をLED化に引き続き、本館の常夜灯3カ所、外灯8カ所をLED化した。

2022 年度のルーテル学院大学との境界部分の樹齢 50 年を経過している桜(8 本)を伐採した。2023 年度は、中近東文化センターとの境界部分の桜(9 本)を伐採した。

評価項目2

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人 員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

<評価の視点>

・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備 しているか。

図書、学術雑誌、電子情報の整備状況の現状は以下の通りである。本学図書館は、神学 部のみの単科大学として1949(昭和24)年に新制大学として開設された経緯があり、神学 の専門図書館として蔵書を構築してきた。特に神学校合同の機会に明治学院神学部と東京 神学社の蔵書が合わさって本学図書館の蔵書の基礎となっている。その現状は図書館機能 の基本である 学習機能、研究機能、保存機能を神学専門単科大学としてバランスを備えつ つ、専門図書館として神学諸分野を中心に宗教学・哲学の図書をも加え、キリスト教関係 の語学・文学・教養書をも含んだ蔵書構成になっている。その学術的専門性の水準は高 く、神学の学術専門書を中心に和図書約5万1千冊余、洋図書約8万冊の蔵書構成になっ ている。和書については国内で出版される神学分野における一定水準以上の学術的専門書 はすべて蔵書している。洋図書については、とくに神学の先進国である英語圏、ドイツ語 圏の学術的研究資料を可能な限り蔵書に加えてきた。その結果、和書よりも蔵書数が多く なっている。神学専門洋雑誌のおよその数は、英語圏 290、ドイツ語圏 110 である。これ に日本語 400、その他の言語 50 余りを加えると 1000 点以上の神学研究雑誌の最新号とバ ックナンバーを常備している。また、オンラインデータベースについても大学図書館コン ソーシアム連合(JUSTICE)への加入及び文部科学省への助成金申請など外部資金を活用 して導入を図っている。

現図書館棟は、1986(昭和 61)年 5 月に竣工したもので、延べ床面積は 1,259 ㎡、書架の総延長は 4,919m、図書に概算して約 15 万冊を収容できる。館内の座席数は 38 席、書庫内キャレル 12 席を設置している。また館内の閲覧室には約 13,000 冊の参考図書を備え、他に新聞・雑誌類の閲覧コーナーや、OPAC 検索用端末・カード式目録・複写機などを備えた検索コーナーがある。

表 1 分野別蔵書冊数(登録済)

	和書	洋書	計		和書	洋書	計
キリスト教一 般	4, 935	7, 919	12, 854	実践神学一 般	4, 154	1, 988	6, 142
聖書一般	22, 247	41, 337	63, 584	基督教外宗教	1,051	1, 415	2, 466
キリスト教史	5, 331	7, 245	12, 576	科学	3, 232	2, 693	5, 925

教理史・思想 史	3, 777	6, 664	10, 441	語	学	2, 025	3, 136	5, 161
組織神学一般	1, 580	2, 916	4, 496	文	学	2, 965	4, 381	7, 346
				総合	計 計	51, 302	79, 694	130, 996

表 2 逐次刊行物所蔵数(登録済)

(単位) 種

	和雑誌	洋雑誌	計
雑誌 (購 入)	70	139	209
(寄 贈)	263	23	286
(その他)	330	198	528
新聞 (購入) (寄贈) (その他)	9	3	12
	2	1	3
	34	1	35
総合計	708	365	1,073

表3 館外貸出図書冊数(学生のみ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
貸出人数(延べ)	130	170	161	240	88	105	165	156	112	143	112	25	1,607
貸出冊数	246	305	306	475	172	196	309	307	240	284	214	37	3,091
1回平均	1.9	1.8	1. 9	2.0	2.0	1. 9	1.9	2.0	2. 1	2.0	1. 9	1.5	1.9

・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を 適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

配置されている職員は図書館長のほか、司書的業務を担う図書館員 2 名(うち管理業務担当1名)で業務全般を運営し、他にパート職員1名、また随時多数の学生アルバイターを雇用して運営している。開館時間は、授業開始の午前8時30分から平日は通常午後6時まで(授業終了は5時40分)、土曜日は午後12時まで(授業終了は正午)である。図書館をなるべく長く開館することは、学生への重要なサービスであるという認識と、学生からの要望も考慮し、可能な限り延長開館に取り組んでいる。 現在、学生アルバイターの協力によって、平日夜6時までの夜間開館を実施している。さらに、長期休暇期間中も開館日を週3回にしている。

2022 (令和 4) 年度の図書館開館日数は 200 日、年間貸出人数は延べ 1,915 人 (内、教員 304 人、学生 1,607 人、外部 4 人)、年間貸出冊数は延べ 4,076 冊 (内、教員 540 冊、学生 3,091 冊、外部 5 冊) であった。

2020 (令和 2) 年度には、新たに図書館システムリプレースを実施し、OPAC 端末も 3 基とした。2016 年 (平成 28) 年度には閲覧室に文字読み上げ専用端末を導入し、目の不自由

な利用者への対応も充実させた。資料管理と利用者サービスに関して一層の改善をめざしている。

本学図書館では神学・キリスト教関係の情報センターとしての役割に基づき、学外利用者にも積極的に資料を提供し、研究の推進に資してきた。対象は本学継続教育者、科目等履修生、聴講生及び留学生、本学学外活動の公開夜間神学講座受講生、卒業生、他大学の学生及び教員、一般の研究者等、紹介状があれば利用可能な態勢を取っている。継続利用に関しても利用者登録制度を採用して、それを可能にしている。

近隣図書館との相互利用については、本学図書館は、以前より国際基督教大学図書館及びルーテル学院大学図書館と親密な関係にあり、教職員が相互に利用していた。この関係を 1994 (平成 6) 年 4 月にさらに拡大し、学生レベルでも相互に利用できるようにしてきた。その制度は現在すっかり定着し、活発に利用されている。

学術資料の記録・保管のための配慮に関しては、本学は「保存図書館」としての機能を重視し、とくに、幕末・明治初期以来のキリスト教関係の貴重書の蒐集・記録・保管を大きな使命と認識している。例えば、本学図書館には貴重なコレクションとして、ギュツラフ、ゴーブル、ベッテルハイム、ヘボン、ブラウンなどによる邦訳聖書や、明治初期からのキリスト教関係新聞・雑誌類の歴史資料がある。また稀覯本としては『大秦景教宣元至本経』(717年の拓本)や、カルヴァンの『キリスト教綱要』(1554年版等数種)、バクスターの『基督教生活方針を含む実践著作集』(1707年全4巻)などを所蔵している。さらに『波多野精一文庫』をはじめ、寄贈書の中には貴重な文献が多く含まれている。この点から全面開架式とはせず許可を受けた教職員と大学院生のみに、閉架書庫への立ち入りを認めている。

以上のような「保存図書館」としての本学図書館の機能の充実のために、2014 (平成 26) 年度より、とくに貴重書・古書保存の専門家を招き、その助言を仰ぎながら、本学のこう した領域の資料整理に関する長期計画に着手してきた。

図書館の長期的視野での将来的発展のためには、神学専門図書館としてのコンセプトを 再把握し、デジタルデータを含めた図書館形成理念をより明確化することが重要である。

今後の発展方策として、第一に、本学図書館の形成理念である神学分野におけるより高度な学術的水準の蔵書を今後とも充実させる努力を継続する。

第二に、近年、外国語の聖書注解書シリーズ、神学大事典、キリスト教関係の諸事典、 全集や著作集の多くがデータベース化されている。固定化されたデータの場合、予算内で 購入する方針であるが、オンライン版としてデータが常に更新される場合、購入の是非を 慎重に検討する必要がある。

第三に、本学の可能な範囲でリポジトリーを整備するための準備をする必要がある。

第四に、対外的には OPAC を外部にも公開し、外部からの検索を可能にした。この点でのサービスは大幅に進展した。将来に向けてもこの方針を継続する。

第五に、本学図書館は日本キリスト教史上貴重な図書を多く所蔵している。そのため他 大学や学外研究者のみならず、文化施設や諸教会からの問い合わせ、文献複写依頼、陳列 一般公開のための貸借などの依頼に応じている。この方針を維持するために稀覯本、特に 和書に関しての保存・補修技術をもった専門家を招き、資料修復・製本技術の習得に今後 とも鋭意努力していく。 第六に、図書館に近接する一つの教室を「ラーニング・コモンズ」とし、共同学習が可能なエリアを提供したが、今後のさらなる利用の促進が課題である。

最後に、本学は神学専門図書館として神学分野の資料収集に重点を置いている。そのため専門的な水準は高いが、反対に全体として幅広く調和のとれた蔵書構築に欠ける点は否めない。この点を踏まえ、ここ数年来特に学際基礎科目に関連する書物や、辞書・辞典類を初めとする参考図書類を重点的に補充している。また特に利用頻度の高い基本的な書物に関しては極力複本を購入して利用に供している。教務課と連携を取り、事前に学科目概要を入手し、基礎資料や副資料として挙げられた書物を調査・購入するようにし、学生の利用に対応している。

評価項目3

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか(教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等)。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵 守を図る取り組みを行っているか。

<評価の視点>

・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分 に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか(教員に対する研究費の支給、研究 室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育 成のための仕組みの整備等)。

教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど 教育研究支援体制の整備

福音主義キリスト教会の教役者養成を主な目的とする本学においては、キリスト教信仰と諸学問分野の最新の知識との接点を探ることが常に重要である。この面で貢献しているのが講演会である。火曜日の2限目に定められた一般時間には全学を対象に、学生課が主催し随時講演会を行い学生の研究への関心を高めることに貢献している。この年間4~5回程度行われる講演会の共通テーマは「キリスト教と諸学」であり、学生の神学及び、神学に関わる幅広い学問分野への関心に応えるものとなっている。

本学では教員、学生のキリスト教神学の自由な研究と普及のために「東京神学大学神学会」が組織化され、学内から募る論文を掲載する機関雑誌『神学』を発行している。博士前期課程において課される修士論文、後期課程において課される博士論文の中から優秀なものは、要約の形でこの『神学』誌に掲載される。

日本伝道研究所は、日本における福音宣教の進展のために奉仕するという東京神学大学に課せられている特別な使命をより十分に果たしていくために誕生した。日本伝道という重要な課題に直面しつつ、東京神学大学としてなしうる神学研究、調査活動、資料収集、保存、発表、並びに研究会、講演会、セミナーの開催などを主な事業としている。2009(平成21)年度8月には、日本伝道研究所主催「説教セミナー」が行われた。2017年度か

らは日本伝道研究所主催の講演会が年1度行われるようになり、2018年1月に西岡義行氏(東京ミッション研究所総主事)を招いて「地域社会に福音となる礼拝共同体 -メディカルカフェの実際から -」と題した講演をいただいた。さらに2019年1月にもデ・ルカ・レンゾ氏(イエズス会日本管区長)により「キリシタン史の観点から日本伝道を考える」と題した講演を、2020年1月には楠本史郎氏(北陸学院院長)により「トマス・ウィンと北陸伝道」と題した講演をいただいた。2021年12月には黒田若雄牧師(高知教会)により「日本伝道の壁の突破を願って -日本伝道ミーティング高知の取り組みを通して」と題する講演が、2022年12月には保科隆牧師による講演が行われている。

また、本研究所の諸活動を通して、日本の諸教会、学校、大学を含むキリスト教諸団体との交流、協議会等も定期的に開催し、そこでの研究発表が、『伝道と神学』(2011(平成23)年3月より改称。旧『東京神学大学総合研究所紀要』)に掲載されている。この『伝道と神学』は、毎年度3月に発行されるもので、旧『紀要』の形では第13号まで、『伝道と神学』の形では第10号まで刊行されている。さらに、日本基督教団宣教研究所と連携しての日本国内のキリスト教研究をさらにすすめ、教授を同研究所に研究員として派遣している。また、日本の伝道活性化のため、2019年度より高知地区の後援会関係者とも協力して、「日本伝道高知ミーティング」を開催することとし、2020年3月23日に芳賀学長が出席して高知教会で行われた。その後、新型コロナウィルスの影響によって中断しているが、今後これを再開し、また他地域に拡げるなどが望まれる。

アジア伝道研究所は、アジアにおける伝道の共通の課題を担うために、アジアにおいてより高度な神学研究を促進する目的を持って活動を行っている。基幹となるアジア伝道セミナーにおいて、韓国、中国、台湾、フィリピンなどからの、すでに教職である留学生たちと、アジアの諸問題や日本の教会の課題について学び、アジア的な連帯の中で伝道する視点や方法、諸問題を討議している。さらに、学生たちのアジアの諸教会への研修旅行もなされ、アジア諸国の教会とキリスト教の現実を実際に見聞し、その地のキリスト者、キリスト教研究者との交流を行っている。

設備面で言えば、本学のように少人数のクラスが多い場合、議論が活発になるように演習に適した教室が多いことが望ましいのであるが、2009(平成 21)年度末に、B 教室および E 教室が、また、2012(平成 24)年度末に A 教室および F 教室がそのような形に改装され、使いやすくなった。

本学における、教育支援職員について言えば、その担当する実習科目、および担当者は 以下のとおりである。

科目担当者

体育実技: 体育実技担当教員(兼任教員1名)

臨床牧会教育: 臨床牧会教育担当教員(専任教員1名)

教育実習: 教職課程担当教員(専任教員2名)

教育の方法と情報技術: 一部実習の要素あり 教職課程担当教員(兼任教員1名) 以上の実施されている実習科目、一部実習科目に関しては、補助要員を置いているわけで はないが、授業参加者人数が多くはないので、これで不足はない。外国語教育において は、英語の履修が困難な学生のために、補講を兼任教員1名に委嘱している。また、日本 語能力が不十分な留学生のために補講を設け、兼任教員1名に委嘱している。両補講担当 者には、教務課主任が履修の困難な学生の状況を説明している[資料5-5]。

論文やレポートの作成は、今日、ワープロ(コンピューター)を使用することが多い。 コンピューターの使用については、システムアドヴァイザーが、随時、助言・指導をして いる。技術スタッフの働きに位置づけられよう。

教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

専任教員は今年度も例年と同様、研究費として一律年額30万円を支給されている[資料8-8]。キリスト教神学関係の書籍や文献資料は他の研究分野と比較して高額であり、特に外国語の基本文献資料の収集には相当の経費が必要とされる。この点で研究費の総額は必ずしも十分ではない。

研究室は専任教員の全員に与えられている。部屋の大きさは 3 種類あって、24 ㎡、19 ㎡、12 ㎡のものである。各部屋には十分な机と書棚が備えられ、空調設備、パソコン用の 学内 LAN も整備されている。2014 (平成 26) 年度に制定された助教制度に基づき、1 名が 教員スタッフに迎えられたので、常勤講師以上と同様に研究室を一部屋供与した。2016 (平成 28) 年度から制定された「特任教授」は、任用が一年ごとに更新されるものであ り、研究室については、今の所、共同での名誉教授室を使用することになっている。

また、2022 (令和 4) 年度より、日本基督教団以外の教派の教師や信徒等を特任教員と して任用する制度が始まったが、これに該当する教員には研究室が供与されることになっ ている。

本学での専任教員の担当科目は義務として最低 4 科目以上、出勤日数は(特任教授と助教を除いて)教授会や各種委員会の会合も含めて(原則的には火曜日から土曜日までの) 週 3 日であるから、研究に専念する時間は比較的十分に取り得ていると思われる。また研究学期(サバティカル・リーフ)の制度もあり、8 学期教育に従事すれば、1 学期間の研究学期を取ることができる(就業規則第3条、第9条 [資料 8-7])。

小規模の単科大学であるため、専任教員全員に(特任教授と助教を除いて)教育活動のほか、教授会への出席、各種委員会の分担、クラス担任の務め、一般時間等学校主催の公の行事への積極的参加が義務づけられている。研究学期の取り方としては、学生への教育活動のみ休止し、他の諸活動はそれまで通り継続する場合と、在外研究等の理由で学生への教育活動も他の諸活動も併せて休止する場合の二種類があり、後者の場合には特別賞与が割愛される。その選択は各自の自由裁量である。少人数の教育スタッフであるゆえ、部門ごとに全体のバランスを考え、カリキュラムに支障をきたすことのないように配慮することが望ましい。また本学に期待されている課題として、学生の教育活動ならびに後援会活動、諸教会の応援が含まれているので、研究活動と併せてこの課題にも応えられるような積極的姿勢が求められる。

・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を 図る取り組みを行っているか。

(規程の整備)

本学では研究倫理規程を制定しており、これは2014(平成26)年3月の定期理事会で承認されている[資料8-11]。2020(令和2)年度より、この規程は毎年夏の特別教授会で確認の上、検討されるようになった。この規程に現在のところ不備は見出されていない。

コンプライアンスについては、2020(令和 2)年度に「東京神学大学コンプライアンス 基本方針」を定め、施行することができた[資料]。この基本方針と研究倫理規程に立ち つつ、「東京神学大学人権侵害防止対策規程」(2020(令和 2)年度より施行)[資料]、公 益通報に関する規程[資料]、情報セキュリティ・ポリシー[資料]などをもって、個別 の領域の事柄に対応している。

(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施)

学生に限定されるコンプライアンス教育について言えば、入学時に同意を求められる「東京神学大学宣誓」及び「学生心得」が、コンプライアンス機能を持つ(「大学の沿革と組織」に掲載[資料])。その内容については、年度初めの「神学校全学集会」において折に触れて取り上げられている。これには専任教員も全員が原則として出席するので、教員に対するコンプライアンス教育ともなり得る。

研究倫理教育について述べれば、学生に対しては、学部・大学院共に「履修の手引き」に「東京神学大学の学問的倫理基準」が掲載されており、履修オリエンテーションにおいて毎年度初めに確認されている[資料]。また、2021年度は4月の神学校全学集会において、教員・学生全員を対象に、研究・学習倫理についての説明と呼びかけがなされた。教員には各自に配付される規則集に上記の研究倫理規程が収録されていることに加え、上述の通り夏の特別教授会において内容の確認と意見交換が行われている。

(研究倫理に関する学内審査機関の整備)

研究倫理規程の定めるところにより(同規程の3 [資料 8-11])、旧約聖書神学・新約聖書神学・組織神学・歴史神学・実践神学の5部門の代表者から成る倫理委員会が本学には設置されている。

評価項目4

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が 上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、 効果的な取り組みへとつなげているか。

<評価の視点>

・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教育研究等環境のうち、施設・設備については事務長が、図書館については教員の中から選出される図書館長が、教育環境については教務課主任が、研究倫理については教授会書記が責任を負っている。

施設・設備については総務課が定期的に点検を行うほか、理事会の中に設けられている 建物施設部会が評価を行っている。

図書館については図書館長と図書館の職員が点検を行い、大きな課題については教授会に諮って点検・評価を行う。

教育環境については教務委員会がそうとうきめ細かな点検を不断に行い、改善・向上に 取り組んでいる。 研究倫理については教授会書記の発議により、特別教授会において点検・評価を行っている。

[長所・特色]

- 1) 教育環境の整備の質的向上は、毎年、学長、事務長、ならびに教授会から提案され、理事会・評議員会において報告や審議がなされる。
- 2) 校舎・学生寮・職員校宅等中心になる建物は、1966(昭和 41)年に建設され、すでに 57年経過している。その間、建物および設備の老朽化が進み、かつ授業形態の変化、学生 数の減少、0A機器等の新しい設備の導入、バリアフリー設備の設置、耐震対策等の新しい 事態が生じてきている。その都度、改築、補修により対応している。(なお 2011(平成 23)年3月の東日本大震災によって、直ちに補修を要する箇所は発生しなかった)。

特筆すべき改善努力としては、2011 (平成 23) 年に建物外壁劣化調査を行い、その結果を基に2012 (平成 24) ~2013 (平成 25) 年度に、外壁補修工事を実施し無事に完了した。また、2017 年度にはエレベーター設置、玄関ドアの自動化などに取り組んだ。これによって建物の一層の安全な利用が可能となった。2015 (平成 27) 年度に、図書館棟に「ラーニング・コモンズ」を設置した。

本館の排水管設備に関しては、配管診断を 2018 年度に行ない、「更新の必要がある」との診断結果であった。今後、早急に取替更新を含めて検討していく。

図書館は建築後 32 年が経過し、屋上防水を再施工する時期となった 2014 (平成 26) 年度夏期に、図書館(及び書庫との渡り廊下の)屋上防水改修工事を実施し無事に完了した。 さらに、2016 年度春期休暇中に資料保存を重視した書庫照明 LED 化工事、2017 (平成 29)年度夏期に図書館棟空調交換工事も完了した。

2017年度から開始した「キャンパス整備基本計画事業」では、2018年度に開発道路が完成し、給排水溝、電量ケーブル、ガス管、通信回線等の整備も実施されている。その後、2020年3月には教員住宅が、2021年4月には学生寮が完成した。当初予定されていた研修センターについては、大学の財政状況から一旦建設を中断せざるを得ないとのことで、2021年11月の理事会で承認された。

- 3) 教育研究等の支援については、次の諸点で、効果が上がっている。
- ① 雑誌『神学』および『伝道と神学』(旧『紀要』) に発表の場を設けることで、学生の研究意欲を刺激している。
- ② 二つの研究所の働きを通して、さまざまな情報の提供、実習の機会が与えられている。
- ③ 研究成果は、『神学』および『伝道と神学』という二種類の紀要に自由に掲載することが可能であり、教授会の席上で神学会の委員より執筆が奨励されている。『神学』に掲載されず、「教職セミナー」で発表された論考は、『伝道と神学』の方に掲載することが可能であり、二種類の紀要の締切に時間差を設けていることが有効に活用されている。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果 的な取り組みへとつなげているか。

[問題点]

1) 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画としては、校地の緑化の健全維持とキャン

パス・アメニティの向上、校舎その他の建築物については量的拡大よりは質的向上を持続 的に継続する。それによって校舎や学生寮など、建設時よりもかなり質的によいものに改 善されている。この改善努力を毎年追及する。

- 2)教育研究等の支援については、依然として次の諸点で問題がある。
- ① 雑誌『神学』は、1月に開かれる本学主催「教職セミナー」での主題に合わせて特集が 組まれるが、献呈論文の場合を除くと、通例の主題論文の数は必ずしも多くなく、さら に奨励されることが望まれる。
- ② 研究費・研究室・研究専念時間の必要最低限は確保されていると言える。しかし海外の学会参加については十分な支えがあるとは言えない。旅費の規定も制約された内容のものである。後援会活動や社会貢献としての「公開夜間神学講座」にも専任教員の貢献が期待されているが、これは止むを得ないことながら、研究専念時間を狭めることになっている。
- 3) 研究倫理については、ほぼ全員がキリスト者である本学の構成員にとって、キリスト教的な倫理規範に基づいて行動することは当然と見做されており、それは一般社会の倫理的基準を上回るものであると期待されてきたが、構成員全員が共通の規範理解を持っているわけではない。その意味で、制定されたコンプライアンス方針に則った行動が常に確認され喚起される必要がある。

「全体のまとめ]

(校地・校舎・施設・設備関係)

「キャンパス整備基本計画事業」を通して教員住宅、学生寮の更新が図られ、施設設備の質的向上が実現した。一方、教育・研究環境の充実を図るためには、本館・図書館の整備計画を作成する必要がある。「キャンパス整備基本計画事業」の中では本館・図書館の整備計画も一部検討されており、それらと整合性を取り連携することにより、更なる改善が期待される。

(図書館関係)

2021 年度は「東京神学大学新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限指針」に基づき、そのつどのステージに応じた利用制限を行わざるをえなかった。必要な業務を見直しつつ、授業に支障の無いようできるだけの開館を心がけた。それが終息すれば、元来の図書館業務に戻り、サーヴィスの向上・充実に努めることができるであろう。専門性の高い図書館員が求められるので、スタッフの充実強化をたえず図らなければならない。

(教育環境)

教育環境は、概ね良く整備されていると言える。日本伝道研究所やアジア伝道研究所など、既存の環境をさらに有効に用いることができるよう、検討して行くことは有益であるように思われる。また、コンピュータやインターネットの普及に伴い、その設備をさらに有効に利用するためのサポート体制も検討して行く必要があろう。

(研究倫理・コンプライアンス)

コンプライアンスは大学の規則や関係法令の遵守だけを意味するのではなく、社会的信頼に応える姿勢を求めるものである。本学は何よりも構成員の全員がキリスト教的な倫理規範をもって行動することが期待されている点で、一般大学よりも好ましい状況にあると

言えるかもしれない。しかし、キリスト者もまた、この世の誘惑に晒されている以上、一般的・社会的な規範を確認することも必要と思われる。従って、コンプライアンスに関する全般的な方針を策定できたことは意義深い。これによって、教育職員・事務職員を問わず、上司や責任者の命令に従う義務や、会議における意思決定(全会一致の場合は当然であるが、多数決による決定であっても)に対する忠実といった常識的な事柄について、明示的に方針が定められた。

[根拠資料]

- 資料 5-5 日本語実力試験および日本語補講クラスについて
- 資料 8-1 東神大 OPAC 公開開始 (ポスター)
- 資料 8-2 図書館ホームページ (https://tuts.ac.jp/toshokan/)
- 資料 8-3 WebOPAC カンタンマニュアル
- 資料 8-4 東京神学大学の学生寮に冷暖房機(エアコン)を設置する特別募金のお願い
- 資料 8-5-1 建設工事請負契約書
- 資料 8-5-2 工事完成報告書
- 資料 8-6 東京神学大学学生寮冷暖房機(エアコン)設置募金の目標達成
 - ・その感謝と報告・(抄)
- 資料 8-7 学校法人東京神学大学就業規則
- 資料 8-8 東京神学大学教育職員研究費支給内規
- 資料 8-9 東京神学大学キャンパス整備基本計画 原案 A・原案 B(素案)合同版
- 資料 8-10 東京神学大学情報セキュリティ・ポリシー
- 資料 8-11 東京神学大学研究倫理規程

「大学の沿革と組織」

「履修の手引き」(G・M・D 全て)

東京神学大学コンプライアンス基本方針

東京神学大学人権侵害防止対策規程

東京神学大学「人権にかかわるハラスメント調査委員会」内規

東京神学大学公益通報に関する規程

評定:S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出 す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の 存在価値を高めることにつながっているか。

本学はその建学の理念に即して、常に社会との連携、社会への奉仕と貢献を明確に自覚し、その理念が実際に反映されるように日頃の教育と研究活動に当たっている。何よりもまず、創立以来、本学がその知的資源を担う人財を育成し、たゆみなく社会に送り出してきた。本学の関心と目的は、本学の卒業生を求めるキリスト教会、初等・中等・高等教育機関、研究機関、また社会福祉、社会事業団体等に、多くの人財を送り出し続けるところにある。さらに本学は、出版活動、地方での種々の講演会・研修会の開催、公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育プログラム、内地留学制度、海外の神学教育機関との学術交流、日本伝道フォーラム、キリスト教学校伝道協議会等を通して、社会との連携、社会への奉仕と貢献を担ってきた。

a. 出版活動

キリスト教神学の研究及び普及を図る目的で設立された「神学会」によって、毎年研究 誌『神学』が発行されてきた。2023(令和 5)年度には第 85 号(主題「教会の本質」)が 出版された。日本では珍しい神学専門の、長い伝統をもつ研究誌であり、本学の教員をは じめ、優れた神学者たちによる神学論文を発表し、高い評価を受ている。

また、日本およびアジアのキリスト教に関わる調査、研究を目的として設立された「東京神学大学総合研究所」も毎年紀要を出版している。2010(平成 22)年度からは、装丁のデザインも一新して『伝道と神学』を出版し始めた。2023(令和 5)年度に発行された『伝道と神学』第 14 号には日本伝道研究所主催講演、「教職者のためのオンライン・シンポジウム」での発題、修士論文要約、その他の研究論文が収録されている。

さらに、本学の教育研究上の成果の社会への還元を示す貢献の一つとして、『東神大パンフレット』の刊行にも言及したい。本学教員が執筆し、一般に分かりやすい平易な表現で現在の教会とキリスト者が直面している諸問題を解明し、知的財産を広く提供できるように努めている。

b. 学外活動

<公開夜間神学講座>

本学は様々な学外活動を行ってきているが、その中でも最も伝統の長い社会貢献の一つが公開夜間神学講座である。1947(昭和 22)年4月に開設された講座であり、2023(令和5)年度には、77 期生を迎えた。毎週月曜・金曜の午後6-8時に開かれ、現在は日本基督教団銀座教会を会場に行われている。講師陣として、本学の専任教員のほとんどが関わっている。これまでの受講者はすでに1000人を超えているが、近年は2年間の受講プログラ

ムの正規生に加え、好きな科目だけを受講する科目受講生、聴講生も増えてきている [根拠資料 9-1]。2020(令和 2)年度以来、コロナの危機の中でいくつかの講座、集会を中止せざるをえない事態も起こったが、2023(令和 5)年度には、ほぼ以前と同じ対面式の講座を再開し、特別行事(クリスマス礼拝など)も工夫を加えながら再開するに至っている。

<教職セミナー>

本学は、例年1月に(近年は国立オリンピック記念青少年総合センターを会場に)全国の牧師、伝道者を対象に2泊3日の研修の機会を提供してきた。それが「教職セミナー」である。しかし 2020(令和2)年度以来、コロナの危機のもと、対面での「教職セミナー」を中止にし、オンラインでの一日プログラムでの開催になっていた。だが、2023 年(令和5)年度は対面での開催をめざし、2024年1月9日(火)~1月11日(木)に4年ぶりに対面で教職セミナー(第52回)を実施した。主題は「教会とは何か?今改めて考える」で、旧約神学、新約神学、歴史神学、組織神学、実践神学の5部門から発題がなされた。100名以上の参加者が与えられた。発題の内容については、『神学』85号(2023年12月)および『伝道と神学』14号(2024年3月)を参照。

<継続教育>

本学では、正規学生に対する神学教育のほかに、教会あるいはキリスト教学校などですでに働いている牧師・伝道者の生涯教育のために「継続教育」のプログラムを用意してきた。本学と関係の深い日本基督教団の教職者のみならず、広くキリスト教諸教派の牧師、伝道者に開かれている。彼らは、神学的なリフレッシュ、継続的な神学的自己形成のために、大学院博士課程前期課程の科目の多くを開講することができる。

また、2014 年度には「東京神学大学内地留学生」に関する内規が制定され、本学において学位ならびに卒業資格の取得を目的としない、半年間の神学研修プログラム(ただし1学期に限って延長あり)を開始している。これによって、遠方の牧師たちの継続教育のために勉学の門戸を開くことができるようになった。

<全国各地での講演>

以上のような学外活動に加え、教授会メンバーは全国各地の東京神学大学後援会との連携によって、年間にわたって全国各地の教会をまわって多くの講演会、研修会を行っている。また、教授会メンバーは、それぞれ専門分野の学会、研究組織に加わり、理事や学会誌編集委員などの役職に就いている。また、海外の学会、研究会にも積極的に参加し、研究発表などを行うよう努力している。

<国際交流>

また、本学のグローバル化への積極的な対応、国際社会への貢献として、本学と大韓イエス教長老会神学大学校との間の学術交流に言及したい。2011(平成 23)年度から本学と大韓イエス教長老会神学大学校(長神大)との間で提携が結ばれ、交互にゲスト・プロフ

ェッサーを迎え合うというプログラムを実施している。

2016 (平成28) 年度、長神大より裵 熙淑 (ペー・ヒソク) 教授 (旧約聖書神学)。

2017 (平成29) 年度、本学より小友聡教授(旧約聖書神学)。

2018 (平成30) 年度、長神大より崔眞奉 (チェ・ジンボン) 教授 (礼拝学、説教学)。

2019 (令和元) 年度、本学より中野実教授(新約聖書神学)。

2020(令和2)年度以来、この学術交流プログラムはコロナ禍のもとで休止状態であったが、2023(令和5)年度から再開し、長神大から白忠鉉(ペク・チュンヒョン)教授(組織神学)を迎えた。

<日本伝道フォーラム>

本学の学外組織との連携協力の一環として行われている「日本伝道フォーラム」についても言及したい。本学は日本基督教団と連携協力の実質化のために、日本基督教団所属の教会の指導者たちと共催する形で「日本伝道協議会」を 1990 年以来、毎年(6月頃) 開催してきた。この協議会は卒業生のみならず全国の教会の牧師が参加し、現代のキリスト教が直面している諸問題をめぐる講演、シンポジウム、分団協議などを通して、課題を共有する貴重な機会となっている。 2018 (平成 30) 年度からは、名称も「日本伝道フォーラム」と新しくされ、内容的にも幾つかの新機軸(ワークショップの実施など)が試みられている。それによって新たな参加者を獲得することがねらいである [根拠資料 9-2]。

2020(令和2)年度は開催すべく準備が進められていたが、コロナ禍のもと、来年度へ延期となった。2021(令和3)年度もなおコロナの危機が続いていたので、対面での開催をあきらめ、オンラインでの開催に切り替えた。2023(令和5)年度(第5回日本伝道フォーラム)も引き続きオンライン開催となった。日時は2023年6月6日(月)で、主題「キリスト教の将来」のもと、主題講演、発題、祈祷会などが行われた[根拠資料9-3]。

<キリスト教学校伝道協議会>

本学卒業生の多くが、初等教育から高等教育まで幅広く全国各地のキリスト教学校で働いている。これらの教育機関との具体的交流、教員の教育的使命の認識の深化と資質向上を目的として、「キリスト教学校伝道協議会」を設けている。この協議会でもたれる講演、シンポジウム、討論を通し、参加者は授業の充実、キリスト教学校の建学の精神の具体化について学び、それぞれがよりよく社会に貢献する方策を模索している。この協議会には、本学卒業生に限らず広くキリスト教学校の教職員や理事長も参加している。また、2021(令和 3)年度以降はオンラインでも参加できる体制を整え、遠方の教職員、さらには各地域の教会の牧師たちとも問題意識を共有している。第 24 回協議会は 2023(令和 5)年 5 月 27 日に、「建学の精神を次世代へ引き継ぐために 一今、私たちにできること一」を主題にして講演会とシンポジウムが行われ、キリスト教学校における宗教教育の意義や方法について協議と意見交換の場となった。この協議会は、学外組織の必要と期待を知り、本学における教職者養成と社会貢献を方向づける場ともなっている [根拠資料 9-4]。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果 が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組 み、効果的な取り組みへとつなげているか。

社会連携・社会貢献をめぐる様々な課題については、まず「神学会」「学外活動委員会」「日本伝道フォーラム準備委員会」「キリスト教学校伝道協議会運営委員会」「教職課程委員会」など、それぞれの委員会において取り上げ、議論されるが、必要な場合は通常の教授会へと報告され、そこでさらに深めて議論することもある。このような協力体制はほぼ確立していると言える。

a. 出版活動

出版活動の多くを担うのは、教授会メンバーから成る「神学会、紀要」の担当委員で、彼らを中心に編集作業が行われる。その活動については、必要に応じて通常の教授会でも報告され、課題がある場合には教授会全体で議論される。ただし、定期的な点検・評価を行っているとまでは言えない。

b. 学外活動

公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育に関しては「学外活動委員会」が担っている。担当の事務担当者(総務課職員)と共に企画され、実施へ向けての準備がなされる。しかし、これらの実施には、ほぼすべての教員の参加が必要であり、必要に応じて通常の教授会で報告がなされ、課題を教授会全体で共有するようにしている。学外活動委員会の働きの中心は計画、実行にあり、点検・評価が必要とされる場合は、通常の教授会においてなされる。

教職セミナーについては、参加者にアンケートを書いてもらい、それをもとにして直後の教授会の中で点検・評価を行い、改善・向上に努めている。

日本伝道フォーラムの企画、実施は、学外の委員も含めた準備委員会が点検・評価を行い、その結果をもとに次回のフォーラムの計画を行なっている。構成メンバーは、教授会メンバーのほか、10数名の教会の牧師たちから成っている。

キリスト教学校伝道協議会は本学教職員から成る小委員会、本学教職員とキリスト教学 校教員の有志から成る運営委員会がそれぞれ年1~2回開かれ、この協議会を計画、実施 し、自己点検・評価を行なっている。

2. 分析をふまえた長所と問題点

本学の卒業生を求めるキリスト教会、学校、施設等にたゆみなく人財を送り出し続けていることに加え、出版活動、公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育プログラム、内地留学制度、日本伝道フォーラム、キリスト教学校伝道協議会などを通して、本学は広く社会との連帯、社会への貢献を自覚し、その任務を担ってきた。本学は、極めて小規模の大学であるにもかかわらず、神学に関する文書の出版、公開夜間講座、教職セミナーなど、すでに長年の経験に基づいて(色々と新しい工夫を加えながら)続けられているものに加え、内外からの要請に基づいて、内地留学制度など新しい仕方での社会貢献にも取り組んでいる。この点は大いに評価できるであろう。

このように、社会連携・社会貢献は本学の存在理由そのものと結びついているため、本学の理念・目的自体が社会連携・社会貢献の方針を示しているとも言える。社会連携・社会貢献活動についての基本方針の策定が求められており、学外活動委員会、教会実習委員会に付託されている。2024(令和 6)年度に策定される予定である。

出版活動は神学会が担っているが、定期的な点検・評価を行っているとまでは言えない。

1947 (昭和 22) 年以来、70 年以上の伝統を持つ「公開夜間神学講座」は、本学の大切な遺産であり、誇ることのできる社会貢献の一つと言える。この講座の講師陣には、東京神学大学の専任教員のほとんどが加わっており、神学という学問の深さ、広さを味わうことができる機会であり、さらにキリスト教音楽、キリスト教美術、牧会カウンセリングなど、多方面にわたる講義をも提供している。本講座の中心は、2 年間で全科目を終了する「正規生」としての受講プログラムであるが、科目ごとに受講し、3年以上かけて、ご自分のペースに合わせて全プログラムを終了することのできる「科目受講生」制度、さらに1科目から好きなクラスを受講できる「聴講生」制度もあり、利用しやすく工夫されている。

公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育は「学外活動委員会」が担っているが、これらの実施には、ほぼすべての教員の参加が必要であり、必要に応じて通常の教授会で報告がなされ、課題を教授会全体で共有するようにしている。この点は長所と言えよう。教職セミナーについては、参加者にアンケートを書いてもらい、それをもとにして直後の教授会の中で点検・評価を行い、改善・向上に努めていることも良い点であろう。

日本伝道フォーラムはコロナ禍の後、対面での開催を再びどう進めていけばよいのか、 という課題に直面しており、準備委員会の再編をふくめ、多くの検討事項がある。

キリスト教学校伝道協議会は、全国的にキリスト者が減少する中にあって、キリスト者教職員が集まり、キリスト教教育をいかに守り、社会貢献に繋げていくかを考えるほぼ唯一の場を提供している。運営委員には校種や地域の偏りなく現役教員が選任されているため、キリスト教学校が直面している課題を反映して、時宜にかなった企画がなされるのも良い点である。オンラインを併用し、参加者の幅を広げている点でも評価できる。本協議会は 2022 (令和 4) 年度まで教員免許状更新講習に一部重ねる形で開催されてきたが、教員免許状更新制度廃止後も、聖書科・キリスト教学教員の研修の場を提供している。今後はさらに、講演や発題のアーカイブをインターネット公開するなど、より広く研修の機会を提供することが求められるであろう。

3. 改善と発展方策と全体のまとめ

東京神学大学中期計画(2020-2024 年度)において、(1)社会連携・社会貢献活動についての基本方針の策定、(2)学外での奉仕、日本伝道フォーラム、キリスト教学校伝道協議会、教職セミナーなどのプログラム、出版活動等、すでに取り組み、実績を上げてきている個々の活動のさらなる充実が求められている。

(1)の基本方針策定については、学外活動委員会、教会実習委員会に付託されており、 2024(令和6)年度に策定の予定である。 (2)については、日本伝道フォーラムの準備委員会を再編し対面開催を目指すこと、キリスト教学校伝道協議会を教員の研修の場としてさらに広く提供することを通し、さらなる充実を図る。

本学は教会に仕え、教会やキリスト教学校、キリスト教関連施設等に奉仕することを使命としている。福音に堅く立つ教職者を養成することで教会とキリスト教学校に奉仕することに加え、教会のための神学研究に努め、その成果を教会に還元することに努めるものである。福音の宣教こそが最大の社会貢献であるとの理解に立ち、そのために諸教会や教職者の学びと協議の場を設けている。また、教会の信徒の方々が信仰を深めるための学びの場を設け、広く提供している。

[根拠資料]

根拠資料 9-1 東京神学大学公開夜間神学講座募集パンフレット(2023 年度 77 期生募集)

根拠資料 9-2 〇〇年度「第〇回日本伝道フォーラム」プログラム

根拠資料 9-3 2023 年度「第五回日本伝道フォーラム」プログラム

根拠資料 9-4 2023 年度第 24 回キリスト教学校伝道協議会プログラム

第10章 大学運営・財務(1)大学運営(基本情報一覧)

大学運営関係資料・規程

人子連呂関係貝科・現住		
	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らか にした資料	学校法人東京神学大学寄附行為	先に同じ
学長選出・罷免に関する規程	東京神学大学学長選挙に関する 規約	先に同じ
役職者の職務権限に関する規程	東京神学大学教育職員役職規程	先に同じ
教授会規程	東京神学大学教授会規程	先に同じ
設置法人の理事会(役員会)及び 評議員会の名簿(役職、氏名、所 属先を示したもの)	学校法人東京神学大学役員・評議 員名簿	先に同じ
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	学校法人東京神学大学理事・監事・評議員等恋補者選考に関する 内規	先に同じ
職員採用規程	なし	先に同じ
監事監査法人又は公認会計士に よる監査報告書による監査報告 書	独立監査人監査報告書 監事監査報告書	先に同じ
事業報告書	学校法人東京神学大学事業報告 書	先に同じ
備考:		

第10章 大学運営・財務(1)大学運営(本文)

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学 運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、 関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務 執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

<評価の視点>

・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学 運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

中・長期的な大学運営方針の策定と大学構成員への周知

理念・目的の実現に向けた大学運営方針の策定は、「東京神学大学学則」、「同大学院学則」、「東京神学大学教授会規程」[資料 6-2] 等に明確に表現されている。理念・目的の実現に向けての大学運営方針は、寄付行為前文と同第2条、学則第3条第1項及び大学院学則第2条において目的を明確にし、その達成の為の方針を学則第3条第2項に明記している。加えて、学則第6条、第7条並びに大学院学則第3条、第4条に目的達成に欠かせない信仰的訓練についての方針が明記されている。

2019 年度内に内部質保証向上委員会が原案を策定し、特別教授会で協議した後、2020年3月30日の定期理事会・定期評議員会の書面決議(新型コロナ・ウイルス対策のため)で承認した「中期計画」を、2020年4月1日に公表した。この中期計画の具現化の進捗状況を内部質保証向上委員会中心に検証していく。

大学運営としては、教学は学長のリーダーシップのもと、学部教授会=大学院研究科委員会の責任において運営されている。1 学部・1 学科・1 研究科であることから、学長が学部長・学科長・研究科長を兼務している(「東京神学大学学部長選考規程」[根拠資料 10-2])。学長は常に理事長及び常務理事会と緊密に連絡を取りながら、大学運営の健全化に努めている。

大学構成員への周知

大学運営方針の周知に関しては、教学上のことは教授会=研究科委員会が責任を負うが、その都度、常務理事会、理事会、評議員会、ならびに職員会などに周知が図られる。 また各クラスの集会、神学校全学集会、全学懇談会等の機会を通して学生間にも周知を図っている。 ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

学長の選任方法と権限の明示

学長は「東京神学大学学長選挙に関する規約」に従い、教授会構成員(准教授以上)全員の投票により、その3分の2以上の支持または上位2名の決選投票によって選出され、理事会に候補者として推薦される[資料10-1]。また学部長については、「東京神学大学学則」(第25条)に規定されているが、「東京神学大学学部長選考規定」によって学長が兼務する。1学部・1研究科の大学、大学院の関係から、学長が研究科長も兼務している。学長の権限については、寄附行為施行細則第10条、学則第24条に規定されている。また単科大学の学長として学長は学部長を兼ねる[根拠資料10-2]。学務を管掌し、教育職員・事務職員の人事、財務の大学運営に関する事項を管掌するものとして、大学全体の機関でもある教授会=研究科委員会を主宰する。権限の行使は、教授会の了解のもとで行われており、必要に応じて教授会書記と意見交換を行うようにしている。学長は校務全体の管掌における責任者たることを免れない。

意思決定のプロセス

大学の意思決定については、教授会に設置されている各種委員会ならびに「二つの専攻会」、また神学5分野の各担当部署が、必要事項を検討・立案し、教授会に提案する。教授会での協議を踏まえて修正・承認し、理事会の審議事項であれば、学長が常務理事会の承認を経た後、理事会に上程している。このすべての運営は学内の成文化された規則集に基づいて進められる。必要に応じて、都度、事務長が事務連絡会で報告し、周知を図る。毎月の事務連絡会には学長が出席し、SD研修会として、毎回の講話を通して「本学の理念や使命」について注意を喚起し、その月と翌月の主要行事を情報共有し、各課報告を行い情報を共有している。

学校教育法及び学校教育法施行規則が平成 26 (2014) 年に改正されたことを受け、大学のガバナンス改革の推進として学長のリーダーシップの確立と教授会の役割を明確にするように規則改定を行った。その結果、学生の入学、卒業に関する事項、学位審議および学位授与に関する事項、教員の任免についての理事会への推薦に関しては、教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。また学生の退学、転学、休学に関する事項、学生の教授、研究、その他指導上の事項、その他本学に関する重要な事項に関しては、教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じて意見を述べるというように変更した。ただし、重要な事案に関しては必ず教授会で熟議した上で、その意見を集約し、学長が決定するというプロセスを重視することが確認されている。小規模大学の運営という視点から見て適切な判断であると評価される。

教授会の役割の明確化

教授会は、「東京神学大学教授会規程」第8条によって、教育課程の立案、実行、教員 人事を含めて、民主的運営にふさわしい権限を与えられ、これを適正かつ十分に実行しう るよう運営されている。具体的には「東京神学大学委員会規程」[根拠資料 10-5] に基づき専任教員によって構成される委員会、および「東京神学大学教育職員役職規程」[根拠資料 10-6]による役職担当者から教授会に報告がなされ、審議事項に関わる案件が提出され、審議されている。とくに教育課程の方針ならびに教員人事については、部門の長が懇談した指針に基づいて、各専攻の「専攻会」において協議した上で、教授会に提案され、意見の集約をした後、学長がこれを決定する。

教育研究の充実と発展および本学の学事に関する運営を円滑に行うため、「東京神学大学教授会規程」を定めている [根拠資料 6-2]。

東京神学大学教授会規程に、教授会は本学学部及び大学院研究科の教育研究に関する次の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べると規定されている。

- (1)教育職員の研究方針および計画に関する事項
- (2)教育職員の任免についての理事会への推薦
- (3) 学生の入学、卒業修了および学業評価に関する事項
- (4) 学位および称号に関する事項

また、次の事項について、学長の求めに応じて意見を述べる。

- (1) 学生の退学、転学、休学に関する事項
- (2) 学生の教育、指導および賞罰に関する事項
- (3) その他教務および学生に関する重要事項

教授会は教授会規程により教授・准教授を構成員としている。

教授会規程第7条に教授会は月2回開催するように定められているが、2023(令和5) 年度は27回の定例教授会と3回の特別教授会を開催した。

大学院研究科委員会については大学院学則 25 条に、次の事項について、学長が決定を 行うに当たり意見を述べると規定されている [根拠資料 1-3]。

- (1) 大学院担当教員の審査に関する事項
- (2) 学位審査および学位授与に関する事項
- (3) 学生の入学、課程の修了および卒業に関する事項

また、次の事項について、学長の求めに応じて意見を述べる。

- (1)教育課程に関する事項
- (2) 学生の退学、転学、休学に関する事項
- (3) 学生の資格認定および身分に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) その他研究科に関する事項

大学院については「東京神学大学大学院学則」第7章に教学上の大学運営組織の規定がある。これに従って研究科委員会が置かれ、学長がこれを主宰する(第24条)。大学(学部)教授会の成員(准教授以上)が研究科委員会を構成している。研究科委員会は第25条にその事項が定められており、これを適正かつ十分に実行しうるよう運営されている。大学学部と同様、「東京神学大学委員会規程」[根拠資料10-5]に基づき大学専任教員によって構成される委員会、および「東京神学大学教育職員役職規程」[根拠資料10-6]による役職担当者から報告、研究科委員会の審議事項に係る案件が提出され、審議さ

れている。

助教および特任教員は、以上に規定されているように、教授会・研究科委員会の会議及び職務は免除されている。これは、それぞれの研究に専念できる態勢であるということである。2018 (平成 30) 年度初頭に助教の一人が、二期目の任期の始めに極めて優れた業績によって学位の取得が承認され、制度の有効性を証明した。

神学研究科は、聖書神学専攻と組織神学専攻に分けられ、それぞれに専攻主任が置かれている(大学院学則第24条)。専攻主任の職務は第26条に規定されている通りであるが、各専攻に属する専任教員全員が専攻主任を補佐し、意見を述べるので、これを「専攻会」と呼び、教育課程の方針ならびに教員人事を含めて、研究科委員会の事項は、専攻会において協議した上で、教授会に提案され承認を受ける。

・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、 関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務 執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

単科の小規模大学の特徴として、教授会と学校法人理事会、評議員会との間には密接な信頼関係がある。学長の権限は学校教育法大58条に定められているほか、東京神学大学寄付行為施行細則第10条において「学長は、本大学を総括する」と定められている。この規定により学長は、教学組織としての代表者であり教育研究の最高責任者である。また、学長は、「学校法人東京神学大学寄附行為」[資料1-1]第5条第1項による職務上の理事であり、「学校法人東京神学大学施行細則」[資料10-4]第4条により常務理事である。これに加えて、同施行細則第5条において教授会書記は理事会・常務理事会に常時陪席している。

さらに同施行細則第7条、8条によって、学長、教員の任免等、学長・教員人事に関する事柄は教授会の推薦を必要とし、あるいはその意見を徴して行われる。学長が理事と学長を兼任することにより、教学だけでなく経営に関与でき、教授会と法人組織の機能分担及び連携協力関係は適切に遂行されている。

理事会は、学校法人東京神学大学寄附行為第5条により定数18名の理事を置き、法人 理事会を組織している。現在欠員はない。同寄附行為第9条により、法人の最終的意思決 定機関である。

監事の定員は 2 名で欠員はない。理事及び監事については相互関係においてその配偶者又は 3 親等以内の親族は含まれていない。監事は、理事又は大学の職員ではない。

理事長は、理事会で選任され、寄附行為第8条第3項に「本法人を代表し、その業務を総理する」と定められている。理事長は、理事会の議長となる。また、理事長は、寄附行為第10条により毎年3回、5月、11月および3月に定期理事会を開催し、必要に応じて臨時理事会を開催している。

寄附行為第12条により理事会に常務理事会を置いている。常務理事会は、年8回開催している。常務理事会が審議した事項は、理事会の議決を得なければならない。なお、常務理事会は、寄附行為施行細則第4条に基づき、理事長、学長理事、財務理事および理事会において互選された理事5名によって構成されている。

なお、教授会から選任されている教授会書記は学長補佐として理事会並びに常務理事会、さらに評議員会に常時陪席し、教授会との関係を円滑にしている。

2023年6月1日に理事、監事、評議員が任期満了により改選された。理事会構成員は以下の通りである。

理事(18名)

理事長	藤掛	順一	理	事	山畑	謙	
学長理事	神代真	砂実	理	事	嶋田	順好	
財務理事	高橋	潤	理	事	長山	信夫	
常務理事	東野	尚志	理	事	古屋	治雄	
//	黒沼	健	理	事	D. リー	ディー	
//	安藤	良一	理	事	松井	睦	
//	渡部	満	理	事	岡村	恒	
//	小林	克彦	理	事	河田	直子	
			理	事	小山	美弥	
			理	事	小林	眞	

監事(2名)

 監事
 市川 一宏

 #
 齋藤

 孝

評議員会は、寄附行為第 21 条の規定により選出された 37 名をもって組織されている。 評議員会は、寄附行為第 25 条から第 28 条の規定に基づき運営している[資料 10-3]。

適切な危機管理対策の実施

自然災害のため、通学電車・バスが運休した場合には、早朝教務主任が学長と相談の上、休校の指示をホームページに掲載する。ホームページはスマートフォンでも見ることができる。キャンパス内にある学生寮では三鷹市の消防署の協力を得て火災訓練を毎年度行っている。東日本大震災を機にチャペルでの地震を想定し、防災訓練を行い、避難口を設置した。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

<評価の視点>

・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成の適切性と執行プロセスの明確性及び透明性

本法人の年度予算は、年度事業計画とともに定期評議員会、定期理事会において決定される。事務局において事業計画案と予算原案を作成し、各関係部門との調整の後、教授会の審議を経て財務担当理事との最終調整を行う。その後、常務理事会における審議を行っ

た上で、毎年 3 月下旬開催の定期評議員会の諮問を受け、定期理事会により審議決定される [根拠資料 10-12]。

また、予算補正を行う必要が生じた場合には、年に2回(5月.3月)予算編成と同様の 過程を経て原案を策定、審議決定を行っている[根拠資料10-12]。

予算配分と執行については、月次に確認を行うとともに、定期的に報告書を作成し、常 務理事会、定期評議員会、定期理事会に提出している [根拠資料 10-13]。

執行部門と審議機関の役割分担・連携は明確である。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

公認会計士5名による年6回の会計監査および監事による監査、監事会(公認会計士, 監事、理事長、学長、財務理事、事務長、経理担当職員)を経て、定期理事会、定期評議 員会に上程・可決された決算書は、その後、事務局で保管し、閲覧に供するとともに、大 学報およびホームページで公表している。

公認会計士監査は、定期的に年 5 回ないし 6 回行われ、日常会計においても逐次、質問をして会計指導を受けている。監事および財務理事にも適宜報告し、公認会計士、監事、理事長、学長、財務理事、事務長、経理担当者が同席する監事会を毎年 5 月に開催している [根拠資料 10-14]。

なお、定期理事会で決算が承認後に、公認会計士に報告し、「独立監査人監査報告書」 が理事会宛に提出され、以降開催される常務理事会、定期理事会、定期評議員会で報告し ている。

外部への公表

財務諸表等の閲覧体制は、整備されており、また大学報およびホームページへの掲載を 実施している。また、公認会計士による監査については、詳細かつ適切・適法な運営に努 め、理事長、学長、財務理事。監事に事務長から「監査時報告書」にて報告している。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援 等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ ディベロップメント (SD) 活動を組織的に実施しているか。

<評価の視点>

・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援 等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

学校法人東京神学大学事務組織及び事務分掌規程に基づき本学に事務局が置かれている。事務局には事務長及び職員(合計 12 人)が配置されている。事務組織及び人員配置は、事務長の下に、総務課に3人(兼務1名)、教務課・学生課に3人、経理課2人、

財務課1人、図書館3人(パートタイマー1人含む)が配置されている。 事務組織については、下記の東京神学大学組織図の参照。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

教務課は、教学に関わる下記のような企画・立案・補佐機能を担っている。それらは、①学生の入学・卒業、②学生の学籍、身分管理、③単位の履修・認定、④受講登録、⑤学科目整理、授業時間割編成、⑥授業・試験実施補佐、⑦成績記録の管理・保管などである。学生課は、学生の入学から卒業、教会等への赴任先までのキャンパスライフを包括的・組織的に支えることを役割としている。

経理課は、事務長の指揮下で各部門の予算管理から収入等の試算、優先支出事項、支出 枠等を踏まえての予算原案調整・編成事務を担当している。

留学生に関する専門業務については、教務課、学生課において、留学生担当の教員の指揮下及び留学生委員会との連携・協力の下で対応している。入試、就職関係の専門業務については、教務課、学生課において教務課主任、入試担当主任、学生課主任の教員の指揮下で対応している。

本学の法人事務局の機能は事務長が対応し、総務課、財務課、経理課の各職員が適宜事務長を支援しながら、定期理事会、常務理事会、定期評議員会、後援会推進委員会、財政委員会等の各種委員会の諸活動が運営されている。

また、上記の諸会議には、事務長ほか関係職員が陪席し、正確な情報に基づく審議、議決が行えるよう補佐し、議事録の作成を行い、すみやかに各組織内に周知を図っている「根拠資料 10-8 および 10-9]。

事務組織と学校法人理事会との関係

本学の定期理事会は年 4 回、常務理事会はその下にあって年 8 回の定例的開催をしており、大学の実質的な運営方針決定の役割を果たしている。事務長、総務課主任は、これらの会議に常時陪席し、正確な情報に基づく審議・議決が行われるよう補佐すると共に、会議の審議経過と結果について、速やかに各組織内に周知を図っている。

連携はきわめて密接であり、滞りなく業務が推進されていると考える。

・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係

学校法人東京神学大学事務組織および事務分掌規程第 5 条により、事務長は学長を補佐する地位にあって、教学組織である定例教授会=研究科委員会に常時陪席している。また事務職員は、教員によって構成・運営される各種委員会及び関係主任教員との連携を常に保っている [根拠資料 10-7]。

本学の事務組織と教学組織はそれぞれ、本学の規程に基づいて設置されており、固有の機能を担っている。同時に事務長は教学組織の運営状況を適切に事務局組織に周知し、業務への活用を徹底する役割を持つ。また、職員は適宜各種委員会に同席又は陪席し、各主任教員との連携協力の下で業務を遂行している。

事務組織と教学組織との間の連携はきわめて密接である。また事務組織と教学組織は、

それぞれの機能の独立性を保ちつつ、教職協働により適時適切な連携をとり、円滑な業務 運営を行っているものと考える。

・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

本学においては、各事務職員の自主的な能力開発を促すと共に、毎月、第1金曜日の朝に行っている事務連絡会の場を活用して、各課の直面している課題を共有し、法令改正動向の確認等、職員全体の知識のレベルの向上に努めている。

各職員の能力、連携動作円滑化と情報の共有化が、業務の効率と精度向上に繋がり つつあると考える。

・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況について

事務職員の採用は、欠員が出た場合、近隣教会等に依頼して候補者を募り、書類審査と 面接の上で決定していた。今後は、公募により、応募者の中から優秀で献身的な人材を 採用していくことが求められる。

極めて小規模の大学ではあるが、文部科学省の認可を受け、経常費補助金の交付を受けている。また、本学の収入構造は、寄付金(教会及び個人献金)に頼らざるを得ない状況であり、人件費は出来るだけ抑える必要がある。業務内容の多様化に対応できる優秀な人材を育成することが必要である。

一般職員から主任(管理職)・事務長への昇格については、専門性、職務遂行能力、課題解決力、意識改革等について、毎年度行っている事務長面談等を踏まえ、事務長が考慮し学長と相談の上、理事会に上程している。ただし、「職員の採用及び昇格に関する規程」が整備されていないため、今後、早急な規程の制定が課題である。

・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ ディベロップメント (SD) 活動を組織的に実施しているか。

事務職員のSD活動

2017 年の学校教育法等の一部改正により事務職の職務規定が改正されたことにより事務職員に求められる専門性が高まった。本学では、SD 活動を強化するため 3 種類の職員研修機会を提供している。第 1 には、小規模の体制を生かし、月初めの金曜日の午前中に「事務連絡会」を開催し、実務的な課題について協議する機会を設けている [根拠資料 10-10-1]。学長に出席いただき、東京神学大学の理念やモラルに関わる諸問題について講話をいただき、職員の意識向上と深化に努めている。第 2 に、新任職員採用時のオリエンテーションや、図書館職員の司書研修会、日本私立学校振興・共済事業団の経常費補助金説明会等の各種説明会への参加など、職員の専門的内容を考慮し、研修機会を積極的に提供している。第 3 に、事務長と職員は、年に 2 回、個人面談の機会を持ち、業務上の問題提起、改善の提案、キャリアアップを図るために、年度の目標管理について話し合い、継続フォローしている。また、職員の求められる力につても示している。

事務職員は、召命感を持ち、一人一人の資質も高く、意欲も見られる。適切な評価が 労働意欲の向上や改善意欲につながるため、検討していく。

将来の改善策として、職務を司るために、職員各自が共通して身につけるべき情報シス

テムの知識や法令改正等の最新情報、専門知識の向上を図るため、専門知識研修会などに 積極的に関係職員を参加させ、その知識・情報を他の職員と共有することを図っている [根拠資料 10-10-2]。

2023 年度に「学校法人東京神学大学スタッフ・ディベロップメント (SD) 規程」を制定した。2025 年度私立学校法の改正に向けて、危機管理規程の制定など危機管理意識の醸成など、随時他大学などの規程や運営などの調査・情報収集等により、大学事務局としてのレベルを維持向上するための施策も講じていく。

教員の FD 活動

教員の教育ならびに研究に関わる意欲の向上に関しては、毎年自己点検評価に付される業績表によって相互チェックがなされており、さらに学内での一般時間講演、学校伝道協議会、日本伝道フォーラム、全員が参加し発題講演をする教職セミナー等により、終始刺激を与え合っている。特に前期と後期開始時における年2回の始業講演を順番に担当し、その直後の教授会で「神学フォーラム」が開かれ、教授会メンバー同士の質疑応答と意見交換が行われており、各自が取り組んでいる最新の研究状況を報告しなければならない。この機会が備えられていることの意味は大きい。

また、2022 年度には、上記に加え、大学基準協会の認証評価において指摘された大学院固有の FD が、大学院の学生指導、特に修士論文・博士論文の指導を巡って、他大学教員を講師として行われた「根拠資料 10-10-3]。

さらに、2023 年度は教員の SD 活動として、大学ガバナンス・コードの必要性と意義、また大学設置基準について、特別教授会で研修が行われ、ガバナンス・コードを制定した[根拠資料 10-10-4]。毎年度末には、特別教授会で各コードの進捗状況の振り返りを行い、教授会、定期理事会、定期評議員会で審議し、ホームページで公表を行う予定である。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。 <評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で 行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組 んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価 し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握してい るか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<評価の視点>

・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

2025 年 4 月 1 日私立学校法の改正に向けて、監事の監査機能は重要性を増すため、「学校法人東京神学大学監事監査規程」を常務理事会に上程し、審議され、定期理事会、定期評議員会において制定した。

また、公認会計士とは日常から連携を行い、適宜、会計処理等の相談を行っている。 財務関係は、教授会の理解を得つつ、理事長の責任のもと、学長理事、財務理事、常務 理事会、定期理事会・定期評議員会の承認を得て順調に運営されている。また年一度5月 に監事会を開催し、監事、公認会計士の指導のもと、財務ならびに業務が適正に営まれて いるかどうかの監査を受けている。監事は従来財務監査を中心に監査を行ってきたが、 2013 (平成25)年度以降は、監事も常務理事会ならび理事会に陪席し、業務監査も行っ ている

・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

a. 適切な根拠に基づく点検・評価

毎年年度初めに自己点検評価委員会が立ち上げられ、報告書の作成が義務づけられている。報告書には必ず根拠資料を付すことが求められる。その報告書をもとに内部質保証向上委員会で課題が把握され、主に特別教授会において、短期的な課題であれば、各部署に問題点が通達され、改善・向上が図られる。中・長期的な課題であれば、3回の特別教授会において、時間をかけて徹底的に討議され、具体的な方策が練られている。

b. 監査プロセスの適切性

これまでの監査プロセスでは、自己点検評価委員会によって報告書が作成され、その中で指摘された問題や課題を特別教授会において共有し、中・長期的展望に立って解決に向けての具体的な施策が実行されてきた。これは点検・評価に基づく改善・向上として位置づけられる。しかし、内部質保証向上委員会が立ち上げられ、2018 年度以降は、自己点検評価委員会は自己点検評価の実施と評価報告書の取りまとめを担当し、そこからの課題の把握と改善の指示は内部質保証向上委員会が担うようになっている。これにより、内部質保証向上委員会が学内の課題を集約して内部質保証に責任を持つ体制が構築されている。

・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる 事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。 学校法人東京神学大学ガバナンス・コードにより、教授会、常務理事会、定期理事会、 定期評議員会でPDCAの振り返りを行いホームページで各項目の振り返りを行う 予定である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

[長所・特色]

1学科1大学の小規模大学である点が有利に働いて、現状において大学運営は支障なく営まれており、教学組織と法人組織との連携、教員と事務員との連携も密接かつ潤滑に行われている。また教授会の運営については、学内の教務、人事、学外関係など全般にわたって諸規則にのっとり、民主的な手続きに従って適正に行われている。

[問題点]

自己点検評価報告書を内部質保証向上委員会が査読し、意見交換をした上で、特別教授会に提言するシステムが既に確立しているが、このシステムをさらに活性化する必要がある。 また、学生や外部ステークスホルダーの意見をさらにこの改善システムに取り入れるべきであろう。

また、教員の FD, SD については、各教員の教育研究の向上、またアドミニストレーションの向上のために既に十分に行われていると言えるが、さらに幅広い内容の研修が継続的かつ計画的に行われるべきであろう。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

特になし

第10章 大学運営・財務(2)財務(基本情報一覧)

財務関係資料

别	
	URL・印刷物の名称
<私立大学>	
財務計算書類(6カ年分) 	学校法人東京神学大学 2018 年度~2023 年度までの計算書類
마쇼디션	□ L
財産目録 	同上
 事業報告書	 学校法人東京神学大学事業報告書
TANKER	1 MAY VIVII 1771 TANKEE
監事による監査報告書(6カ年分)	監事監査報告書
監査法人又は公認会計士による監	独立監査人監査報告書
査報告書(6カ年分)	
備考:	

第10章 大学運営・財務(2)財務(本文)

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。 <評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

<評価の視点>

・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。 2021 年度で新長期財政計画(2017-2021 年度)が終了し、新たに中期財政計画 (2022-2026 年度)を策定し、2021 年 11 月の常務理事会、定期評議員会、定期理事会で審議し承認された。[根拠資料 10-24]

中期財政計画の課題

以下の課題の解決を図る

- ・献身者の減少が続いている。
- ・献金が漸減している。
- ・コロナ禍は収束しているが、コロナ前に教会の活動が戻らない。

収 入

- ・コロナ禍により学生数の減少による学生生徒納付金収入及び国庫補助金の減収が 懸念されたため、中期財政計画中には回復を見込んでいる。
- ・東京神学大学の最大の収入源である一般寄付金収入については過去5年の実績値を参考に一定の目標値とした。教会賛助金と後援会献金それぞれ70,000千円、同窓会賛助金、学校賛助金等で16,500千円とし、合計156,500千円とした。
- ・特別寄付金は、キャンパス整備募金が 2021 年度で終了しているが、校舎は、 築 57 年のため建物設備献金を計画し、神学生のための給付型奨学金、その他の 特別献金として合計 63,300 千円とした。
 - ・資金運用収入として、第 3 号基本金引当特定資産及び特定資産を運用している。今後も、資金管理運用委員会の現在の運用方針を継続することとして 24,300 千円としている。

支出

- ・人件費は教職員の定年退職等勘案した人事計画により策定した。
- ・教育研究経費及び管理経費は経常的に支出される費用を吟味した上で、ホームページリニューアル費、図書館・教務課システムリプレース、大学基準協会評価料等の費用を加味している。
- ・奨学金引当特定資産、減価償却引当特定資産、施設設備引当特定資産への繰入支出は、収入減から計上できる状況にはないが、寄付金の遺贈献金が生じた場合は収支のバランスを見ながら特定資産等への繰り入れを行うことを考えている。

第2次中期計画実現の方策

- ・学生募集に向けて全学一丸となり取り組む。
- ・学校案内や受験案内等の紙媒体だけでなく、ホームページを活用した動画配信等

広報活動の活性化、強化を図る。

・地区後援会活動と連携して主要な教会に集まっていただき東京神学大学からの 感謝・報告・献身者を送り出してもらいたい等の呼びかけを実施する。

a. 中期財政計画 概要

1) 中期財政計画 (2022~2026 年) [根拠資料 10-24] 主なる内訳は以下の通りである。

中期財	政計画(2022-	[単位:百万円]	
	2023 年度	2024 年度	2026 年度
	決算	予算	予算
(学生数)	(72人)	(89人)	(91人)
[収入の部]			
学生納付金	44	59	60
手数料	1	2	2
国庫補助金	39	50	50
寄付金	189	220	220
特別寄付金	16	63	63
奨学金	12	19	19
基金	14	3	3
建物設備	3	30	30
その他	1	11	11
一般寄付金	159	157	157
教会賛助金	62	70	70
後援会献金	80	70	70
同窓会・学権	交等 17	17	17
付随事業	3	8	8
雑収入	27	9	14
前受金	22	29	29
資算運用収入	25	24	24
その他の収入	47	26	0
資金収入調整勘定	△38	△ 46	△ 34
前年度繰越支払資金	金 43	42	63
収入計	404	422	436
[支出の部]			
人件費	235	220	232
教育研究経費	57	82	85
管理経費	35	36	36
施設・設備	14	15	15
資産運用	18	4	4
その他の支出	11	9	5

資金支出調整勘定	≧ △ 7	△ 5	△ 5
翌年度繰越支払資	登金 41	61	64
支出計	404	422	436

・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。 事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表比率の適切性

本学の特徴は、学生数が少なく小規模であるため、学生納付金の比率が総体的に低い。 また、交付される経常費補助金に限界があるため、前述のように、寄付金比率が全国平均 値に比較し、かなり高い数値(57%)であることが特徴である。

収入の三本柱として、2023 (令和 5) 年度は、寄付金比率 56.8%、学生生徒等納付金比率 13.4%、経常費補助金比率 11.7%である。学生納付金収入及び国庫補助金収入の増収 は期待できないが、現状の寄付金比率を維持していくことが必要であると考える。

本学は毎年度、第3号基本金に繰り入れている。その見合いとして第3号基本金引当特定資産を保有しているため、特定資産構成比率が38.7%と高い。特に、特定資産に占める第3号基本金引当特定資産の割合(77.7%)は、比常に高く、特定資産を運用していることにより、収入の安定化にも寄与している。結果として、運用資産余裕比率も3.0年と全国平均を上回っている。

借入金が無いため、借入金利息比率は 0.0%であるが、これは本学が寄付金中心の収支 構造であるため、無借金経営を方針として掲げており、それを継続していることの現れで ある。

繰越収支差額構成比率△17.9%で 2019 年度以降、2023 年度までマイナスに転じている。この数値を少しでも改善していく事が喫緊の課題である。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。 <評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

<評価の視点>

・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

この 5 年間では、大学 1 学部 1 学科、大学院の学生総数は、103 名~72 名という小規模単科大学であり、本学の帰属収入における収入構成は、他の私立大学とは特徴を異にしており、寄付金は財政基盤を支える最も大きなウェイトを占める重要財源となっている。

学生納付金(1.070,000円)は、2010(平成22)年度以降14年間、改訂していない。 これは、財政は大変規模しい状況以下にあるが、神学生の経済相強を考慮すると、改定す ることはできない。

国庫補助金は、経常費補助金がほとんどであるが、特別補助金は配分内容の変更による減少、学部1年生時からの入学者数が少なく、3年次の編入学者がほとんどを占めているため、補助金配分基準により補補助金の増額は厳しい状況である。

本法人は、長期的な財政基盤の安定と基本的財産の充実を図るため、第3号基本金に組

み入れている指定寄付金(一般基金と奨学金基金)の募集活動を 1993 (平成 5) 年度から 積極的に展開している。キャンパス整備基本計画事業 (学生寮と教員住宅の建築資金)の 工事費増に伴い資金繰りが悪化し、第 3 号基本金(一般基金のみ)の寄付者に「第 1 号基 本金(施設設備)への移行」(キャンパス整備建設費)の文書を郵送し、第 3 号基本金取 り崩しの同意を得た基金は、2020 年度に 383,000 千円、2021 年度に 666,076 千円の取り 崩しを行い、キャンパス整備事業の支払いに充当した。

資産運用は、低金利状況下で運用実績が年々低下傾向にある。2010(平成 22)年度以降は、元本の保証を基本としつつ、国債・地方債等の保有を行い、運用益の確保に努めている。2016(平成 28)年度は、金利低下により保有国債の額面が上昇していることにより買替えを実施し、売却益を確保した。2017(平成 29)年度には 2016(平成 28)年度購入債券の利率の改善を図るため買替えを行った。2023年度は 24,873千円の運用益を得ている。

2021 年 11 月定期理事会において、国債や地方債の債券を運用している現状から資金管理の重大性を鑑み、資金管理運用規程の改正を行い、資金管理運用委員会を設置し、構成員に専門的有識者を加えた。2022 年 3 月定期理事会では資金管理運用の基本方針となる資金管理運用規程細則を制定した。

2023 年度は、資金管理運用委員会を 3 回開催し、資金運用実行計画に基づく資金繰り悪化時に対しての対処を審議した。

・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。 本学財政の寄付金比率は56.8%と高く、本法人の財政基盤を支える最も大きな財源である。

寄付金に関して、本学は1943(昭和18)年に有志による寄付金(献金)によって発足し、その後更に外国ミッションによる献金も加わって支援が続けられ、運営されてきた。その後、1962(昭和37)年に、本学の後援会組織が発足し、今日までこの体制が発展してきている。

こうした背景により、寄付金は本法人の財政の根幹をなしており、本学の全国後援会組織の運営による恒常的・継続的な多額の献金によって支えられており、着実な実績を積み重ねてきている。今後も更なる発展を願い、諸教会と連携して、講演会組織の一層の拡大に向けて、綿密な計画と実現を目指していきたい。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

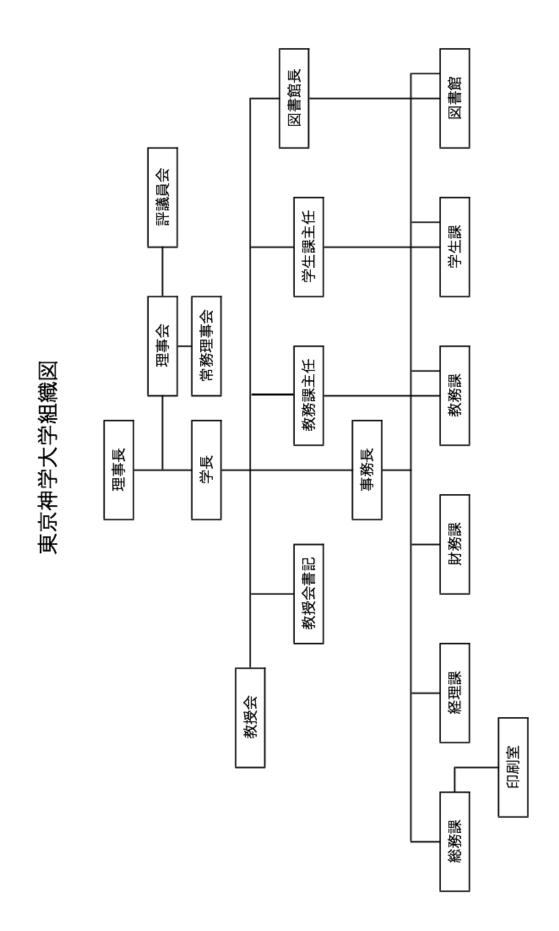
新長期財政計画(2017~2021 年度)は、学生数の減員により、学生納付金収入及び国庫補助金収入が漸減してきている。寄付金収入に関して、後援会献金は現状維持の状況であるものの、献金教会数の減少により教会賛助金が漸減し、寄付金全体としては漸減してきている。新長期財政計画(2017 年度~2021 年度)は、2021 年度で終了し、上記の課題を解決するため、今後5年間の中期財政計画(2022 年度~2026 年度)を策定した。

コロナ禍により、教会活動が縮小したが、コロン感染症が終息しても、中期計画で示した 学生数には至っていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

財政を支えている後援会活動については、2020 年度から 2021 年度まで、新型コロナウイルス感染拡大により、全国推進委員会及びほとんどの地区の公開講演会を中止にせざるを得なかった。2022 年度も引き続き感染防止に努め、今後は、東京神学大学ホームページの活用等広報活動を通して、日本基督教団立神学教育機関として、教団内諸教会に後援会活動の輪を広げる工夫も必要である。そのためには、教会との関係性をさらに強化すると同時に、教団立神学校として牧師のリトリート・再教育のための便宜を図ることが重視される。この意味で内地留学制度を定めたが、内容をさらに充実させると共に、新学生寮のゲストルームの活用等将来のキャンパス構想の中に含めている。

また、重要な寄付金である教会賛助金、後援会献金の充実を図るため、教会賛助金は経常収入の1.5%、後援会献金は現住陪餐会員割合3割の後援会員数を目指して、各地区後援会を中心に呼びかけている。



[根拠資料]

資料 1-1 学校法人東京神学大学寄附行為 資料 1-2 東京神学大学学則 資料 1-3 東京神学大学大学院学則 資料 6-2 東京神学大学教授会規程 東京神学大学学長選挙に関する規約 資料 10-1 資料 10-2 東京神学大学学部長選考規程 資料 10-3 学校法人東京神学大学 理事・監事・評議員(2017年度) 資料 10-4 学校法人東京神学大学寄附行為施行細則 資料 10-5 東京神学大学委員会規程 東京神学大学教育職員役職規程 資料 10-6 資料 10-7 2011 年度 第 12 回教授会記録(抄) 第200回定期理事会議事録(抄) 資料 10-8 資料 10-9 第 169 回定期評議員会議事録(抄) 資料 10-10-1 事務連絡会議資料 資料 10-10-2 2023 年度 職員研修受講予定・記録 資料 10-11 長期財政計画前期実施状況/長期財政計画後期 資料 10-12 第 221 回定期理事会議事日程 資料 10-13 第 225 回定期理事会議事日程 資料 10-14 2023 年度 監査スケジュール 資料 10-15 第 201 回定期理事会 資料 9 第204回定期理事会議事録(抄) 資料 10-16 第 220 回定期理事会 新長期財政計画(2017~2021 年度)別紙 5 資料 10-17 第222 回定期理事会 2016 年度計算書類 別紙 4 資料 10-18 資料 10-19 第228回定期理事会事業報告書(2023年度)別紙1 第228回定期理事会献金報告(2017年度)別紙3 資料 10-20 財務比率表 (2019~2023年度) 資料 10-21 資料 10-22 第224回定期理事会 キャンパス整備基本計画事業 別紙8 第225回定期理事会 募金委員会発足とキャンパス整備基本計画事業運営組 資料 10-23 織体制 別紙 6 資料 10-24 中期財政計画(2022~2026 年度)第 242 回定期理事会(2021 年度)別紙 9

終章

全体のまとめとして、1全体の総括と、2今後の展望について述べたい。

1全体の総括

2023 年度は、ほぼ完全に新型コロナウイルスの危機を脱却できた年度となった。平常の営みが回復されていく中で、積み残されていた課題、目標をもう一度自覚し、取り組みに向けて態勢を整える年度となった。

1章 理念・目的

理念・目的は適切に設定されている。また、学部及び研究科の目的も適切に設定され、公表されている。本学の状況を踏まえ、これに適合した規模の中期計画が策定されている。これらの点は長所としてよい。

問題点としては、中期計画をさらに具体的なものにする必要があることが挙げられる。

2章 内部質保証

3章 教育研究組織

本学の理念・目的に合致し、世界的に見ても適切な教育研究組織の配置が行われていること、教員の確保に関して、その課題が専任教員の間で広く認識されていることを長所とすることが出来る。

4章 教育課程・学習成果

5章 学生の受け入れ

学生の受け入れに関係する本学の長所として特記すべきことは、入学者選抜における面接の重視である。小規模大学である本学は、学部においても研究科においても、教授会全体が受験者全員の面接にあたり、さらには合否判定に関しても教授会全員の了解を求めている。受験者の一人一人について、諸要素が丁寧に検討されているので、教授会全員が合否に責任を持てる体制となっている。このことによって、入学者選抜における透明性・公正性・妥当性が確保されていると言える。

しかし現状では、学外関係者などから入学者選抜について意見を聞くことは行われていない点は、 学生の受け入れに関する短所と言えるかもしれない。本学をよく理解する人々からの入学者選抜に関 する意見聴取の制度化は今後の課題である。

最後に、定員管理の問題を指摘しておきたい。既に現状分析の項目において指摘したように、学部の定員充足率は現在6割前後にとどまっており、大学院博士課程前期課程については4割前後である。言うまでもなく、定員充足率を上げ、同時に適切な定員管理を行うことが、引き続き本学の改善すべき課題である。

6章 教員・教員組織

教員・教員組織に関する長所として、以下の点が挙げられる。

- ①教員組織の編制に関し、基本方針が定められていること
- ②求められる教員像が提示されていること
- ③教員の選考基準が定められていること
- ④各教員の担当授業科目や担当授業時間の適切な把握・管理が行われていること
- ⑤FD 委員会によって、FD のための諸活動が継続的に行われていること

しかし、問題点もある。以下の通りである。

①教員と職員との役割分担に関し、それぞれの責任が明確になっていないこと

②教員の採用、昇任にあたり、年限以外に明確な基準がないこと

それゆえ、問題点の解決に向けた検討が必要である。特に教員と職員が協働する機会の多い、教務 課・学生課・広報委員会等において、それぞれ両者の責任の分担を確認することが求められる。ま た、教員の採用と昇任の基準についての検討を重ね、規程を定めることが望ましい。

7章 学生支援

小規模大学であり、また信仰と志を同じくする召命共同体でもあるため、専任教員、職員の全員が、学生全員の名前を知っており、学習状況、経済状態、進路の希望など、学生生活上の課題まである程度把握していて、一人一人の学生の状況に応じたきめ細かな支援を行っている。お互いのために神に祈り、助け合い、配慮し合うことは、本学での生活の当然の前提となっている。このことは本学の長所である。

本学はキリスト教会の教職者養成を目的としている。教職者になることを志す際に、もっとも重視されるのは、本人の資質・能力ではなく、神の召命である。志願者に資質・能力があり、意欲があっても、神の召命がなければ本学への入学を認めない。反対に、神の召命さえあれば、資質・能力を問わずに入学を認める。そのため、本学学生の学力には学生間で大きな差がある。資質・能力に乏しい学生の学習支援は継続的な課題である。

奨学金制度はたいへん手厚いものとなっており、本学の強みの一つである。本学の学生の経済女体を勘案すると、経済的支援をさらに充実させていくことが課題である。

進路支援に際しても、小規模単科大学ゆえのきめ細かな働きができている。卒業生の人数が 2023 (令和 5) 年度は 12 名と少数であるため、卒業生たちとの複数回の面談や赴任先教会・学校との折衝に十分な時間を取ることができることは、本学の長所である。しかしなお、進路支援に関して、よりきめ細かな指導を行うことが望まれるであろう。

8章 教育研究等環境

9章 社会連携・社会貢献

本学の卒業生を求めるキリスト教会、学校、施設等にたゆみなく人財を送り出し続けていることに加え、出版活動、公開夜間神学講座、教職セミナー、継続教育プログラム、内地留学制度、日本伝道フォーラム、キリスト教学校伝道協議会などを通して、本学は広く社会との連帯、社会への貢献を自覚し、その任務を担ってきた。本学は、極めて小規模の大学であるにもかかわらず、神学に関する文書の出版、公開夜間講座、教職セミナーなど、すでに長年の経験に基づいて(色々と新しい工夫を加えながら)続けられているものに加え、内外からの要請に基づいて、内地留学制度など新しい仕方での社会貢献にも取り組んでいる。この点は大いに評価できるであろう。

10 章 大学運営・財務

本学は、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた「東京神学大学中期計画 (2020-2024 年度)」を持っており、教職員にも共有されている。学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等についても明示し、それにもとづいた適切な大学運営を行っていると言える。また、予算に関しても適正な手続きで編成し、透明性をもった予算執行を確保していると言えるであろう。

学校法人東京神学大学事務組織及び事務分掌規程に基づき、本学には事務局が置かれており、 事務長及び職員が配置されている。事務組織と教学組織との間の連携は、それぞれの機能の独立 性を保ちつつも、密接である。また、毎月の事務連絡会の場を活用して、各部門の直面する課題 を共有し、法令改正動向の確認等、職員全体の知識のレベルの向上に努めている。

さらに、大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組む体制も整っていると言える。具体的には、

1) 本学の年度予算は、年度事業計画とともに理事会において決定される。その執行については、月次に確認を行うとともに、定期的に報告書を作成し、監事が陪席する常務理事会、定期評議員会、定期理事会に提出している。

公認会計士監査は、定期的に年 5 回ないし 6 回行われ、逐次会計指導を受けている。監事および財務理事にも適宜報告し、公認会計士も同席した監事会を毎年 5 月に開催している。これによって大学運営の適切性は担保されている。

2) 大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価するのは自己点検評価委員会である。同委員会が作成する報告書から内部質保証向上委員会が課題を発見し、教授会を通じて各部署に問題点を通達し、改善・向上を図っている。

「極小」と言ってもよいほどの規模の大学であるがゆえに、標準とされる自己点検評価のシステムのあり方や内部質保証向上の働きについて、対応が難しい面があることは否めない。しかし、一層の整備・向上に努めることを怠ってはならないであろう。

2今後の展望

積み残されている課題を一つ一つ取り上げ、実質化することが求められている。中でも内部質保証システムを実効性を伴ったものとして機能させることが大切である。そのためには、PDCAサイクルが実効的に行われなければならない。現在行われている内部質保証システムが適切であるか、定期的に検証し、その検証の客観性を確保する必要もあるであろう。

最後に、2025 年度からの新しい中期計画の策定に向けての準備を始めていく必要があることを付け加えておく。